

事業概要

2022年度



町田市保健所

目 次

I 保健所のあらまし

1 保健所の沿革	7
2 管内の概況	8
3 管内人口	9
4 施設の概要	12
5 保健所の組織及び分掌事務	13
6 決算状況	15
7 研修・教育	17
8 各種協議会	19

II 保健総務

1 健康危機管理	23
2 統計調査	42
3 医務	44
4 薬事	46
5 地域医療システム推進事業	49
6 救急医療対策事業	51
7 災害医療救護活動支援	58
8 医療安全支援センター	60
9 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策	62

III 健康推進

1 地域保健普及啓発	69
2 自殺総合対策事業	72
3 健康づくり推進	74
4 がん検診等	78
5 成人健診事業	83

IV 保健予防

1 感染症予防	89
2 結核対策	94
3 エイズ・性感染症対策	98
4 各種健診・検査	99
5 医療費助成制度	100
6 精神保健福祉	103

7 難病対策	109
8 保健師活動	112
9 健康づくり推進	117
10 食育推進	118
11 保健栄養	122
12 健康福祉会館事業	127
13 成人保健指導事業	129
14 障がい者等歯科保健推進対策事業	137
15 歯科口腔健康診査	138
16 高齢者歯科口腔機能健診	139
17 高齢者予防接種事業	140
18 予防接種事業	142
19 母子健康診査事業	153
20 母子保健指導事業	167
21 歯科衛生士活動	180
22 栄養士活動	181

V 生活衛生

1 動物管理	185
2 環境衛生	188
3 食品衛生	192

VI 統計表

1 人口動態統計	207
----------	-----

VII 附属機関等

1 保健所運営協議会	223
2 町田市感染症の診査に関する協議会	224
3 町田市大気汚染障がい者認定審査会	225
4 町田市食育推進計画策定及び推進委員会	226
5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会	227
6 町田市難病対策地域協議会	228
7 町田市自殺対策推進協議会	229
8 町田市医療安全推進協議会	230

凡 例

- 1 文中使用した統計数字は、原則として2022年度末又は2022年度中のものによるが、暦年表示の妥当なものは、2022年中又は2022年末現在のものによった。また、静態的時点表示の妥当なものは各時点のものによった。
- 2 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—	数値微差（0.05未満）の場合	0.0
計数不明又は不適當の場合	…	減を表す場合	△
計数のありえない場合	・		
- 3 表中の割合単位は注記が無い限り「%」とする。

I 保健所のあらし

1 保健所の沿革

年月	出来事		
1948. 1		保健所法全面改正	
1948. 10	保健所法（22. 9. 5 法律 101 号）の公布に伴い、東京都南多摩保健所が発足（町田保健所の前身）		
1955. 7	東京都南多摩保健所のうち、町田町・鶴川村・忠生村・堺村の1町3村を管轄する東京都町田保健所が新設された 管轄人口 57,622 人		
1958. 2	町田町・鶴川村・忠生村・堺村が合併し町田市となる		
1971. 5	鶴川地区に、東京都町田保健所鶴川保健相談所が新設された		
1974. 10	町田保健所木造庁舎の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート2階建ての現庁舎に改築し、開所した		
1985. 10	鶴川保健相談所を人口増加に伴う保健需要に見合う施設とするため全面改築 改築に際し、鶴川市民センター等との合同庁舎とする		
1994. 7			地域保健法制定
1996. 7	「保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例」公布 多摩地域の保健所は、再編整備計画により12保健所となる 当保健所は「町田保健所」の名称で存続が決定 保健所機能強化のため増改築整備工事（研修棟整備）着工		
1997. 2	増改築工事（研修棟）竣工		
1997. 3	保健所再編整備の一環として、鶴川保健相談所が閉鎖となる		
1997. 4	鶴川保健相談所を町田市に移譲	地域保健法全面施行	
2001. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表	健康増進法施行	
2003. 5			
2004. 4	多摩地域の都保健所再編 八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え存置		
2006. 7	「町田市の保健所政令市移行に関する検討会」設置		
2008. 5	「町田市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」設置		
2009. 4	市職員派遣研修開始		
2010. 8			
2010. 12	市議会第四回定例会にて、町田市保健所条例制定（23. 4. 1 施行）町田市保健所設置決定		
2011. 4	町田市保健所発足 企画部門として保健企画課の設置 市保健所として動物管理行政を開始（これにより、環境保全課で行っていた動物管理業務が移譲される） 保健企画課、生活衛生課、保健対策課の3課体制となる 保健所政令市移行により、健康課より健康づくり推進事業が移譲される	地域保健法施行令改正「町田市が保健所政令市として指定される」	
2012. 7	保健企画課が町田市役所市庁舎7階に移転		
2013. 4	生活衛生課医薬指導係から医務薬務係へ名称を変更 保健対策課感染症係と地域保健係を統合し、地域保健第一係・第二係へ名称を変更		
2015. 4	組織改正によりいきいき健康部が保健所といきいき生活部になる 保健所は保健総務課、健康推進課、保健予防課、生活衛生課の4課体制となる		
2021. 2	保健予防課に臨時接種推進室を設置		

2 管内の概況

町田市は、東京都心から南西 30 ～40km に位置し、半島のように神奈川県に突き出ている。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55km² で、北部は八王子市と多摩市、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっている。

人口は、1965 年代から始まった住宅公団、公社及び大手不動産業者等による大型団地の建設に伴い急増し、1982 年 5 月には 30 万人を突破し、2023 年 1 月 1 日現在 430,831 人（外国人登録人口含む）で八王子市について 2 番目に多い市である。

交通は、小田急線・東急田園都市線・JR 横浜線・京王相模原線が走り、首都圏の環状線（国道 16 号線）と放射線（国道 246 線・東名高速道路）が通っている。

町田市は「東京都保健医療計画（2018 年 3 月改定）」において、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属している。



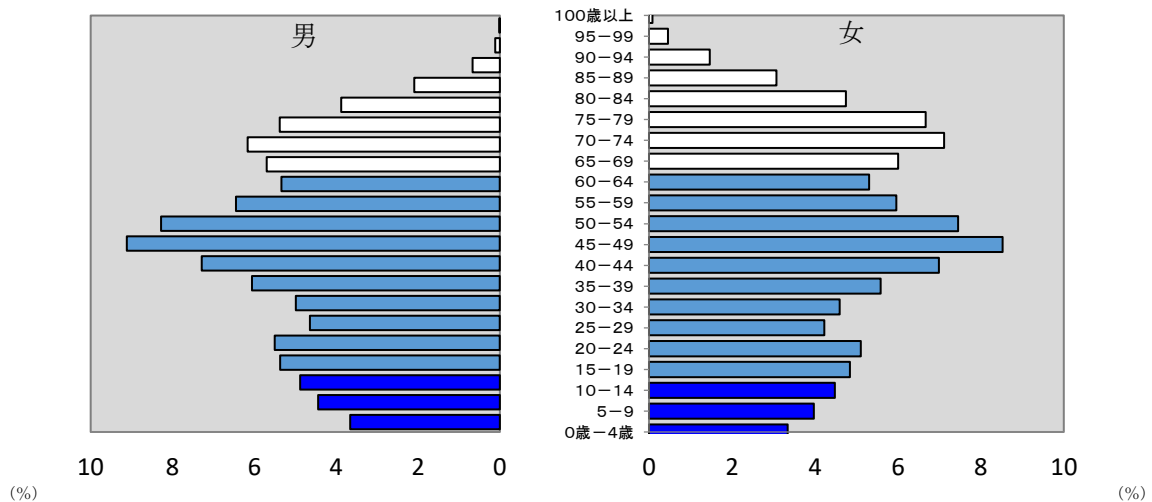
3 管内人口

(1) 性・年齢別人口及び年齢階級三区分割合 (表 3-1)

2023年1月1日住民登録人口

年齢	管内			
	総数	男	女	構成比
総数	430,831	210,535	220,296	100.0
0歳-4歳	13,766	7,060	6,706	3.2
5-9	17,196	8,867	8,329	4.0
10-14	19,414	9,961	9,453	4.5
15-19	21,269	10,852	10,417	4.9
20-24	23,848	12,129	11,719	5.5
25-29	20,384	10,393	9,991	4.7
30-34	19,782	10,101	9,681	4.6
35-39	23,506	11,997	11,509	5.5
40-44	27,487	13,938	13,549	6.4
45-49	34,356	17,313	17,043	8.0
50-54	37,881	19,273	18,608	8.8
55-59	30,385	15,671	14,714	7.1
60-64	24,340	12,103	12,237	5.6
65-69	22,244	10,739	11,505	5.2
70-74	28,022	12,877	15,145	6.5
75-79	24,859	10,833	14,026	5.8
80-84	21,216	8,926	12,290	4.9
85-89	13,365	5,265	8,100	3.1
90-94	5,724	1,864	3,860	1.3
95-99	1,564	349	1,215	0.4
100歳以上	223	24	199	0.1
不詳	0	0	0	0.0
年少人口 (0-14)	50,376	25,888	24,488	11.7
生産年齢人口 (15-64)	263,238	133,770	129,468	61.1
老年人口 (65歳以上)	117,217	50,877	66,340	27.2

(2) 人口ピラミッド (表 3-2)



(3) 町別世帯数・人口 (表 3-3)

2023年1月1日住民登録人口

町名	世帯数	人口		
		総数	男	女
町田市総数	205,310	430,831	210,535	220,296
相原町	7,112	14,759	7,175	7,584
旭町	2,565	4,914	2,489	2,425
大蔵町	4,282	9,295	4,629	4,666
小川	5,878	13,775	6,764	7,011
小野路町	1,959	3,613	1,835	1,778
小山ヶ丘	5,106	12,944	6,234	6,710
小山田桜台	1,594	3,394	1,619	1,775
小山町	8,110	19,132	9,677	9,455
金井	4,914	11,465	5,639	5,826
金井ヶ丘	3,164	7,089	3,494	3,595
金井町	8	12	5	7
金森	6,743	14,337	6,876	7,461
金森東	3,368	7,051	3,361	3,690
上小山田町	1,822	4,632	2,332	2,300
木曽西	3,710	8,775	4,244	4,531
木曽東	8,199	14,224	6,830	7,394
木曽町	172	351	174	177
高ヶ坂	4,885	10,349	5,105	5,244
下小山田町	1,824	3,831	1,901	1,930
真光寺	2,380	5,306	2,588	2,718
真光寺町	714	1,533	808	725
凶師町	3,594	8,257	4,131	4,126
忠生	3,620	7,298	3,617	3,681
玉川学園	8,339	16,562	7,815	8,747
つくし野	2,834	6,487	3,060	3,427
鶴川	6,282	12,191	5,825	6,366
鶴間	4,437	9,902	4,808	5,094
常盤町	2,168	4,808	2,453	2,355
中町	5,910	10,344	5,110	5,234
成瀬	4,370	9,696	4,719	4,977
成瀬が丘	2,367	4,469	2,204	2,265
成瀬台	3,474	7,930	3,773	4,157
西成瀬	2,305	5,245	2,568	2,677
根岸	964	2,170	1,070	1,100
根岸町	333	721	351	370
能ヶ谷	5,023	10,758	5,209	5,549
野津田町	4,333	10,452	5,174	5,278
原町田	9,519	15,465	7,776	7,689
東玉川学園	1,461	3,311	1,611	1,700
広袴	1,518	3,370	1,743	1,627
広袴町	486	1,046	523	523
藤の台	2,842	4,628	2,203	2,425
本町田	10,437	20,801	10,097	10,704
南大谷	5,119	11,491	5,625	5,866
南つくし野	2,525	5,843	2,789	3,054
南成瀬	5,143	10,666	5,226	5,440
南町田	4,921	11,012	5,369	5,643
三輪町	3,296	6,680	3,551	3,129
三輪緑山	2,348	5,126	2,417	2,709
森野	7,147	13,075	6,188	6,887
薬師台	1,092	2,738	1,327	1,411
矢部町	821	1,931	995	936
山崎1丁目	389	778	374	404
山崎町	7,384	14,799	7,055	7,744

(4) 年次別人口の推移 (表 3-4)

各年 10 月 1 日 (国勢調査及び推計人口)

年次	町田市	東京都	全国
2012 年	425, 155	13, 225, 551	125, 957, 139
2013 年	426, 410	13, 301, 154	125, 704, 434
2014 年	426, 448	13, 398, 087	125, 431, 416
2015 年	426, 999	13, 515, 271	125, 319, 299
2016 年	428, 203	13, 636, 222	125, 020, 252
2017 年	429, 070	13, 742, 906	124, 648, 471
2018 年	428, 589	13, 843, 403	124, 218, 285
2019 年	429, 058	13, 942, 856	123, 731, 176
2020 年	429, 200	14, 047, 594	123, 398, 962
2021 年	430, 670	14, 011, 487	122, 780, 487
2022 年	431, 153	14, 040, 732	122, 030, 523

資料 全国人口 (日本人) については、総務省統計局による人口推計

東京都人口については、東京都総務局統計部による人口推計

4 施設の概要

(1) 町田市保健所中町庁舎

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市中町二丁目 13 番 3 号
敷地面積 2,176.84 m²

(m²)

	本館		研修棟	
竣工	1974年9月28日		1997年2月14日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建		鉄骨造2階建 (1階ピロティ)	
内訳	地階	167.24	ピロティ	駐車場
	1階	614.58		
	2階	599.73	2階	研修室等
	塔屋	44.46		
	《附属施設》			
	犬舎	7.50		
	車庫	42.80		
計		1426.01		376.23

(2) 健康福祉会館

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市原町田五丁目 8 番 21 号
敷地面積 1,817.14 m²

(m²)

竣工	1989年3月25日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建	
内訳	地階	769.74
	1階	998.25
	2階	929.91
	3階	892.41
	4階	787.11
	PH	51.62
計		4429.04

(3) 鶴川保健センター

ア 施設の概要

所在地 東京都町田市大蔵町 1981 番地 4
敷地面積 430.29 m²

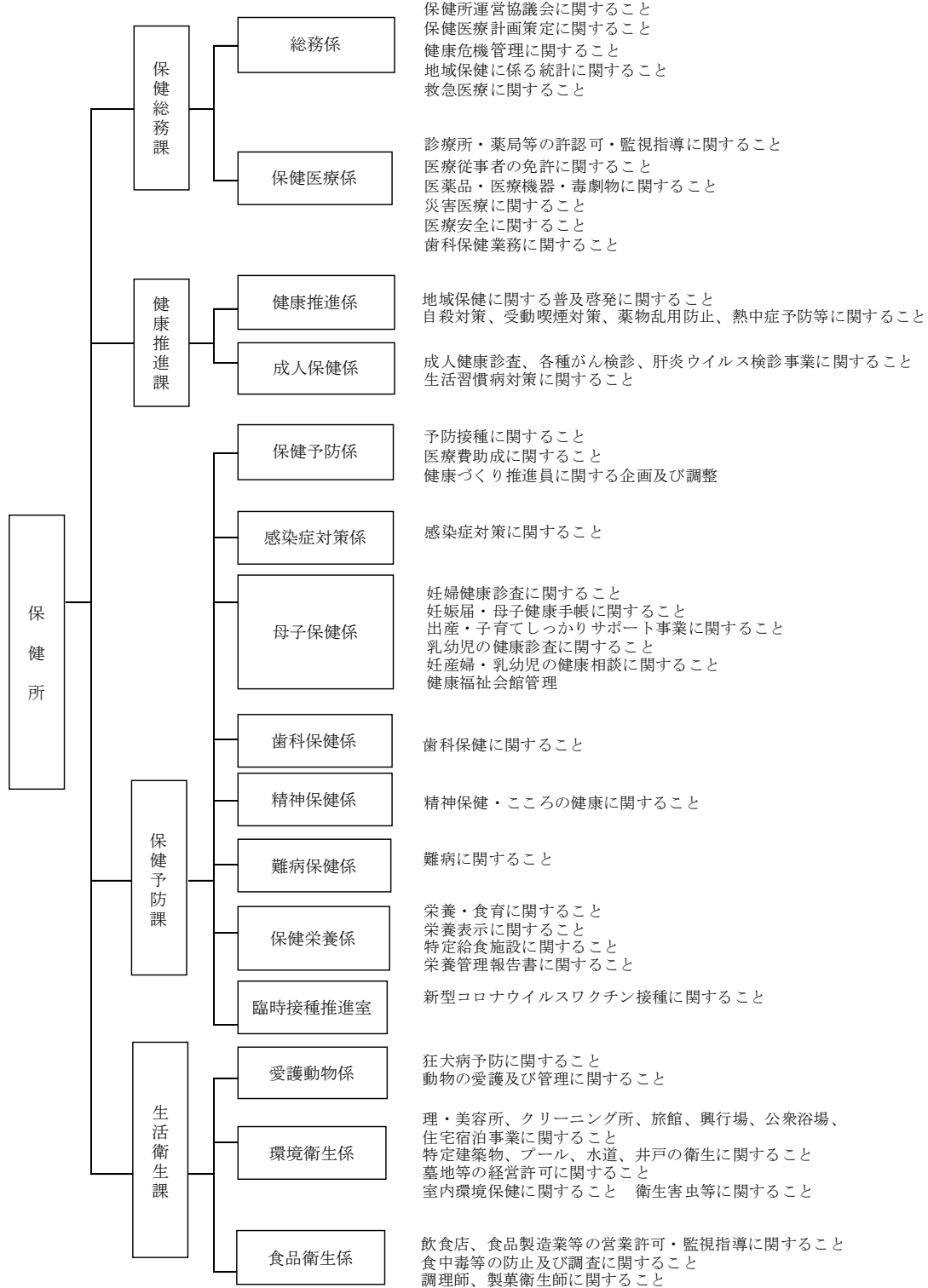
(m²)

竣工	1985年10月15日	
構造・規模	鉄筋コンクリート造・地下 1階付2階建の1階の一部	
内訳	地階	
	1階	370.29
	2階	
計		370.29

5 保健所の組織及び分掌事務

(1) 保健所の組織図

(2022年4月1日現在)



(2) 職員配置表 (表 5-1)

	総数		保健 所長	保健総務課		健康推進課		保健予防課		生活衛生課	
	職員	会計 年度		職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度
総数	126	65	1	15	4	11	4	78	56	21	1
医師	3		1					2			
歯科医師	1			1							
事務	54	28		8	2	10	3	32	22	4	1
保健師	37	17		1		1	1	35	16		
看護師	1	7			1			1	6		
保育士		1							1		
心理相談員											
精神保健福祉士		1							1		
栄養士	5	5						5	5		
歯科衛生士	4	3		1				3	3		
薬剤師	6	1		2	1					4	
獣医師	8									8	
衛生技術	7			2						5	
放射線技師		1							1		
助産師		1							1		

※休職または休業者の人数は計上していない。

6 決算状況

2022年度歳入決算

歳入		(円)	
	款項目	予算現額	収入済額
13.	分担金及び負担金	30,580,000	31,845,768
	1. 負担金	30,580,000	31,845,768
	3. 衛生費負担金	30,580,000	31,845,768
14.	使用料及び手数料	36,931,000	33,036,440
	1. 使用料	1,200,000	1,882,470
	3. 衛生使用料	1,200,000	1,882,470
	2. 手数料	35,731,000	31,153,970
	3. 衛生手数料	35,731,000	31,153,970
15.	国庫支出金	5,179,992,000	5,183,608,210
	1. 国庫負担金	1,896,349,000	1,431,130,182
	3. 衛生費国庫負担金	1,896,349,000	1,431,130,182
	2. 国庫補助金	3,283,214,000	3,752,125,034
	1. 総務費国庫補助金	3,543,000	3,543,000
	2. 民生費国庫補助金	1,649,000	1,593,000
	3. 衛生費国庫補助金	3,278,022,000	3,746,989,034
	3. 委託金	429,000	352,994
	3. 衛生費委託金	429,000	352,994
16.	都支出金	764,412,000	575,695,016
	1. 都負担金	35,523,000	22,502,461
	3. 衛生費都負担金	35,523,000	22,502,461
	2. 都補助金	712,904,000	536,925,930
	2. 民生費都補助金	1,174,000	1,193,540
	3. 衛生費都補助金	711,730,000	535,732,390
	3. 委託金	15,985,000	16,266,625
	3. 衛生費委託金	15,985,000	16,266,625
17.	財産収入	3,240,000	3,240,000
	1. 財産運用収入	3,240,000	3,240,000
	1. 財産貸付収入	3,240,000	3,240,000
21.	諸収入	1,114,000	1,383,806
	4. 受託事業収入	1,000	1,560
	3. 衛生費受託事業収入	1,000	1,560
	6. 雑入	1,113,000	1,382,246
	6. 雑入	1,113,000	1,382,246
	合計	6,016,269,000	5,828,809,240

2022 年度歳出決算

歳出		(円)		
款項目節		予算現額	支出済額	不用額
4.	衛生費	12,313,567,000	7,118,704,336	1,859,472,867
1.	保健衛生費	12,313,567,000	7,118,704,336	1,859,472,867
1.	保健総務費	472,066,500	458,685,985	13,380,515
1.	報酬	951,000	797,000	154,000
4.	共済費	6,000	0	6,000
7.	報償費	606,000	422,200	183,800
8.	旅費	179,520	120,319	59,201
10.	需用費	2,448,000	1,952,433	495,567
11.	役務費	919,000	887,854	31,146
12.	委託料	446,951,500	435,958,452	10,993,048
13.	使用料及び賃借料	187,480	113,292	74,188
14.	工事請負費	2,816,000	1,479,500	1,336,500
18.	負担金補助及び交付金	13,584,000	13,537,200	46,800
22.	償還金利子及び割引料	3,418,000	3,417,735	265
2.	健康推進費	471,448,000	383,014,056	88,433,944
1.	報酬	157,000	123,288	33,712
7.	報償費	948,000	738,000	210,000
8.	旅費	42,000	11,296	30,704
10.	需用費	7,853,000	7,439,665	413,335
11.	役務費	9,441,000	7,078,840	2,362,160
12.	委託料	452,623,000	367,238,967	85,384,033
22.	償還金利子及び割引料	384,000	384,000	0
3.	保健予防費	11,320,012,500	6,235,608,472	1,749,014,231
1.	報酬	35,511,000	31,707,075	3,803,925
4.	共済費	122,000	113,666	8,334
7.	報償費	15,916,000	13,618,684	2,297,316
8.	旅費	1,002,000	412,912	589,088
10.	需用費	115,800,315	100,710,279	15,090,036
11.	役務費	104,216,161	81,286,130	22,851,821
12.	委託料	7,359,609,659	5,160,338,724	1,643,151,348
13.	使用料及び賃借料	72,925,800	26,573,274	46,352,526
17.	備品購入費	2,613,000	2,555,300	57,700
18.	負担金補助及び交付金	62,289,000	48,431,457	13,857,543
19.	扶助費	457,999,365	457,131,950	867,415
21.	補償・補填及び賠償金	2,486,200	2,486,200	0
22.	償還金利子及び割引料	3,089,522,000	310,242,821	87,179
4.	生活衛生費	50,040,000	41,395,823	8,644,177
7.	報償費	262,000	248,000	14,000
8.	旅費	350,000	139,331	210,669
10.	需用費	8,931,000	8,238,956	692,044
11.	役務費	4,670,000	1,400,230	3,269,770
12.	委託料	30,908,000	27,157,549	3,750,451
13.	使用料及び賃借料	356,000	271,688	84,312
18.	負担金補助及び交付金	4,559,000	3,940,069	618,931
22.	償還金利子及び割引料	4,000	0	4,000

※予算現額から支出済額を引いた額が、不用額と一致しないのは繰越明許費等があるため

7 研修・教育

(1) 人材育成研修-圏域での取り組み

南多摩保健医療圏では、政令市保健所も多摩地域の保健所としてネットワークを築いていけるよう、南多摩保健所が事務局となり、圏域5市（八王子市、町田市、多摩市、日野市、稲城市）の連絡会や人材育成研修会を実施しており、町田市保健所も企画運営に協力している。

新任期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-1）

日程	内容	参加者数
12月8日	保健師として身につけておきたいコミュニケーションスキル ～個別支援へ活かせるスキルを身に着つけよう～ 講師：順天堂大学医療看護学部精神看護学	全体 18 町田 5
2023年 2月20日	個別支援の基本の基 ～情報の整理とアセスメントのポイントを学ぼう！～ 講師：東京都 医学総合研究所	全体 16 町田 5

中堅期保健師向け人材育成研修実施状況（表 7-2）

日程	内容	参加者数
-	開催なし	-

南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修（人材育成研修：栄養士）実施状況（表 7-3）

日程	内容	出席者数
10月4日	「食と健康情報をもっとわかりやすく！雑誌編集の手法から学ぶ 『見せ方』のワザ」 講師：女子栄養大学出版部 「栄養と料理」編集長	全体 152 町田 37

食育研修会実施状況（表 7-4）

日程	内容	出席者数
2023年 2月15日	「減塩と食育～各年代に向けたアプローチのポイント～」 講師：金城学院大学 生活環境学部 食環境栄養学科 教授	25

(2) 実習生指導

公衆衛生を担う人材の育成のため、大学等の依頼に基づき保健師学生や管理栄養士学生等の実習生を受け入れ、保健所事業の説明、公衆衛生活動の実践指導や体験参加等を実施している。

実習生指導状況（表 7-5）

対象	学校名	実習 期間	受入 日数	実習生数		指導内容
				実	延	
保健師学生	東京慈恵会 医科大学	20日	60日	3人	178人	健診・家庭訪問・面接・電話相談・健康教育・グループ活動の見学
管理栄養士学生	二葉栄養専門 学校 実践女子大学 東京家政大学	6日	31日	24人	142人	母子健康教育及び成人健康教育の見学、特定給食施設指導及び保健栄養並びに食育推進の説明、課題研究
医学生	北里大学	1日	4日	34人	34人	公衆衛生医師の役割、保健所業務の説明
公認心理師	桜美林大学	1日	1日	2人	2人	保健所業務の説明聴講、乳幼児健診見学

8 各種協議会

(1) 町田市主催

ア 保健所運営協議会

地域保健法に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置、開催している。

保健所運営協議会（表 8-1）

日程	内容	参加者数
6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問（（仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31 の策定に関する こと） ・ 保健医療意識調査について ・ これまでの新型コロナウイルス感染症の対応について 	13
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課事業の 2021 年度実績報告及び 2022 年度事業計画 ・ まちだ健康づくり推進プラン（第 5 次町田市保健医療計画）の進捗 ・ 保健医療意識調査結果の速報 ・ （仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31 の体系図案 	12
2023 年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ （仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31 の体系と考え方 ・ 町田市民の保健医療意識調査結果の概要 ・ （仮称）まちだ健康づくり推進プラン 24-31 の目指す姿と取組の方 向性 	11

(2) 東京都南多摩保健所主催

南多摩保健医療協議会及び各部会や南多摩健康危機管理対策協議会が設置されており、南多摩保健医療圏域内における保健医療施策の協議や情報の共有を図っている。また、圏域内の保健・医療・福祉関係者への支援研修として、南多摩地域保健医療福祉フォーラムが開催されており参画している。

ア 南多摩地域保健医療協議会

南多摩地域保健医療協議会（表 8-2）

日程	内容	会場
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランについて ・令和3年度各部会の報告 ・南多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの推進に係る取組状況について 	来所：東京都南多摩保健所 本館2階研修室・実習室 オンライン：Microsoft Teams meeting

イ 南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン

南多摩保健医療圏（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）に暮らす住民一人ひとりの健康増進と健康危機に対応する基本的な取組と今後の方向を示すものとして、「南多摩保健所医療圏地域保健医療推進プラン」を作成している。

「南多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン」（2018年度～2023年度）に基づいて取組を行った。

（3）その他主催

ア 町田市保健医療協議会

町田市の保健医療行政の向上を目的とし、町田市医師会を事務局として開催している協議会である。2022年度は7月に開催され、町田市内の保健衛生に関する事項について協議を行った。

町田市保健医療協議会構成機関（表 8-3）

事務局	機関
○	町田市医師会
	町田市歯科医師会
	町田市薬剤師会
	町田市民病院
	町田市
	町田市保健所

町田市保健医療協議会開催状況（表 8-4）

日程	内容	会場
7月28日	(1) ヤングケアラーへの対応についての具体的な方針 (2) 2025年問題に対する現状認識について	町田市医師会館

Ⅱ 保 健 総 務

1 健康危機管理

地域保健法及びその他関係法令等に基づき、重篤な感染症や集団食中毒の発生、毒劇物の混入や化学剤、生物剤による集団健康被害など、市民や地域に健康被害がおよぶ恐れがあるさまざまな健康危機を、未然に防止するとともに、発生した場合には被害を最小限に食い止めるため、各関係機関等と連携調整し、健康危機への対応を図り、健康危機による被害の回復を含めた健康危機管理体制を構築している。

そのため、町田市健康危機管理委員会を開催し、各関係機関との健康危機管理体制について検討を行うとともに、所内における研修を実施している。

また、2022年度は年間を通じて、健康危機管理として新型コロナウイルス感染症対策を行った。

(1) 町田市健康危機管理委員会

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の原因により市民の生命及び健康の安全を脅かす健康危機事態に対する管理体制を確保するため関係機関から推薦された委員で構成する町田市健康危機管理委員会を設置している。

2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催していない。

(2) 研修

「町田市保健所健康危機管理ガイドライン」に基づいて、保健所職員が的確な対応を行えるよう、また、新型インフルエンザ等対策について、所内において共通の認識を持てるよう、研修を実施している。

実施状況（表 1-1）

日程	内容	参加者数
6月7日～ 6月8日	N95 マスクフィットテスト及び個人防護具（PPE）着脱訓練	46
10月12日	N95 マスクフィットテスト及び個人防護具（PPE）着脱訓練	10

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

2019年12月、中華人民共和国の湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生が報告された後、ウイルスは世界各国に拡散した。WHO（世界保健機関）は、2020年1月30日「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日にはパンデミックを宣言した。保健・医療分野のみならず、社会・経済活動にも甚大な影響を及ぼし、現在も収束に至っていない。

国内では、2020年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置づけられ、保健所による感染症指定医療機関への入院勧告、積極的疫学調査等の対応が始まった。

2021年7月には、世界的な感染状況から1年延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を無観客で開催することができたが、新たな変異株の発生もあり、第五波となる爆発的な感染拡大となった。

新興感染症の爆発的流行の中、国、東京都、町田市保健所、医療機関等の関係機関は、連携を図りながら、感染拡大防止に取り組んでいる。

2020年 国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況（表 1-2）

年	月	国・都の対応
2020	1	15日【国】国内初の感染者を神奈川県内で確認 24日【都】国内2例目で都内初の感染者を確認
	2	1日【国】新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定 7日【都】都・特別区・八王子市・町田市合同「東京都帰国者・接触者電話相談センター」開設 13日【国】国内で初めて感染者が死亡 25日【国】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」公表
	3	6日【国】鼻咽腔拭い液によるPCR検査の保険適用開始 24日【都】東京2020オリンピック・パラリンピックの1年延期を発表
	緊急事態宣言① 4月7日～5月25日	
	4	～第1波(2020年4月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 10日【国】医科診療におけるオンライン診療の初診からの実施を解禁 11日【国】国内での新規陽性者過去最多の644名 23日【国】「薬局における薬剤交付支援事業」の開始 24日【国】歯科診療におけるオンライン診療の初診からの実施を解禁
	5	2日【国】唾液によるPCR検査の保険適用開始 7日【国】レムデシビル（ベルクリー点滴静注用）を特例承認 29日【国】新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の運用開始
	6	19日【国】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をリリース
	7	～第2波(2020年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 19日【国】カシリビマブ及びイムデビマブ（ロナプリーブ注射液）を特例承認
	8	7日【国】国内での新規陽性者過去最多の1,597名
	9	27日【国】ソトロビマブ（ゼビュディ点滴静注液）を特例承認
	10	
	11	
12	16日【都】都立病院初の新型コロナウイルス感染症専用医療施設を府中に開設 27日【国】モルスピラビル（ラゲブリオカプセル）を特例承認	

2020年 町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-3)

年	月	町田市保健所の対応
2020	1	24日 「町田市保健所内健康危機管理対策会議」開催 町田市医師会へ新型コロナウイルス感染症の対応について協力依頼 28日 「町田市新型インフルエンザ等対策会議」開催
	2	7日 「町田市帰国者・接触者電話相談センター」開設 18日 「町田市危機事態対策本部」設置
	3	10日 市内初の感染者を確認 16日 「町田市危機事態対策本部」を「町田市新型インフルエンザ等対策本部」に名称変更
	緊急事態宣言① 4月7日～5月25日	
	4	1日 市内における感染者数の公表開始 新規感染者過去最多の4名 9日 「新型インフルエンザ等対策本部」を「新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更
	5	27日 サン町田旭体育館地下駐車場に「地域外来・検査センター」開設 1日 新型コロナウイルス感染症と戦う医療機関を支援するため、「ふるさと納税」による寄附を募集開始
	6	12日 町田市民病院に医療機関特別給付金を支給 東京都指定二次救急医療機関である市内4病院に、医療機関特別給付金を支給
	7	
	8	3日 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の利用開始 8日 新規感染者過去最多の9名
	9	
	10	1日 「地域外来・検査センター」を町田市医師会第2駐車場に移転 5日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始 (1回目) 9日 ふるさと納税で集まった寄附金を、町田市医師会、町田市歯科医師会に贈呈
	11	
12	1日 「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称変更	

2021年 国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-4)

年	月	国・都の対応
2021	緊急事態宣言② 1月8日～3月21日	
	1	～第3波(2021年1月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日【国】国内での新規陽性者過去最多の8,045名
	2	10日【国】ニルマトレルビル、リトナビル(パキロビッドパック)を特例承認 14日【国】ファイザー社製新型コロナウイルスワクチンを薬事承認
	3	
	まん延防止重点措置① 4月12日～4月24日、緊急事態宣言③ 4月25日～6月20日 まん延防止重点措置② 6月21日～7月11日、緊急事態宣言④ 7月12日～9月30日	
	4	12日【国】高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種開始
	5	～第4波(2021年5月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日【国】国内での新規陽性者7,244名に更新 21日【国】武田/モデルナ社製新型コロナウイルスワクチンを薬事承認 24日【国】自衛隊による大規模接種会場の開設
	6	8日【都】東京都による大規模接種会場の開設
	7	23日【都】東京2020オリンピック開会
	8	～第5波(2021年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～ 8日【都】東京2020オリンピック閉会 20日【国】国内での新規陽性者過去最多の25,975名 21日【都】荏原病院に酸素ステーションの設置 23日【都】都民の城に酸素ステーションの設置 24日【都】東京2020パラリンピック開会
	9	5日【都】東京2020パラリンピック閉会
	10	
11		
12	20日【都】診療検査・医療機関による健康観察等支援事業の開始 23日【都】PCR等検査無料化事業の開始	

2021年 町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-5)

年	月	町田市保健所の対応
2021		緊急事態宣言② 1月8日～3月21日
	1	14日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始 (2回目) 15日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を終了 16日 新規感染者過去最多の87名
	2	1日 保健予防課に「臨時接種推進室」設置 15日 「新型コロナワクチン接種相談コールセンター」開設
	3	
		まん延防止重点措置① 4月12日～4月24日、緊急事態宣言③ 4月25日～6月20日 まん延防止重点措置② 6月21日～7月11日、緊急事態宣言④ 7月12日～9月30日
	4	18日 初回配送分の高齢者向け新型コロナウイルスワクチン到着 19日 高齢者施設の入所者及び従事者への新型コロナウイルスワクチン接種開始 26日 医療従事者の新型コロナウイルスワクチン接種開始
	5	8日 第4波で最多の新規感染者28名 10日 新型コロナウイルスワクチン接種券 (1・2回目接種) 発送開始 20日 町田GIONスタジアムでの集団接種開始
	6	入退院の後方支援等を行う8病院に対して、医療機関特別給付金を支給 パラリンピック選手の宿泊施設及び練習会場に対して、感染対策の訪問指導を実施
	7	6日 ふるさと納税で集まった寄附金を、町田市医師会、町田市歯科医師会に贈呈 26日 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の受付開始 29日 保健所中町庁舎にてPCR検査の検体回収を開始 (3回目)
	8	4日 新規感染者過去最多の167名 25日 町田市医師会による自宅療養者への診療体制開始 積極的疫学調査の重点化
	9	3日 「町田市新型コロナ一時療養ステーション」の開設 30日 「町田市新型コロナ一時療養ステーション」の閉鎖
	10	11日 保健所中町庁舎にて実施していたPCR検査の検体回収を終了 積極的疫学調査通常対応の再開
	11	19日 新型コロナウイルスワクチン接種券 (3回目接種) 発送開始
	12	4日 新型コロナウイルスワクチン接種開始 (3回目) 20日 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化の開始

2022年 国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-6)

年	月	国・都の対応
2022		まん延防止重点措置③ 1月21日～3月21日
	1	<p>～第6波(2022年2月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～</p> <p>14日【国】濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に短縮</p> <p>21日【国】ファイザー社製新型コロナウイルスワクチン(5歳から11歳用)を薬事承認</p> <p>28日【都】特例疑似症の取扱いを開始</p> <p>【国】濃厚接触者の待機期間が10日間から7日間、無症状者の療養期間が10日間から7日間にそれぞれ短縮</p> <p>31日【都】自宅療養サポートセンター(うちさぼ東京)開設</p>
	2	1日【国】国内での新規陽性者過去最多の104,349名
	3	18日【都】特例疑似症の取扱いを原則廃止
	4	<p>19日【国】武田社製新型コロナウイルスワクチン(ノババックス)を薬事承認</p> <p>27日【国】My HER-SYSで療養証明書の表示開始</p>
	5	
	6	29日【国】新型コロナウイルスワクチン治験参加者における海外渡航用の接種証明書の交付開始
	7	30日【国】新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの開始
	8	<p>～第7波(2022年8月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～</p> <p>3日【都】陽性者登録センターの開設</p> <p>19日【国】国内での新規陽性者過去最多の261,004名</p> <p>24日【国】新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット(OTC)の承認</p> <p>30日【国】ファイザー社製ワクチン(5歳から11歳用)の用法・用量追加承認</p>
	9	<p>12日【国】オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン(コミナティRTU筋注及びスパイクボックス筋注)の効能・効果、用法・用量の一部変更承認</p> <p>26日【国】発生届の全数届出の見直し</p> <p>30日【国】アストラゼネカ社製新型コロナウイルスワクチンの供用終了</p>
	10	<p>5日【国】コミナティ筋注(6か月から4歳用)の特例承認</p> <p>24日【国】乳幼児(生後6か月～4歳)の新型コロナウイルスワクチン接種開始</p>
	11	<p>1日【国】スパイクボックス筋注の承認事項の一部変更の特例承認</p> <p>22日【国】新型コロナウイルス治療薬(ゾコーバ錠125mg)の緊急承認</p>
12	～第8波(2022年12月に東京都における新規陽性者数が7日間平均のピークを迎えた波)～	

2022年 町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-7)

年	月	町田市保健所の対応
		まん延防止重点措置③ 1月21日～3月21日
	1	14日 自宅療養者支援事業の運営等を町田市訪問看護ステーション連絡会に委託 積極的疫学調査の重点化 28日 新規感染者へショートメッセージサービス (SMS) を活用した情報提供開始
	2	2日 新規感染者過去最多の525名
	3	4日 新型コロナウイルスワクチン小児接種券発送開始 21日 新型コロナウイルスワクチン小児接種開始
	4	
	5	16日 「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」設置 27日 新型コロナウイルスワクチン接種券 (4回目接種) 発送開始
	6	15日 神奈川中央交通バス (50台) にてデジタルサイネージによる新型コロナウイルスワクチン接種の動画放映を開始 (7月15日終了)
2022	7	1日 ふるさと納税で集まった寄付金を、町田市薬剤師会に贈呈 10日 生涯学習センターで武田社製新型コロナウイルスワクチン (ノバボックス) を使用した集団接種を開始 22日 医療従事者及び高齢者施設等の従事者への新型コロナウイルスワクチン接種開始 (4回目) 27日 新規感染者過去最多の1191名
	8	19日 町田パリオにて町田市と東京都共催の新型コロナウイルスワクチン接種キャンペーンを実施 (19-20日で終了)
	9	22日 新型コロナウイルスワクチン小児追加接種 (3回目) 開始 高齢者施設におけるオミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種開始 26日 発生届の全数届出の見直し オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種開始 (一般) 30日 LINEを活用した新型コロナウイルスワクチン接種券発行申請の開始 地域外来・検査センターの閉鎖
	10	
	11	4日 新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種券発送の開始 20日 新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種の開始
	12	

2023年 国・東京都における新型コロナウイルス感染症への対応状況（表 1-8）

年	月	国・都の対応
2023	1	
	2	10日【国】武田薬品工業株式会社からの新型コロナウイルスワクチンの供給のキャンセル 【国】モデルナ・ジャパン株式会社の新型コロナウイルスワクチン（従来株ワクチン）の供用終了
	3	13日【国】マスク着用の考え方の見直しが適応開始

2023年 町田市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況 (表 1-9)

年	月	町田市保健所の対応
2 0 2 3	1	
	2	
	3	19日 生涯学習センターでオミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン小児接種開始

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等

新型コロナウイルス感染症は、国が2020年2月1日に感染症法の「指定感染症」に指定した。町田市において危機管理指針（第2章 第4節）で想定される感染症として対応するため、町田市危機事態対策本部を設置した。また、2020年3月13日に「特措法」改正法が可決・成立されたことにより、新型コロナウイルス感染症が「感染症法」第6条9項に規定される「新感染症」に指定された。このことを受け、効果的に新型コロナウイルス感染症に対応するために町田市新型コロナウイルス感染症対策本部（旧：町田市新型インフルエンザ等対策本部）を設置し、必要に応じて適宜、対策会議を開催している。

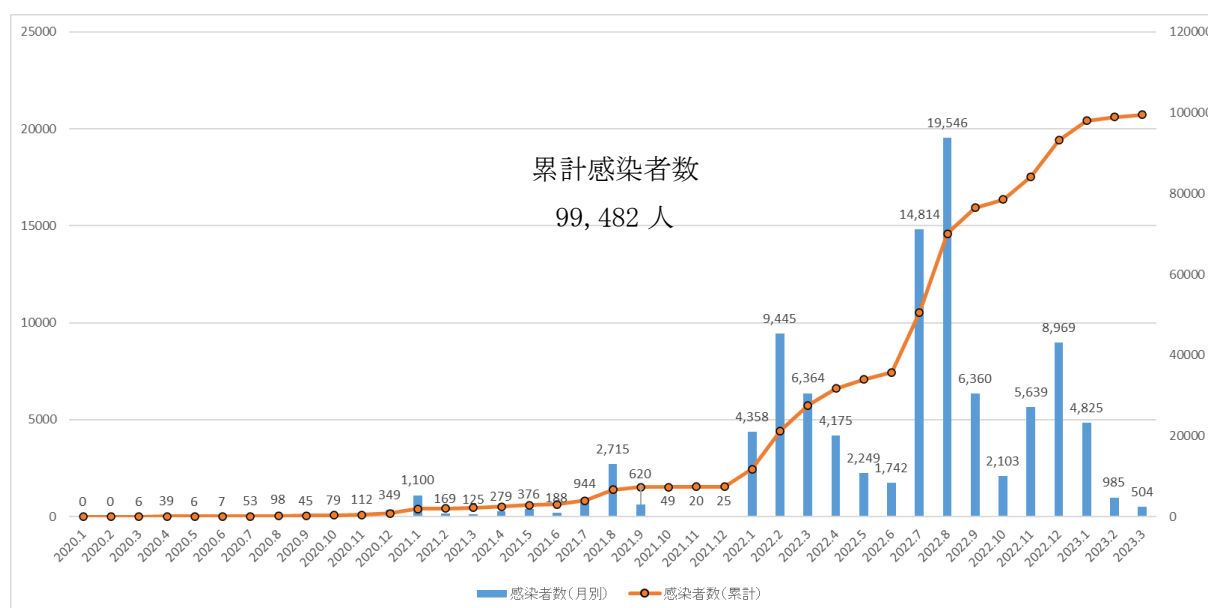
感染症関係会議等 実施状況 2023年3月31日現在（表1-10）

会議名	開催数	開催期間	参加者
町田市危機事態対策本部会議	6回	2020年2月18日 ～3月10日	市長、副市長、教育長、 各部局長
町田市新型インフルエンザ等対策本部会議	6回	2020年3月16日 ～4月7日	市長、副市長、教育長、 各部局長、消防団長
町田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	64回	2020年4月19日 ～2023年3月31日	市長、副市長、教育長、 各部局長、消防団長

(5) 新型コロナウイルス感染者数

2020年3月10日に市内初の感染者を確認した。また、2022年8月の最大ピーク時で19,546人の感染者が確認されており、2023年3月31日現在の累計感染者数99,482人となっている。

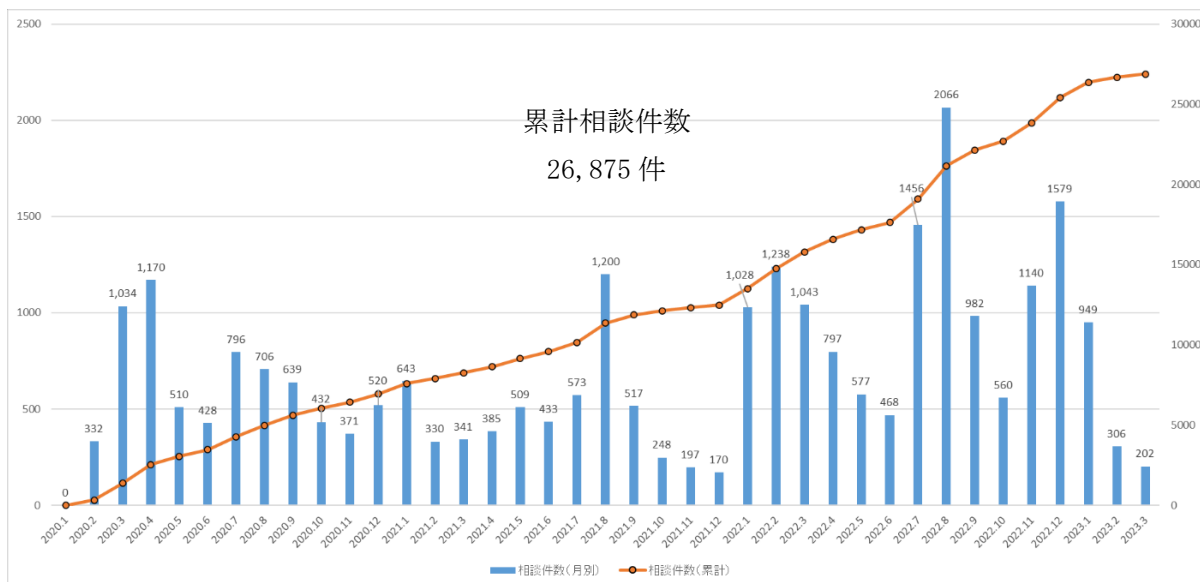
新型コロナウイルス感染者数の推移 2023年3月31日現在（表1-11）



(6) 町田市発熱相談センター

2020年2月7日から町田市発熱相談センター（旧：町田市帰国者・接触者電話相談センター）を開設し、かかりつけ医がない等、相談する医療機関を探したい場合にサポートを行っている。

町田市発熱相談センターの相談件数 2023年3月31日現在（表1-12）

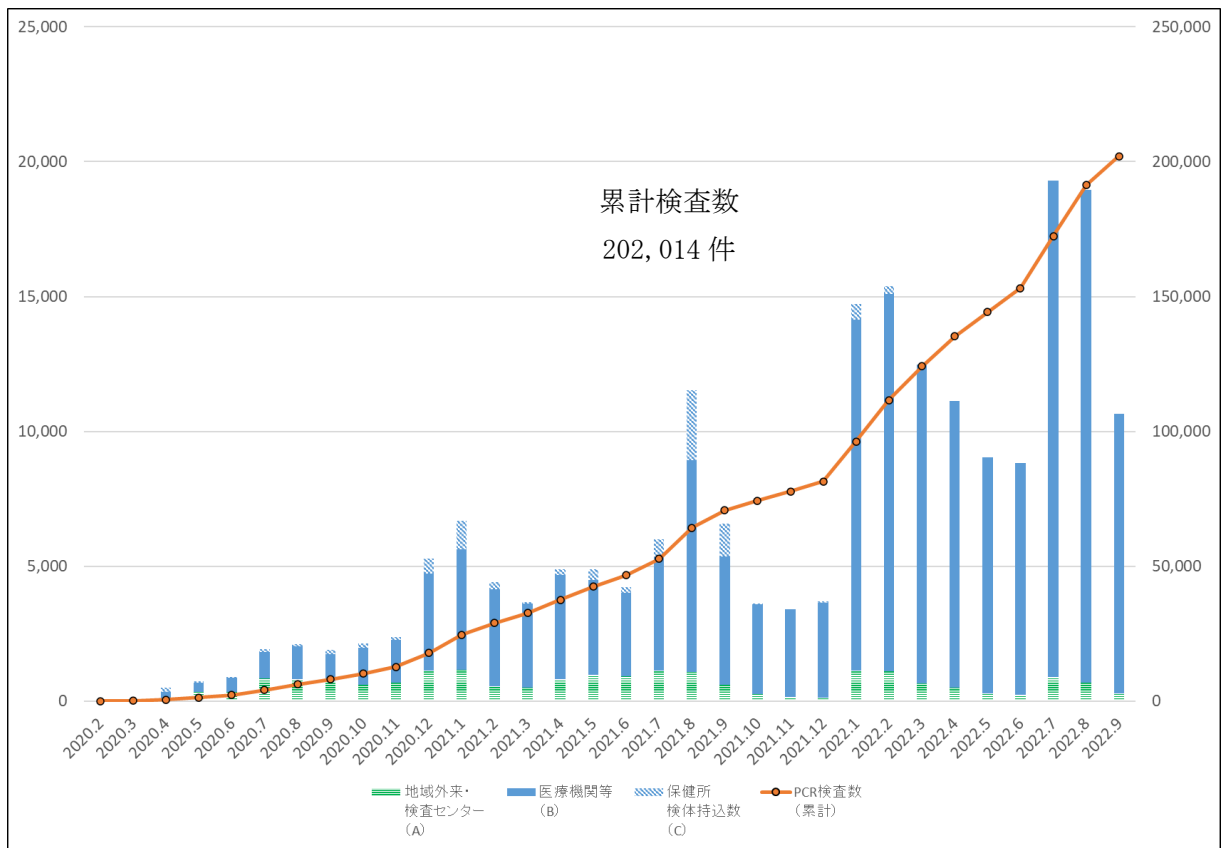


(7) PCR 検査

新型コロナウイルス感染症対策として、2020年4月27日に町田市医師会と協力連携により地域外来・検査センターを開設し、2022年9月30日までPCR検査を実施した。

PCR 検査件数 2022 年 9 月 30 日現在 (表 1-13)

	PCR 検査の検体採取場所等			PCR 検査数 (月別) (A+B+C)	PCR 検査数 (累計)	総検査数に占 める地域外 来・検査セン ターの割合
	地域外来・ 検査センタ ー (A)	医療機関等 (B)	保健所 検体持込数 (C)			
2020 年 2 月	0	0	19	19	19	0.0%
2020 年 3 月	0	0	84	84	103	0.0%
2020 年 4 月	85	248	149	482	585	17.6%
2020 年 5 月	329	345	48	722	1,307	45.6%
2020 年 6 月	331	525	25	881	2,188	37.6%
2020 年 7 月	851	963	119	1,933	4,121	44.0%
2020 年 8 月	816	1,209	80	2,105	6,226	38.8%
2020 年 9 月	735	996	155	1,886	8,112	39.0%
2020 年 10 月	591	1,376	160	2,127	10,239	27.8%
2020 年 11 月	674	1,598	111	2,383	12,622	28.3%
2020 年 12 月	1,121	3,600	556	5,277	17,899	21.2%
2021 年 1 月	1,159	4,470	1,059	6,688	24,587	17.3%
2021 年 2 月	561	3,572	288	4,421	29,008	12.7%
2021 年 3 月	501	3,121	58	3,680	32,688	13.6%
2021 年 4 月	807	3,864	219	4,890	37,578	16.5%
2021 年 5 月	962	3,522	411	4,895	42,473	19.7%
2021 年 6 月	908	3,114	189	4,211	46,684	21.6%
2021 年 7 月	1,136	4,194	672	6,002	52,686	18.9%
2021 年 8 月	1,068	7,860	2,591	11,519	64,205	9.3%
2021 年 9 月	596	4,770	1,199	6,565	70,770	9.1%
2021 年 10 月	265	3,326	8	3,599	74,369	7.4%
2021 年 11 月	148	3,258	0	3,406	77,775	4.3%
2021 年 12 月	129	3,506	54	3,689	81,464	3.5%
2022 年 1 月	1,127	13,023	580	14,730	96,194	7.7%
2022 年 2 月	1,100	14,005	287	15,392	111,586	7.1%
2022 年 3 月	647	11,834	32	12,513	124,099	5.2%
2022 年 4 月	487	10,635	0	11,122	135,221	4.4%
2022 年 5 月	287	8,751	0	9,038	144,259	3.2%
2022 年 6 月	233	8,601	0	8,834	153,093	2.6%
2022 年 7 月	881	18,426	0	19,307	172,400	4.6%
2022 年 8 月	685	18,276	0	18,961	191,361	3.6%
2022 年 9 月	275	10,378	0	10,653	202,014	2.6%
合 計	19,495	173,366	9,153			9.7%



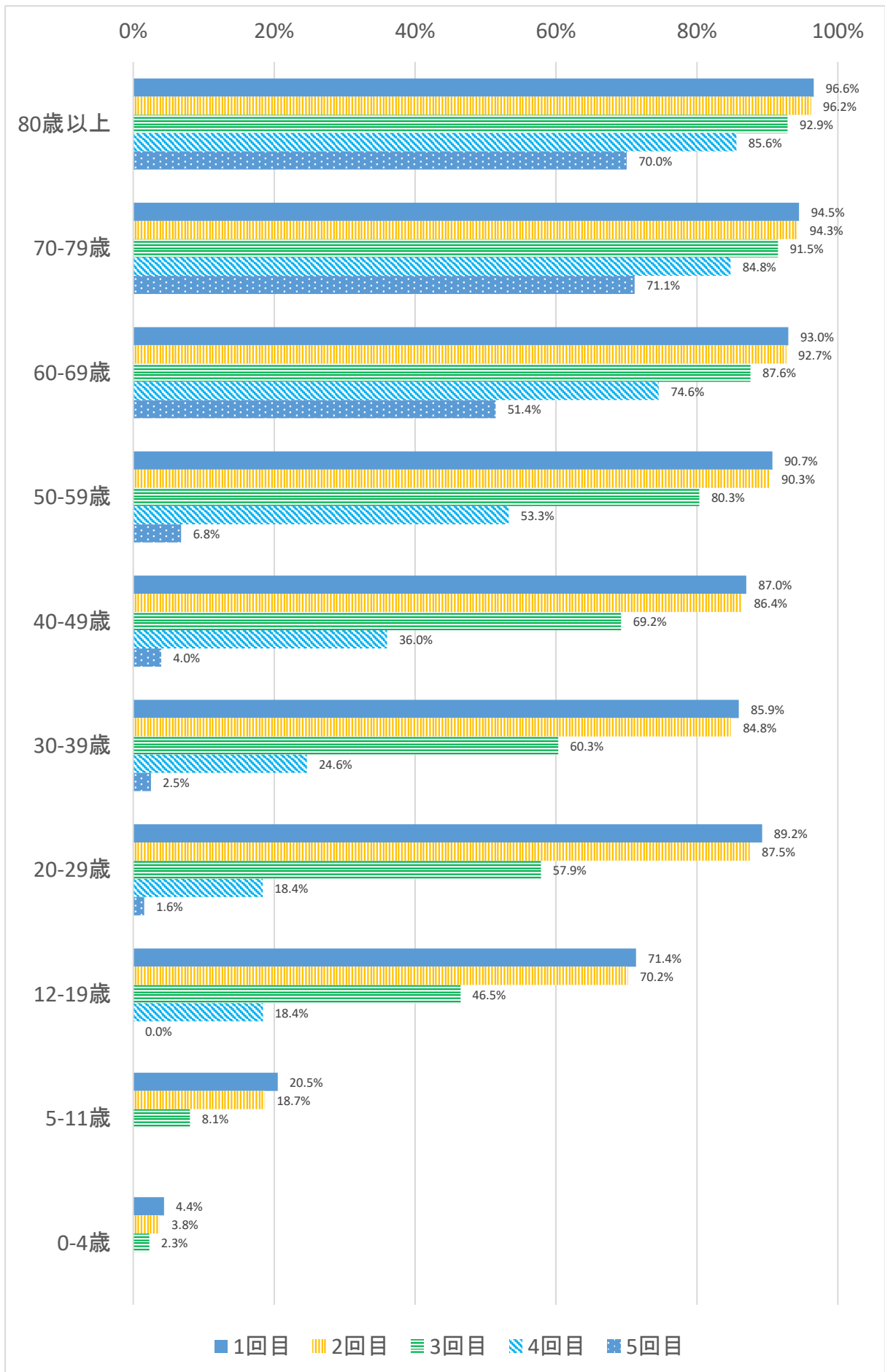
(8) 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症対策として、2021年4月19日から新型コロナウイルスワクチン接種を開始している。

新型コロナウイルスワクチン接種状況 2023年3月31日現在 (表1-14)

年齢	人口		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
80歳以上	42,092	接種者数	40,649	40,496	39,097	36,037	29,482
		接種率	96.6%	96.2%	92.9%	85.6%	70.0%
70-79歳	52,881	接種者数	49,973	49,867	48,385	44,840	37,624
		接種率	94.5%	94.3%	91.5%	84.8%	71.1%
60-69歳	46,584	接種者数	43,313	43,180	40,811	34,745	23,957
		接種率	93.0%	92.7%	87.6%	74.6%	51.4%
50-59歳	68,266	接種者数	61,916	61,643	54,849	36,385	4,640
		接種率	90.7%	90.3%	80.3%	53.3%	6.8%
40-49歳	61,843	接種者数	53,813	53,423	42,825	22,286	2,458
		接種率	87.0%	86.4%	69.2%	36.0%	4.0%
30-39歳	43,288	接種者数	37,203	36,721	26,110	10,668	1,085
		接種率	85.9%	84.8%	60.3%	24.6%	2.5%
20-29歳	44,232	接種者数	39,475	38,701	25,591	8,135	692
		接種率	89.2%	87.5%	57.9%	18.4%	1.6%
12-19歳	33,272	接種者数	23,743	23,364	15,455	6,131	8
		接種率	71.4%	70.2%	46.5%	18.4%	0%
5-11歳	24,607	接種者数	5,044	4,598	1,984	-	-
		接種率	20.5%	18.7%	8.1%	-	-
0-4歳	13,766	接種者数	603	517	313	-	-
		接種率	4.4%	3.8%	2.3%	-	-
合計	430,831	接種者数	355,732	352,510	295,420	199,227	99,946
		接種率	82.6%	81.8%	68.6%	50.8%	25.5%

※ワクチン接種記録システム（VRS）のデータ(2023年3月31日0時時点)に基づき作成。市の集団接種や病院・診療所での個別接種のほか、国・都道府県が設置する大規模接種会場や職域接種会場で接種を受けた方を含みます。

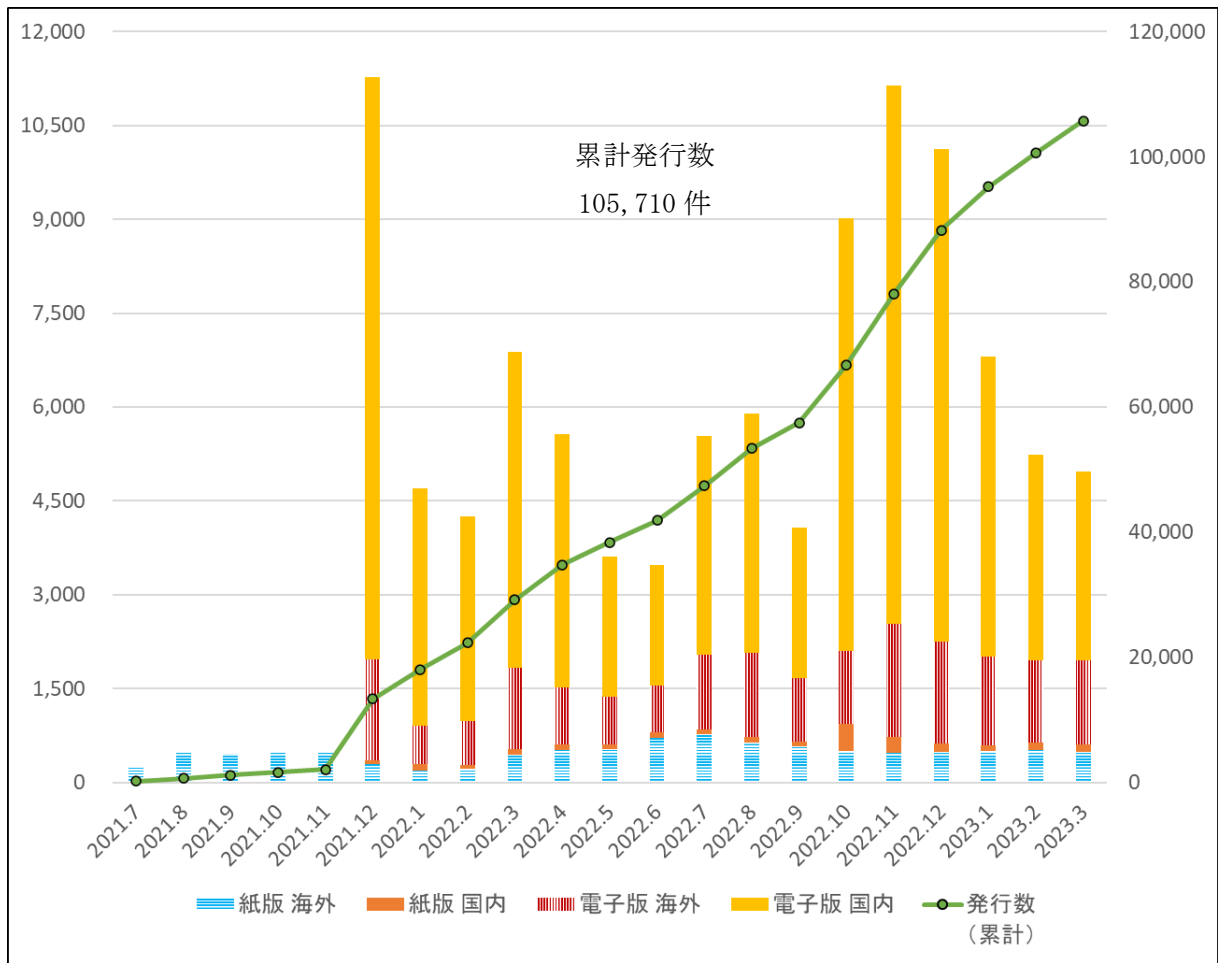


(9) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書

予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチンを接種の方が渡航先への入国時や様々な場面で活用できるように、2021年7月26日から新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の受付を開始している。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行数 2023年3月31日現在 (表1-15)

	紙版		電子版		コンビニ等		発行数 (月別)	発行数 (累計)
	海外	国内	海外	国内	海外	国内		
2021年7月	230						230	230
2021年8月	476						476	706
2021年9月	459						459	1,165
2021年10月	470						470	1,635
2021年11月	489						489	2,124
2021年12月	288	70	1,617	9,290			11,265	13,389
2022年1月	190	109	611	3,794			4,704	18,093
2022年2月	219	54	707	3,274			4,254	22,347
2022年3月	450	80	1,298	5,057			6,885	29,232
2022年4月	520	83	922	4,037			5,562	34,794
2022年5月	539	64	770	2,234			3,607	38,401
2022年6月	715	92	749	1,917			3,473	41,874
2022年7月	768	79	1,193	3,503			5,543	47,417
2022年8月	643	91	1,339	3,820	28	30	5,951	53,368
2022年9月	583	71	1,011	2,411	46	31	4,153	57,521
2022年10月	501	434	1,171	6,912	33	180	9,231	66,752
2022年11月	477	253	1,810	8,595	35	115	11,285	78,037
2022年12月	488	130	1,641	7,858	49	86	10,252	88,289
2023年1月	498	100	1,421	4,781	39	57	6,896	95,185
2023年2月	520	120	1,312	3,290	64	90	5,396	100,581
2023年3月	485	120	1,341	3,025	57	101	5,129	105,710
合計	10,008	1,950	18,913	73,798	351	690	105,710	



(10) 自宅療養証明書

新型コロナウイルス感染症の陽性診断後、医療機関から町田市保健所に届出があり、自宅療養を行った方に対して自宅療養証明書の受付・発行を行っている。

自宅療養証明書の受付数・発行数 2023年3月31日現在 (表 1-16)

	受付数 (月別)	受付数 (累計)	発行数 (月別)	発行数 (累計)
2022年1月	151	151	26	26
2022年2月	1,334	1,485	17	43
2022年3月	3,560	5,045	2,481	2,524
2022年4月	2,442	7,487	1,909	4,433
2022年5月	1,241	8,728	4,109	8,542
2022年6月	602	9,330	658	9,200
2022年7月	657	9,987	611	9,811
2022年8月	2,590	12,577	2,115	11,926
2022年9月	2,041	14,618	2,196	14,122
2022年10月	596	15,214	826	14,948
2022年11月	303	15,517	327	15,275
2022年12月	234	15,751	241	15,516
2023年1月	277	16,028	267	15,783
2023年2月	154	16,182	162	15,945
2023年3月	81	16,263	84	16,029

※2021年12月以前の受付数・発行数は未掲載

(11) 町田市新型コロナウイルス一時療養ステーション

市内の自宅療養者の急増を受け、食事が取れていない、呼吸器症状がある、不安が強い方のうち、町田市保健所で治療が必要と判断した方を対象として受け入れを実施した。

町田市新型コロナウイルス一時療養ステーションの開設状況 (表 1-17)

期 間	2021年9月3日～9月30日
定 員	11名
体 制	日中（看護師3名、事務3名）、夜間（看護師1名、事務1名） 医師は常駐せず、オンライン診療もしくは往診により対応
設 備	酸素濃縮器、携帯用酸素ボンベ、体温・血圧・心拍・酸素飽和度測定器、点滴等
実 績	利用者：19名（延利用者：27名 一泊二日11名、二泊三日8名）

2 統計調査

保健衛生行政の的確な推進及び各種行政効果を把握するために、その基礎資料となる各種統計調査を実施している。

(1) 基幹統計

統計法に基づく基幹統計として各種調査を実施している。

ア 人口動態調査

人口動態調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出をもとに、人口の動態事象を数理的に把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年、各届出をもとに市区町村が調査票を作成し、保健所が審査のうえ、東京都を經由して厚生労働省へ提出している。

イ 医療施設（動態・静態）調査

医療施設調査は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、毎年実施している医療法による届出や処分にに基づく動態調査、3年周期で行い、一部を除くすべての病院・診療所を対象とした静態調査がある。

静態調査の前回調査は2020年度に行い、2022年度は、動態調査のみを行った。

ウ 患者調査

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は、3年周期で行い、層化無作為で抽出された医療施設を利用する患者を客体として実施している。

前回調査は2020年度に行った。

エ 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎事項について、世帯面から総合的に把握し、行政施策の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

この調査は、国勢調査地区から層化無作為にて抽出された調査地区内すべての世帯及び世帯員を客体として実施している。

2022年度は、町田市としては2調査区を対象として調査を行った。

(2) 一般統計

統計法に基づく一般統計として各種調査を実施した。

ア 社会保障・人口問題基本調査（第7回全国家庭動向調査）

前回調査（2018年）以降における家庭機能の変化を明らかにするとともに、時系列での精緻なデータを蓄積することによって、社会全般の変化を明らかにし、広く各種の行政施策立案の基礎資料を得ること。

2022年度は、町田市としては2調査区を対象として調査を行った。

イ 受療行動調査

医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は3年周期で行い、前回調査は2020年度に行った。

ウ 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

エ 国民健康・栄養調査

国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣病調査を行っている。

2022年度は、町田市としては2調査区を対象として調査を行った。

オ 歯科疾患実態調査

歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21において設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2022年度は、町田市としては2調査区を対象として調査を行った。

カ 乳幼児栄養調査

全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を調査し、授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的としている。

この調査は10年周期で行い、前回調査は2015年度に行った。

3 医 務

(1) 施設関係

診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所などの施設について許可及び諸届出の受理を行っている。これらの施設に対しては、新規開設時や変更時を中心に必要に応じて実地調査を行っている。また、入院施設を有する有床診療所、衛生検査所については、計画に基づいた定期的な監視指導を行っている。

ア 施設数及び立入件数（表 3-1）

		施設数	新規件数	廃止件数	諸届	立入件数
2020		1,277	81	68	507	86
2021		1,297	75	55	419	80
2022		1,313	64	48	438	57
病院		20	-	-	58	1
診療所		344	16	14	145	20
(内訳)	有床	12	-	-	14	5
	無床	332	16	14	131	15
歯科診療所		238	8	10	102	11
(内訳)	有床	-	-	-	-	-
	無床	238	8	10	102	11
助産所		7	-	-	-	-
(内訳)	入所あり	1	-	-	-	-
	入所なし	6	-	-	-	-
施術所	あ・は・き	236	12	10	76	12
	柔	130	6	7	51	6
出張施術業務者		279	17	4	-	-
歯科技工所		56	5	2	2	5
衛生検査所		3	-	1	4	2

- (注) 1 施術所について「あ:あん摩マッサージ指圧、は:はり、き:きゅう、柔:柔道整復」
2 病院からの申請、諸届については、東京都への経由事務である。

イ 診療所病床数及び助産所入所数（表 3-2）

年度	総数	診療所	歯科診療所	助産所
2020	148	146 (-)	-	2
2021	160	158 (-)	-	2
2022	160	158 (-)	-	2

(注) 一般診療所：()内は療養病床再掲

(2) 救急医療機関

救急医療機関は、病院又は診療所からの申し出に基づき、救急病院等を定める省令で定める基準に該当する施設を都知事が認定し告示しており、3年毎の更新制となっている。

保健所が医療機関からの申出書を受け付けたときは、実地調査を行い、調査書を作成した上で、申出書に添付して管轄の消防署へ書類を送付している。

救急医療機関 (表 3-3)

名称	所在地	電話番号
あけぼの病院	中町 1-23-3	042-728-1111
町田市民病院	旭町 2-15-41	042-722-2230
多摩丘陵病院	下小山田町 1401	042-797-1511
町田慶泉病院	南町田 2-1-47	042-795-1668
町田病院	木曾東 4-21-43	042-789-0502
鶴川記念病院	三輪町 1059-1	044-987-1311
南町田病院	鶴間 4-4-1	042-799-6161
町田脳神経外科	根岸町 1009-4	042-798-7337
ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8	042-798-1121

(3) 医療従事者免許

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係職種免許の新規、籍(名簿)訂正、書換交付、再交付等の申請の受理及び経由事務を行っている。

医療従事者免許受付件数 (表 3-4)

年度	区分	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
2020	総数	496	37	12	97	24	8	195	27	4	22	-	8	16	46	-
2021	総数	523	41	13	88	31	10	227	22	15	24	-	4	19	29	-
2022	総数	478	29	8	77	18	6	235	23	7	11	-	5	21	38	-
	新規	314	20	4	52	9	4	153	9	3	7	-	5	14	34	-
	籍訂正 ・書換	141	7	-	21	7	2	79	8	3	3	-	-	7	4	-
	再交付	17	1	1	3	2	-	3	5	1	1	-	-	-	-	-
	除籍 (まっ消)	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

4 薬 事

(1) 医薬品等施設関係

薬局、医薬品販売業、麻薬小売業者、医療機器販売業などの施設について許可及び諸届の受理を行っている。これらの施設に対しては立入検査を実施し、店舗の構造設備、管理状況、医薬品の取扱いなどについて監視指導を行っている。また、医薬品等の適正な流通を確保するために各施設への一斉監視指導や医薬品等の収去検査を行っている。

ア 施設数及び立入件数（表 4-1）

		施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入件数	
2020 年度		1,834	105	63	135	1,466	486	
2021 年度		1,886	101	49	71	1,581	549	
2022 年度		1,928	128	86	154	1,764	706	
医薬品	薬 局	180	11	10	29	859	117	
	販売業	卸売販売業	20	1	-	3	6	8
		店舗販売業	79	7	1	10	267	23
	薬局製剤製造業		5	-	-	-	-	-
	薬局製剤製造販売業		5	-	-	-	-	-
	麻薬小売業者		144	9	7	51	415	104
高度管理医療機器等販売業		216	12	9	41	110	110	
高度管理医療機器等貸与業		120	8	3	20	62	46	
管理医療機器販売業		820	55	39	.	38	150	
管理医療機器貸与業		339	25	17	.	7	148	

イ 医薬品等試験検査（表 4-2）

年度	品 目	検体数	検査項目	検査結果（検体数）	
				適	不適
2020	総数	5		5	-
2021	総数	5		5	-
2022	総数	5		5	-
	一般用医薬品	1	承認規格	1	-
	生薬・漢方製剤	1	承認規格	1	-
	化粧品	2	化粧品基準	2	-
	医療機器	1	品目仕様	1	-

(注) 収去品の検査は東京都健康安全研究センターに依頼した。

ウ 講習会

東京都南多摩保健所、八王子市保健所と合同で、薬局を対象とした南多摩保健医療圏薬事講習会を開催している。

2022年度はWEB開催とし、2023年2月13日から3月13日までインターネット（YouTube）上に「薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業～現況と事例紹介～」の動画及び資料を掲載した。市内の薬局40施設が聴講した。

(2) 毒物劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録及び諸届の受理並びに申請に基づく実地調査を行っている。また、農薬、シアン、トルエンなどを取り扱う事業者に対しては、保管管理状況や譲渡手続きなどの確認を行うため一斉監視指導を実施している。

施設数及び立入件数（表 4-3）

		施設数	新規	廃止	更新	諸届	立入件数	
2020年度		197	3	1	12	17	42	
2021年度		191	1	7	7	14	43	
2022年度		187	3	7	10	16	36	
毒物 劇物	販売業	一般販売業	61	2	6	10	13	22
		特定品目販売業	-	-	-	-	-	-
		農業用品目販売業	6	-	1	-	3	8
	業務上 取扱者	届出	2	-	-	.	-	2
		非届出	118	1	-	.	.	4

(3) 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常で使用する家庭用品による健康被害を防止することを目的に、市内の小売店等で販売されている家庭用品（繊維製品、家庭用化学製品等）を試買し、含有している有害物質の試験検査を民間試験検査機関に委託して行っている。

家庭用品試買試験検査（表 4-4）

年度	品目	検体数	延検査 項目数	検査結果（検体数）	
				適	不適
2020	総数	15	34	15	-
2021	総数	16	23	16	-
2022	総数	18	25	25	-
	繊維製品	16	19	19	-
	家庭用化学製品	2	6	6	-

(4) 不正大麻・けし撲滅

麻薬の原料が採れるけしや、幻覚物質を含む大麻は、法律で栽培等が禁止されている。

しかし、けしや大麻は自生していることがあるため、市内を巡回し、栽培が禁止されているけしや大麻を発見した場合は、抜き取りや関係機関への情報提供を行っている。

また、栽培が禁止されているけしや大麻は所持も禁止されているため、市民が発見した場合は、抜き取らずに保健所に通報するよう普及啓発を行っている。

5 地域医療システム推進事業

(1) 地域医療システム推進事業（医科）

町田市医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ医制度の推進や健康づくり・医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の医療機関情報や市民向けの医療情報の提供、各種講演会を実施している。

講演会開催状況（表 5-1）

日程	内容	参加者数
9月17日 ～10月17日	第44回 市民健康づくり講演会 会場・オンライン同時開催 「感染症の予防と治療の注意点～健康寿命を延ばすためにやってほしいこと～」 講師：浜松医科大学小児科学講座・教授	会場参加：21 再生回数：175
2023年 3月25日 ～4月25日	第16回 まちだ市民セミナー 会場・オンライン同時開催 「雨や生理の日の頭痛・・・寝込まないためには市販薬じゃダメ！最新の片頭痛治療を受けましょう！」 講師：東海大学医学部附属八王子病院脳神経外科・教授	会場参加：13 再生回数：500

(2) 地域医療システム推進事業（歯科）

町田市歯科医師会の協力のもと、市民に対するかかりつけ歯科医制度の推進や歯科医療知識の普及を目的に、インターネットによる最新の歯科医療機関情報や市民向けの歯科医療情報の提供、口腔ケアに関する講演会等を実施している。

講演会開催状況（表 5-2）

日程	内容	参加者数
11月6日	第37回ぼくとわたしのデンタルケア ・歯科医師によるむし歯、歯並び相談、歯みがき指導等 ・なってみよう！こども歯医者さん	61
2023年 3月31日 ～8月31日 (オンデマンド)	市民公開講座 「こどもの歯とお口の健康づくり～『よく噛んで食べる』をはぐぐむために～」 ・講師日本歯科大学生命歯学部小児歯科学講座講師、歯科医師 ・東京都町田市歯科医師会会員、歯科医師	視聴回数 292 回 (2023年5月22日時点)

(3) 薬の相談等に関する事業

町田市薬剤師会の協力のもと、家庭における健康の保持・増進を目的に講演会等を実施している。

講演会等の開催状況 (表 5-3)

日程	内容	参加者数
2023 年 3 月 25 日	市民公開講座 会場・オンライン同時開催 患者さんからよくある質問 薬局で聞きたい 10 個の質問 講師：町田市薬剤師会薬剤師	計 22 名

6 救急医療対策事業

(1) 当番病院・当番医

市民が休祝日や夜間でも安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと、休祝日と平日・土曜日の時間外及び夜間の救急患者に対する診療の確保を図っている。

ア 救急病院による休祝日救急診療

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	3 か所（内科系 1・外科系 2）（病院 ^{※1} ）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3） AM9：00～翌日 AM9：00

イ 救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療

開始年度	1979 年度
診療科目・開設数	内科系 1 か所（病院 ^{※2} ）
診療日・時間	平日（年末年始除く）PM7：00～翌日 AM8：00 土曜日（祝休日・年末年始除く）PM1：00～翌日 AM8：00

ウ 当番医による休祝日急病診療（初療）

開始年度	1969 年度
診療科目・開設数	内科系 3 か所（診療所）
診療日・時間	日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3） AM9：00～PM5：00

※¹救急病院による休祝日救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、町田脳神経外科、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの 8 医療機関。

※²救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療の実施医療機関は、あけぼの病院、多摩丘陵病院、町田慶泉病院、町田市民病院、町田病院、南町田病院及びふれあい町田ホスピタルの 7 医療機関。

救急病院による休祝日救急診療状況（年度・月別）（表 6-1）

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数	
			内科	小児科	外科	他科			
2020	4,668	△ 2,915	1,858	120	2,615	75	72	216	
2021	4,669	1	1,867	166	2,563	73	72	216	
2022	4,553	△ 116	1,772	196	2,461	124	72	216	
月	4	283		87	12	184	0	5	15
	5	529		193	17	311	8	8	24
	6	217		75	10	127	5	4	12
	7	444		188	22	227	7	6	18
	8	356		172	16	148	20	5	15
	9	371		162	16	189	4	6	18
	10	306		111	12	170	13	6	18
	11	301		117	5	169	10	6	18
	12	556		252	17	276	11	7	21
	1	558		217	23	305	13	8	24
	2	345		115	25	194	11	6	18
	3	287		83	21	161	22	5	15

救急当番病院による平日・土曜日時間外救急診療状況（年度・月別）（表 6-2）

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数	
			内科	小児科	外科	他科			
2020	2,242	△ 1,055	1,467	101	607	67	293	293	
2021	2,294	52	1,491	142	613	48	293	293	
2022	2,415	121	1,566	209	560	80	293	293	
月	4	209		143	17	45	4	25	25
	5	206		122	19	60	5	23	23
	6	198		131	16	45	6	26	26
	7	281		211	20	46	4	25	25
	8	252		176	29	37	10	26	25
	9	191		118	24	44	5	24	24
	10	216		119	22	61	14	25	26
	11	186		119	14	46	7	24	24
	12	230		151	15	56	8	24	24
	1	169		100	14	45	10	23	23
	2	144		82	7	49	6	22	22
	3	133		94	12	26	1	26	26

当番医による休祝日急病診療（初療）状況（年度・月別）（表 6-3）

月 年度	患者数	前年比	内訳				診療 日数	診療 施設数
			内科	小児科	外科	他科		
2020	2,442	△ 3,820	1,889	165	32	356	72	216
2021	3,079	637	2,415	263	24	377	72	211
2022	4,359	1,280	3,577	431	34	317	72	214
月	4	141	119	12	0	10	5	15
	5	340	291	33	3	13	8	24
	6	174	137	30	3	4	4	12
	7	422	361	47	5	9	6	18
	8	342	240	18	2	82	5	15
	9	311	265	24	4	18	6	17
	10	204	154	33	3	14	6	18
	11	243	217	17	1	8	6	18
	12	752	650	86	10	6	7	20
	1	762	584	46	2	130	8	24
	2	370	290	64	1	15	6	18
	3	298	269	21	0	8	5	15

（２）急患センター

休祝日等の歯科の急病患者に対する応急診療と障がい者や有病高齢者のための診療を行うため、東京都町田市歯科医師会の協力のもと、「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」を開設し、診療を行っている。

ア 休日歯科応急診療

開始年度 1977 年度
 診療科目・開設数 歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
 診療日・時間 日曜・祝休日・年末年始（12/29～1/3）AM9：00～PM5：00

イ 障がい者歯科診療所

開始年度 2007 年度
 診療科目・開設数 歯科 1 か所固定（健康福祉会館 1 階）
 診療日・時間 水曜・木曜（祝休日・年末年始除く）AM9：00～PM5：00

休日・準夜急患こどもクリニック診療状況（年度・月別）（表 6-5）

月 年度	日中帯		準夜帯		日中帯 +準夜帯 患者数
	患者数	診療 日数	患者数	診療 日数	
2020	1,027	72	1,450	365	2,477
2021	1,598	72	2,270	365	3,868
2022	1,848	72	2,527	365	4,375
月	4	92	5	157	249
	5	172	8	216	388
	6	98	4	210	308
	7	209	6	373	582
	8	148	6	231	379
	9	143	6	222	365
	10	138	5	181	319
	11	160	6	193	353
	12	201	7	232	433
	1	259	8	218	477
	2	155	6	155	310
	3	73	5	139	212
年齢	0歳	177		267	444
	1～5歳	1,074		1,400	2,474
	6～15歳	597		860	1,457
住所	市内	1,737		2,376	4,113
	市外	111		151	262

二次救急医療機関紹介件数（表 6-6）

年度	日中帯			準夜帯			日中帯+準夜帯		
	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計	市民 病院	市民病院 以外	計
2020	34	3	37	31	5	36	65	8	73
2021	34	3	37	54	8	62	88	11	99
2022	23	1	24	61	8	69	84	9	93

(3) 自動体外式除細動器 (AED=Automated External Defibrillator)

ア 自動体外式除細動器 (AED) の設置

(目的) 市民が多く利用する施設にAEDを設置し、救命態勢の強化を図る。

(概要) 2004年7月1日から医療従事者以外にもAEDの使用が認められたことを受け市の施設でAEDの設置を進めている。毎年、市内AEDの設置情報の集約を行っており、2022年10月1日現在、市内200施設にAEDが設置されている。

自動体外式除細動器 (AED) 市内公共施設設置場所 (表 6-7)

町田市庁舎	自由民権資料館
町田市民病院	プラザ町田 (町田市文化交流センター)
町田市民ホール	町田市バイオエネルギーセンター
町田市民フォーラム	クリーンセンター (2センター)
健康福祉会館	子ども創造キャンパスひなた村
町田市保健所 (市庁舎7階 貸出用)	大地沢青少年センター
町田市保健所 (中町庁舎)	子どもセンター (5施設)
国際版画美術館	子どもクラブ (5施設)
町田市生涯学習センター	障がい者通所施設 (4施設)
中央・さるびあ・金森図書館	教育センター
町田市民文学館ことばらんど	市立保育園 (5園)
市立博物館	公立小学校 (42校)
地域センター (市民センター等 14施設)	公立中学校 (20校)
スポーツ施設等 (15施設)	和光大学ポプリホール鶴川
公園等 (7施設)	高齢者福祉センター (6センター)
デイサービスセンター等 (8センター)	町田市子ども発達センター
学童保育クラブ (41クラブ)	小野路宿里山交流館
町田新産業創造センター	町田シバヒロ
原町田一丁目駐車場	わくわくプラザ町田

イ 自動体外式除細動器（AED）の一般貸出しの実施

スポーツ競技や行事などを開催する市内の団体を対象に自動体外式除細動器（AED）の貸出しを行い、行事開催中の救命態勢の強化を図っている。

開始年度	2007年7月
対象	市民が参加するスポーツ競技などの行事
貸出条件	貸出期間中、一定の有資格者※を配置していること。 ※AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者・医師・看護師・保健師・救急救命士のいずれか
申込み	貸出希望期間の2か月前から7日前までに、書類を提出。また電話予約も受付。受渡しは各市民センターでも可。町田市ホームページ・広報まちだに掲載。

年度別貸出状況（表 6-8）

年度	貸出回数
2020	4
2021	3
2022	10

ウ 普通救命講習会の実施

市内公共施設への自動体外式除細動器（AED）の設置に伴い、救命救急知識とAED操作方の習得を目的に、消防署と共催で一般市民を対象に救命講習会を実施している。

開始年度	2005年度
対象	市内在住、在勤、在学で18歳以上（高校生は除く）の方
実施会場	健康福祉会館
申込み	町田市ホームページ・広報まちだに掲載。イベントダイアルによる申込。

講習実施状況（表 6-9）

年度	参加人数	開催日程
2020	33	
2021	86	
2022	178	
2022内訳	35	4月16日
	38	6月18日
	34	9月17日
	36	12月10日
	35	2023年2月18日

7 災害医療救護活動支援

災害対策基本法及び町田市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「町田市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）を策定している。防災計画では、災害発生時に行う職務を対策部ごとに定めており、保健所は、健康対策部に属し、保健医療の調整本部を設置して、医療救護活動及び保健衛生活動の受援・活動を行う。

このうち、医療救護活動については、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会、町田市接骨師会との連携のもと、応急医療救護、医療器材・薬品等の調達等の業務を担うことになる。こうした計画を踏まえ、以下の訓練及び会議を行った。

（1）医療救護活動訓練一覧（表 7-1）

日程	内容	参加者数
	2022 年度町田市総合水防訓練（図上訓練） ○台風に備え、態勢を検討 ○台風により発生した事象に対する対応 ○参加機関：健康対策部救護統括班・保健班・衛生班職員	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
12 月 22 日	2022 年度総合防災訓練 ○多摩地域直下で震度 6 強の地震が発生した想定で、災害時医療救護体制を検証 ・健康対策部図上訓練 ・保健医療調整本部訓練 ○参加機関：町田市災害医療コーディネーター、健康対策部救護統括班・保健班・衛生班職員	30

(2) 防災通信訓練一覧 (表 7-2)

日程	内容
11月2日	第1回 災害時情報共有ツール (EMIS、BCPortal、東京都防災行政無線、業務用MCA無線) を活用した訓練 市内医療機関・保健総務課職員
2023年 2月17日	第2回 災害時情報共有ツール (EMIS、BCPortal、東京都防災行政無線、業務用MCA無線) を活用した訓練 市内医療機関・保健総務課職員

主催：東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課

(3) 南多摩医療圏通信訓練 (表 7-3)

日程	内容
2023年 2月14日	広域災害救急医療情報システム (EMIS)、IP 無線等を活用した訓練 ・参加機関 (町田市災害医療コーディネーター・町田市医師会事務局・災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院・防災課職員・保健総務課職員)

主催：地域災害拠点中核病院東京医科大学八王子医療センター

(4) 会議一覧 (表 7-4)

日程	内容	参加者数
8月3日	2022年度第1回災害医療関係者連絡会 (災害時医薬品配備計画に関する連絡会) ○災害時の医薬品配備、緊急医療救護所での感染症対応について ○参加機関：町田市災害医療コーディネーター、町田市医師会 (理事、事務局)・町田市薬剤師会・保健総務課職員	11
2023年 3月29日	2022年度第2回災害医療関係者連絡会 (災害時医薬品配備計画に関する連絡会) ○災害時の医薬品配備、緊急医療救護所での感染症対応について ○2022年度防災訓練報告 ○参加機関：町田市災害医療コーディネーター、町田市医師会 (理事)・町田市薬剤師会・保健総務課職員	9

8 医療安全支援センター

医療に関する市民（患者・家族）からの苦情や相談への対応、市民への医療安全に関する普及・啓発、診療所等の医療提供施設への助言・情報提供を行うことで、市民及び医療提供施設双方への支援を行い、市民が安心して医療サービスを利用できる体制をつくることを目的に、医療法第6条の13に基づき、町田市医療安全支援センターを設置している。

(1) 医療安全相談窓口

ア 相談日時

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

※相談専用電話を設け、主に電話で相談に対応

(来所、メールフォーム、FAX、手紙での相談も可能)

イ 相談内容

市民又は市内の医療機関を受診された方からの医療に関する相談

ウ 相談対象

市民の方又は市内の医療機関を受診された方、市内の医療機関の方

エ 相談員

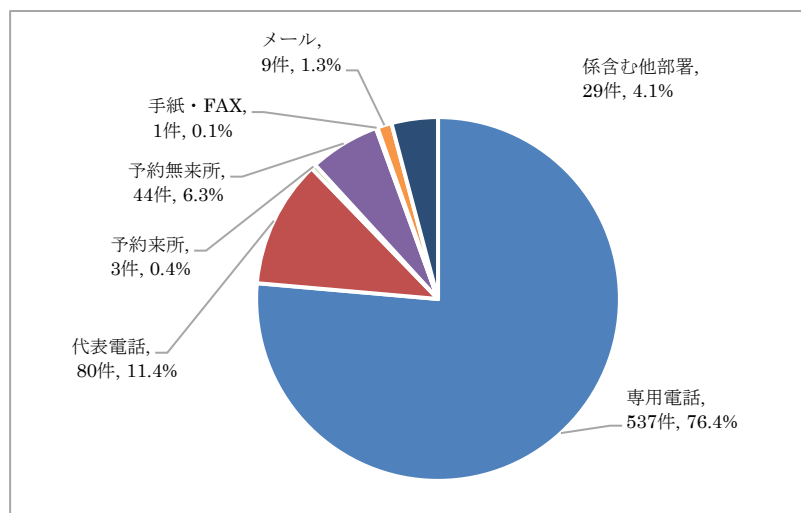
保健所保健総務課保健医療係職員、会計年度任用職員

オ 実績

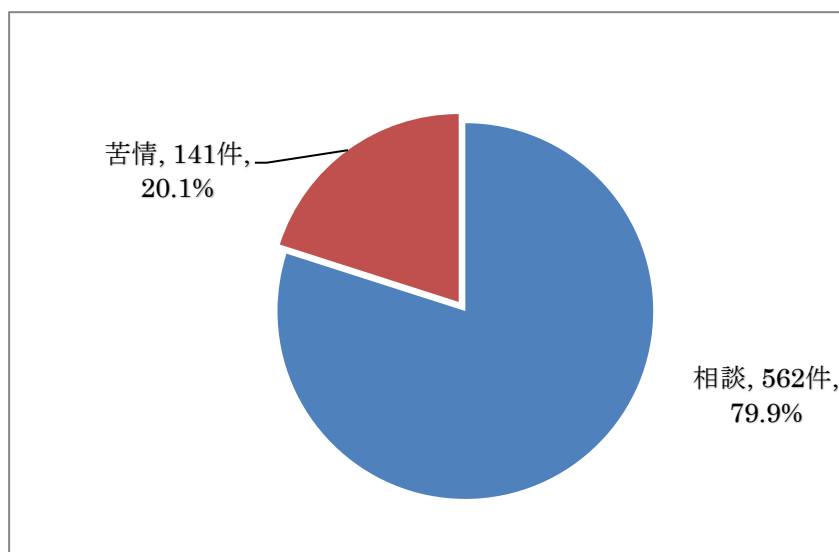
(ア) 相談日数、件数 (表 8-1)

相談日数	相談件数	平均対応時間 (分)
193	703	13.5

(イ) 相談方法 (図 8-1)



(ウ) 相談内容 (図 8-2)



(エ) 相談・苦情内容と割合 (表 8-2)

相談・苦情内容	割合 (%)
医療機関の案内	44.1
医療行為・医療内容	6.8
コミュニケーション	10.8
健康・病気に関すること	17.9
医療費	8.1
その他 (薬に関すること等)	12.2

※パーセンテージ (%) は小数点第一位で表記した関係上、合計 100%ではない。

(2) 医療安全推進協議会

市民からの相談等に適切に対応するために、医療サービスを利用する方、学識経験を有する方、医療関係団体の代表を構成員とする協議会を開催した。

開催状況 (表 8-3)

開催日	内容
2023年 2月2日	開催方法：書面開催。医療安全支援センターの運営方針及び業務内容に関する ことや個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に関することの協議

(3) 医療安全施策の普及・啓発

医療安全についての知識を普及するために、市民向けに講演会を開催した。また、「いきいき健康だより」を活用して、医療安全に関する情報提供を行った。

講演会の実施状況 (表 8-4)

日程	内容	参加者数
11月28日	「医療に疑問を持ったとき～利用できる制度について～」 講師：東京大学大学院在宅医療講座特任研究員、訪問看護ステーションビュートゾルフ柏訪問看護師	25

9 歯科保健普及対策・摂食嚥下機能対策

園児、児童及び生徒や、高齢者・障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、歯科保健担当職員等に対して、歯科保健に関する研修会を行っている。また、保育園・幼稚園等の歯科健康診査の結果を情報収集し、歯科衛生士が分析した結果を各園に情報発信、助言している。

摂食嚥下機能支援事業は、町田市内の要介護高齢者や障がい児（者）の摂食嚥下障害を未然に防ぐことを目的とし、歯科医師等の専門職による口腔機能評価や患者の機能改善のための診断、指導方法を習得するための人材育成研修会を、町田市歯科医師会に委託し実施した。

(1) 保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信

ア 歯科健康診査結果（町田市保育園・幼稚園等合計）

乳歯の状況（表 9-1）

クラス		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍数		616	1,264	1,596	2,880	2,965	3,095	12,416
受診者数①+②		511	1,127	1,452	2,643	2,725	2,881	11,339
①むし歯がある子	ア 未処置あり	1	3	57	142	282	355	840
	イ 処置完了	1	2	6	26	92	175	302
②むし歯のない子		509	1,122	1,389	2,475	2,351	2,351	10,197
乳歯むし歯の本数	総数 ウ+エ	3	15	162	530	1,358	1,863	3,931
	ウ 未処置歯	2	12	149	389	945	1,039	2,536
	エ 処置歯	1	3	13	141	413	824	1,395

永久歯の状況（表 9-2）

クラス		4歳児	5歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		87	1,045	1,132
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	3	3
	イ 処置完了している子	0	0	0
④永久歯のむし歯がない子		87	1,042	1,129
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	182	3,530	3,712
	ウ 未処置歯 本数	0	7	7
	エ 処置歯 本数	0	2	2
	オ むし歯未経験歯本数	182	3,521	3,703

イ 歯科健康診査結果（町田市保育園合計）

乳歯の状況（表 9-3）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		607	1,213	1,397	1,249	1,217	1,204	6,887
受診者数①+②		507	1,084	1,270	1,095	1,092	1,078	6,126
①むし歯 がある子	ア 未処置あり	1	3	53	87	121	155	420
	イ 処置完了	1	2	5	16	37	63	124
②むし歯のない子		505	1,079	1,212	992	934	860	5,582
乳歯むし 歯の本数	総数 ウ+エ	3	15	155	313	571	729	1,786
	ウ 未処置歯	2	12	143	232	390	393	1,172
	エ 処置歯	1	3	12	81	181	336	614

永久歯の状況（表 9-4）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		75	597	672
③永久歯のむし 歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	2	2
	イ 処置完了している子	0	0	0
④永久歯のむし歯がない子		75	595	670
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	166	2,227	2,393
	ウ 未処置歯 本数	0	6	6
	エ 処置歯 本数	0	2	2
	オ むし歯未経験歯本数	166	2,219	2,385

ウ 歯科健康診査結果集計表（町田市幼稚園合計）

乳歯の状況（表 9-5）

クラス		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍数		9	51	199	1,631	1,748	1,891	5,529
受診者数①+②		4	43	182	1,548	1,633	1,803	5,213
①むし歯 がある子	ア 未処置あり	0	0	4	55	161	200	420
	イ 処置完了	0	0	1	10	55	112	178
②むし歯のない子		4	43	177	1,483	1,417	1,491	4,615
乳歯むし 歯の本数	総数 ウ+エ	0	0	7	217	787	1,134	2,145
	ウ 未処置歯	0	0	6	157	555	646	1,364
	エ 処置歯	0	0	1	60	232	488	781

永久歯の状況（表 9-6）

クラス		4 歳児	5 歳児	合計
永久歯が生えている子③+④		12	448	460
③永久歯のむし歯がある子	ア 未処置歯がある子	0	1	1
	イ 処置完了している子	0	0	0
④永久歯のむし歯がない子		12	447	459
永久歯の内容	総数 ウ+エ+オ	16	1,303	1,319
	ウ 未処置歯 本数	0	1	1
	エ 処置歯 本数	0	0	0
	オ むし歯未経験歯本数	16	1,302	1,318

(2) 研修会・講習会

研修会・講習会（表 9-7）

日程	内容	対象者	参加者数
11 月 30 日	子どもの指しゃぶり、どう対応したらいいの？ 講師：昭和大学歯学日小児生育歯科学講座客員 教授、歯科医師	市民	23
11 月 30 日	口腔習癖と子どもの発達～指しゃぶりを中心に～ 講師：昭和大学歯学日小児生育歯科学講座客員 教授、歯科医師	保育園・ 幼稚園職員	27
12 月 17 日	口腔の外傷とその処置について 講師：日本大学松戸歯学部小児歯科学教室診療 教授、歯科医師	学校歯科 保健担当者	57
2023 年 1 月 19 日	口腔ケアを行う際の感染予防対策とその実際 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション 多摩クリニック歯科衛生士	障がい者 施設職員、 高齢者施設 職員等	21

(3) 摂食嚥下機能支援事業

研修会・講習会 (表 9-8)

日程	内容
11月4日	摂食嚥下研修会 「食べることを歯科がどう支えるか」 講師：日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック医長、 歯科医師
2023年 1月28日	摂食嚥下研修会 「高齢者の嚥下と発声について」 講師：はぎの耳鼻咽喉科院長、医師
2023年 3月1日～12日 (オンデマンド)	摂食嚥下研修会 「高齢者歯科口腔機能健診研修」 講師：町田市歯科医師会、歯科医師

III 健康推進

1 地域保健普及啓発

(1) 薬物乱用防止

薬物乱用の根絶を図るために、東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会と連携し、地域社会に根ざした効果的な薬物乱用防止の啓発活動として、薬物乱用防止普及啓発イベントを行っている。また、中学生対象の薬物乱用防止ポスターと標語を募集し、会長賞や佳作、市長賞を設け、入賞作品は「みんなの健康だより」に掲載する他、ポスター作成、公共施設や市内を運行しているバス車内での掲示を行っている。

薬物乱用防止普及啓発状況（表 1-1）

日程	内容	対象	出席者数 (来場者数)
6月20日 ～ 6月24日	(1)中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品の展示 (2)パネルの展示（薬物の種類やその影響など） (3)薬物標本の展示、啓発用DVDの上映 (4)PRパンフレット、啓発グッズの配布	市民	286
6月22日 ～ 9月7日	中学生による薬物乱用防止ポスター・標語募集	市内 中学生	
12月15日	「広報まちだ」に中学生による薬物乱用防止ポスター・標語表彰式について掲載	市民	
2023年 3月1日	「みんなの健康だより」に中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の優秀作品を掲載	市民	

市内中学生からの薬物乱用防止ポスター・標語の募集（表 1-2）

募集年度	ポスター部門		標語部門	
	応募数	応募学校数	応募数	応募学校数
2020	176	4	211	3
2021	306	9	268	5
2022	414	9	462	4

(2) 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への影響等について普及啓発するために、日本禁煙学会専門指導者による防煙教育動画の配信や市庁舎での懸垂幕の掲示、庁用車へのマグネットステッカーの貼付を行った。

また、町田市医師会と連携し、禁煙外来クリニックの周知を行っている他、市内の各学校等を通じて受動喫煙防止対策に関するチラシを配布し、周知を行っている。

受動喫煙対策に関するチラシの配布状況（表 1-3）

日程	対象	作成部数	内容
2023年3月	小・中学生向け	8,000	防煙教育
	高校生向け	620	防煙教育
	一般向け	4,000	禁煙外来の周知

（3）普及啓発活動

ア 情報紙「みんなの健康だより」の発行

市民の健康づくりや公衆衛生に関する意識の向上に寄与することを目的に、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを掲載した情報紙として 2011 年度から発行している。

みんなの健康だより発行状況（表 1-4）

	38号	39号	40号
発行時期	2022年7月1日	2022年10月15日	2023年3月1日
発行部数	100,000	100,000	100,000
配布方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞折込による各戸配布 ・市関連施設での配布 ・市公式ホームページでの掲載 		

イ「町田市ウォーキングマップ」の公開

歩きながら気軽に健康づくりができるよう、市内のおすすめ散歩コースを掲載した「町田ウォーキングマップ」を 2019 年度に 26,000 部作成し、2020 年度に市関連施設で配付した。配付終了後は、町田市のホームページで公開している。マップでは、市内の観光スポットや公園、歴史的・文化的スポット等、市内全域に渡る 15 コースを紹介しているほか、健康づくりの視点も踏まえ、歩行距離・時間や消費エネルギー量、ウォーキングの効果等も記載している。

(4) 熱中症対策

市内の熱中症発生の抑制を目指すため、庁内及び関係団体、民間企業等と連携して取り組んでいる。特に、熱中症弱者（高齢者・子ども）に対して、周囲が協力して注意深く見守る等、広く熱中症予防を呼びかけている。

普及啓発活動（表 1-5）

実施	内容
4月27日～ 9月30日	<ul style="list-style-type: none">・民間協定を締結している大塚製薬株式会社と協働して熱中症予防のチラシとポスターの作成及び配布・民間協定を締結している株式会社伊藤園と協働して町田市内の自動販売機に熱中症予防のポスターを掲示・庁舎施設案内モニターを用いた注意喚起・子育てサイトや子育て情報メール配信による注意喚起・町田市のメール・LINE配信による注意喚起

2 自殺総合対策事業

自殺者数の減少を目標に、自殺対策を推進している。

(1) 広報・普及啓発

様々な分野における相談先について盛り込んだリーフレット「悩みの相談先一覧」を17,000部作成し、市内施設へ設置した。また、9月と3月の自殺対策強化月間に合わせて実施している鉄道事業者と協働した普及啓発キャンペーンを、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを考慮して、それぞれ1か月ずつ早め、8月から9月と2月から3月にかけて、町田市内全10駅で行った。「広報まちだ」及び「みんなの健康だより」にも自殺対策の情報を掲載した。

(2) 相談・支援の充実（総合相談会の実施）

ア 総合相談会の実施

複数の相談機関が1つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に「総合相談会」を9月8日と2023年3月9日に開催した。（設置窓口：①こころの悩み、②女性の悩み、③法律関連、④労働問題、⑤求職、⑥生活困窮、⑦高齢者）

イ SNS自殺防止相談事業の実施

検索連動広告機能（※）を使用し、生きづらさに関する「孤独でつらい」などの単語をインターネット（google）で検索した際に、相談を促すサイトを表示し、そのサイトからワンクリックでメール相談を送ることができる事業を年間を通じて実施した。

※ 検索連動広告機能…検索したキーワードに関連した広告（案内）を検索画面に表示する機能

(3) 連携体制の構築

ア 町田市自殺対策推進協議会

町田市の自殺の現状について共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、関係機関、市民・遺族代表、行政機関で組織している。2022年度は、2回（4月・10月）実施した。

イ 町田市自殺対策推進庁内連絡会

町田市の自殺の現状についての共通認識を持ち、連携・協力して総合的な対策を推進するために、主に直接市民と窓口でかかわる部署を中心に、2022年度は、2回（4月・10月）実施した。

(4) ゲートキーパーの養成

自殺について、気づき・つなぐ人を養成するため関係機関と連携して、ゲートキーパー養成講座を実施した。2022年度は、4講座の動画配信（再生回数651回※）、7回のオンライン講座（参加者212人）を実施した。※ 再生回数は、2023年3月31日時点

開催内容 (表 2-1)

日程	内容	対象	再生回数 参加者数
通年	市民向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	市民	221 回
通年	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 （動画配信） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	地域ネットワ ーク	77 回
通年	学校関係者向けゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	学校関係者	103 回
通年	専門職向け、フォローアップゲートキーパー養成講座（動画配信） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	専門職、フォ ローアップ	250 回
7 月 21 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座 （オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	学 校 関 係 者 （公立新人）	67 人
8 月 31 日	市民向けゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	市民	25 人
9 月 27 日	地域ネットワーク向けゲートキーパー養成講座 （オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA 代表理事	地域ネットワ ーク	24 人
12 月 20 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座 （オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA	学校関係者	13 人
2023 年 2 月 3 日	学校関係者向けゲートキーパー養成講座 （オンライン講座） 講師：NPO 法人 メンタルケア協議会 理事	学 校 関 係 者 （公立ベテラ ン）	62 人
2023 年 2 月 16 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人 OVA	専門職、フォ ローアップ	12 人
2023 年 3 月 2 日	専門職向け兼フォローアップゲートキーパー養成講座（オンライン講座） 講師：NPO 法人全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児スタッフ	専門職、フォ ローアップ	9 人

3 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進に関する民間協定

民間企業のノウハウを活かし、効果的に市民の健康づくりを推進するため、民間企業と協定を結び取り組んでいる。

協定の主な内容は以下のとおりである。

民間協定 (表 3-1)

NO	協定名称	企業名	締結日	2022年度の主な取り組み
1	がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	アフラック生命保険株式会社	2015年7月22日	がん検診普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布)
2	町田市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定 (切替前:がん予防普及啓発及び検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定)	第一生命保険株式会社	2018年10月9日 (切替前の協定締結日:2015年7月22日)	がん検診普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布) 熱中症予防対策普及啓発(熱中症予防対策チラシの配布)
3	がん予防普及啓発及びがん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	朝日生命保険相互会社	2017年3月22日	がん検診普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布)
4	健康づくり及び地域活性化と市民サービスの向上に向けた連携に関する協定	大塚製薬株式会社	2017年3月22日	熱中症予防対策普及啓発(熱中症予防対策のチラシ・ポスターの作成配布) 自殺対策普及啓発(ゲートキーパー普及啓発ステッカーの配布)
5	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	ファイザー株式会社	2017年3月22日	受動喫煙防止対策普及啓発に関する企画検討
6	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	中外製薬株式会社	2018年10月1日	子宮頸がん検診普及啓発に関する企画検討
7	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	協和キリン株式会社	2018年10月1日	生活習慣病予防のための市民公開講座の企画検討

8	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社リンケージ	2020年8月1日	受動喫煙防止対策普及啓発(防煙教育に関する動画配信) 健康づくり月間への参加(防煙教育ウェビナー開催)
9	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	明治安田生命保険相互会社	2020年11月10日	がん検診普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布) 熱中症予防対策普及啓発(熱中症予防対策チラシの配布) 自殺対策普及啓発(自殺防止対策普及啓発キャンペーンのポスター掲示・総合相談会のチラシの配布) 株式会社ゼルビアと協働で1歳6か月児健診受診者へのハンドタオルの提供
10	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社伊藤園	2020年11月10日	熱中症予防対策普及啓発(市内自動販売機への熱中症予防対策ポスターの掲示)
11	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	住友生命保険相互会社	2020年11月10日	がん検診普及啓発(町田市作成のがん検診チラシを配布)
12	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社ゼルビア	2021年6月1日	熱中症予防対策、がん検診などの普及啓発(大型ビジョンを利用した普及啓発活動) 健康づくり月間への参加(スポーツ教室の開催) 明治安田生命保険相互会社と協働で1歳6か月児健診受診者へのハンドタオルの提供
13	健康づくりに向けた包括的連携に関する協定	株式会社丸井グループ	2021年9月16日	健康づくりに関する普及啓発(デジタルサイネージを利用した普及啓発活動) 自殺対策普及啓発(ゲートキーパー普及啓発ステッカーの貼付)

(2) 町田市総合健康づくり月間

“いきいきと自分らしく生きる”ことを目指し、一人ひとりの健康づくりが推進されるよう情報発信・交流・体験を通して健康づくりを体感できるイベントとして開催している。

○ 町田市総合健康づくり月間 2022

2019年度まで毎年11月に開催していた「総合健康づくりフェア」に代わり、2020年度から11月の1か月間を「町田市総合健康づくり月間」とした。2022年度も11月1日から11月30日まで、関係団体や庁内関係部署と協働し、「総合健康づくり月間」を開催した。

子どもから高齢の方までが、さまざまな場面で気軽に健康づくりに取り組めるように、「ここから始まる健康づくり」をコンセプトとし、オンライン上での体操や講座、様々な会場での体験会等、子どもから高齢者まで参加できるコンテンツを紹介した。

概要（表 3-2）

日程	11月1日～11月30日
実施場所	市内各会場およびオンライン開催
事務局	保健所健康推進課
関係各課	文化スポーツ振興部スポーツ振興課 文化スポーツ振興部文化振興課 いきいき生活部高齢者福祉課 保健所保健総務課 保健所保健予防課 経済観光部農業振興課
協力団体等	NPO法人アスレチッククラブ町田 一般社団法人町田市薬剤師会 小野路公園 株式会社明治 株式会社リンケージ 公益社団法人東京都町田市歯科医師会 スポーツ緑ヶ丘 鶴川サナトリウム病院 鶴間公園 東京都理学療法士協会町田市支部 ペスカドーラ町田 町田市ゲートボール協会 町田市子ども創造キャンパス ひなた村 町田市立室内プール 町田薬師池公園四季彩の杜 西園

内容	<p>(1) 運動／会場参加型イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子スポーツ教室 ・ソサイチ・フットサル教室 ・フットサル&サッカー&タッチラグビー&健康体操 ・ショートプログラム体操教室 ・町田市立室内プールレッスン ・ゲートボール初心者教室 ・里山健康散策 花のある道づくりヤブカンゾウの苗植え体験 ・ペスカドーラ町田 個人参加型フットサル/ペスカドーラ町田 遊びの広場@シバヒロ ・ストレッチ/ヨガ/トレーニング/ウォーキング ・やくしの学び <p>(2) 運動／動画配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～血糖値が気になる方へ～誰でも簡単！おうちでできる運動講座 ・みんなと一緒に「町トレ」「口トレ」 動画を見ながらお家ストレッチ！ <p>(3) 相談・会場参加型イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼくとわたしのデンタルケア ・お薬相談 <p>(4) セミナー・講演会／会場参加型イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿の秘訣は健口ライフ！ミニ講座～オーラルフレイルについて～ ・医療安全支援センター講演会「医療に疑問を持ったとき利用できる制度について」 ・「美腸活講座」＋腸活き活き体操 ・フレイル予防と食事の工夫 <p>(5) セミナー・講演会／オンラインセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの指しゃぶり、どう対応したらいいの？」 <p>(6) セミナー・講演会／動画配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士が考える転倒予防 ・喫煙環境の変化に伴う卒煙の勧め、やり方について！（卒煙セミナー・防煙教育） ・つながる「わ」食～農家料理店主からのやさしいレシピのプレゼント～/離乳食のレシピ ・フレイルを知っていますか？ <p>(7) 体験／会場参加型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども薬剤師体験 <p>(8) 楽しみ／会場参加型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・げんきっず/自然菜園サポーター/一輪車であそぼう/つくったりあそんだり ・芹ヶ谷公園でアートな動物園 2022
参加人数	各会場での参加者数 1,597人 動画等閲覧数 1,678人

町田市総合健康づくり月間参加者数（表 3-3）

年度	参加者数	動画等閲覧数
2020	2,288人	5,343人
2021	3,099人	2,121人
2022	1,597人	1,678人

4 がん検診等

がんの早期発見・早期治療・予防を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がんリスク検診（ABC検診）

概要（表 4-1）

対象者	30 歳以上
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2022 年 5 月 30 日～2023 年 2 月 28 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は 1 回のみ
検診内容	問診・血液検査（ヘリコバクター・ピロリ抗体、血清ペプシノゲン）
一部負担金	800 円 ※ただし、30・40 歳（年度末年齢）、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

胃がんリスク検診年度別受診状況（表 4-2）

年度	受診者数 (X)	受診率	一次検診結果内訳人数			
			A	B	C	D
2020	3,178	2.9	2,316	570	256	36
2021	3,262	3.5	2,458	481	269	54
2022※	2,890	3.2	2,207	418	217	48

年度	要精密検査		精密検査		精密検査結果内訳実人数			除菌の指示を受けた人数
	人数 (Y)	率 (Y/X)	受診者数 (Z)	受診率 (Z/Y)	異常認めず	胃がん者数	その他	
2020	862	27.1	677	78.5	51	13	613	344
2021	804	24.6	620	77.1	47	12	561	432
2022※	683	23.6	361	52.9	23	2	336	238

※2023 年 5 月 24 日現在のデータ。精密検査結果を 2024 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(2) 子宮頸がん検診

概要 (表 4-3)

対象者	20 歳以上で偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診 (19 医療機関)。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・視診・内診・細胞診
一部負担金	1,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

子宮頸がん検診年度別受診状況 (表 4-4)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常認めず	子宮頸がん 確定者数	その他
2020	9,409	15.7	19.0	9,153	253	2.7	230	90.9	91	3	136
2021	9,959	17.4	22.0	9,708	251	2.5	231	92.0	29	0	202
2022※	10,391	18.2	22.2	10,132	259	2.5	165	63.7	23	3	139

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
- ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。

※2023年5月24日現在のデータ。精密検査結果を2024年3月31日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(3) 乳がん検診

概要 (表 4-5)

対象者	40 歳以上の偶数年齢となる女性
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	通年
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関(市内 6 か所)または、市外実施医療機関(7 か所)へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・マンモグラフィ
一部負担金	2,000 円。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示、個別受診勧奨はがきの送付

乳がん検診年度別受診状況 (表 4-6)

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	乳がん 確定者数	その 他
2020	7,732	16.8	22.6	7,003	781	10.1	718	91.9	245	35	438
2021	8,671	18.0	24.2	7,695	976	11.3	924	94.7	289	29	606
2022※	7,951	18.1	23.9	7,170	781	9.8	612	78.4	230	22	360

- ・受診率(1)は 70 歳以上受診者を含む値となっている。
 - ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70 歳以上受診者を除く値となっている。
- ※2023 年 5 月 24 日現在のデータ。精密検査結果を 2024 年 3 月 31 日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(4) 大腸がん検診

概要 (表 4-7)

対象者	40 歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2022 年 5 月 30 日～2023 年 2 月 28 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内 1 回
検診内容	問診・免疫便潜血検査 2 日法
一部負担金	800 円または 500 円(成人健康診査との同時実施の場合)。※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

大腸がん検診年度別受診状況（表 4-8）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	大腸がん 確定者数	その 他
2020	22,453	14.1	8.0	20,425	2,026	9.0	1,586	78.3	404	103	1,079
2021	23,535	15.6	9.0	21,743	1,792	7.6	1,408	78.6	412	81	915
2022※	24,103	15.8	8.8	22,267	1,836	7.6	1,169	63.7	306	77	786

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
 - ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ※2023年5月24日現在のデータ。精密検査結果を2024年3月31日まで追跡するため、修正の可能性はある。

肺がん検診 概要（表 4-9）

対象者	40歳以上の方
関連する法律・例規	健康増進法第19条、がん対策基本法、町田市がん検診等実施要領
受診期間	2022年10月24日～2023年2月28日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申し込み、受診。受診回数は年度内1回
検診内容	質問、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(50歳以上喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の場合のみ実施)
一部負担金	胸部エックス線のみ1500円、胸部エックス線+喀痰細胞診2000円※ただし、生活保護受給者、住民税非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付受給者は無料
周知方法	「広報まちだ」及びホームページに掲載、成人健康診査受診券に表示

肺がん検診年度別受診状況（表 4-10）

年度	受診者数 (A)	受診率 (1)	受診率 (2)	異常 認めず	要精密検査		精密検査受診		精密検査受診者結果 内訳実人数		
					人数 (B)	率 (B/A)	人数 (C)	率 (C/B)	異常 認めず	肺がん 確定者数	その 他
2022※	1,404	0.9	0.9	1,333	71	5.1	24	33.8	14	0	10

- ・受診率(1)は70歳以上受診者を含む値となっている。
 - ・受診率(2)は国における「地域保健・健康増進事業報告」をもとに、70歳以上受診者を除く値となっている。
- ※2023年5月24日現在のデータ。精密検査結果を2024年3月31日まで追跡するため、修正の可能性はある。

(5) がん予防普及啓発活動

市民が、がんに関する知識や技術を得ることにより、よりよい健康を目指し、健康づくり活動の動機付けを得ることができるよう、がん予防普及啓発活動を実施している。(表 4-11)

年度	内容
2022	<p>【通年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等でのポスター掲示 ・東日本タクシー車内広告にがん検診等のご案内を掲示 ・町田市メール・LINE配信(6月1日) ・町内会自治会へのがん検診案内ポスターの掲示(7月～) ・みんなの健康だよりでがん検診・がん予防について掲載 ・働く世代へ向けたがん検診勧奨チラシを作成・配布・メール配信 ・アフラック生命保険株式会社・第一生命保険株式会社・朝日生命保険相互会社・住友生命保険相互会社・明治安田生命保険相互会社との協定の締結によるチラシ配付、個別訪問等での周知(日本生命保険相互会社は協定締結後の10月～) <p>【10月乳がん予防月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館での特集コーナー設置(9月9日～10月12日) ・市職員のピンクリボンストラップ着用 ・市庁舎へ懸垂幕・庁舎施設案内モニター掲示、市庁舎ライトアップ、わくわくワクチンプラスの通知、庁用車にマグネットシート貼付 ・市関連施設でのポスター掲示 ・町田マルイ、町田モディのデジタルサイネージ(電光掲示板)に掲示 ・ペDESTリアンデッキのライトアップ ・イベントスタジオで啓発イベント実施(10月3日～10月7日) ・町田市メール・LINE配信(10月1日) ・マスクケース配布 <p>【女性の健康週間(3月1日～8日)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの健康だよりで乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨記事を掲載 ・中央図書館での特集コーナーの設置(3月10日～4月12日) ・イベントスタジオで啓発イベント実施(2月20日～3月3日) ・町田市メール・LINE配信(3月1日)

5 成人健診事業

(1) 健康手帳の交付

特定健康診査・特定保健指導の記録、その他健康保持のために必要事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的として交付している。

概要（表 5-1）

対象者	交付希望者
関連する法律・例規	健康増進法第 17 条第 1 項
交付方法	健康推進課窓口等で交付
交付冊数	26

(2) 成人健康診査（健康増進健康診査）

糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の原因となる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施している。

概要（表 5-2）

対象者	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 18 歳～39 歳までの町田市民及び 40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者 で、職場・学校等で健診の機会のない方
関連する 法律・例規	健康増進法第 19 条の 2、町田市成人健康診査実施要領
受診期間	40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者 2022 年 5 月 30 日～2023 年 2 月 28 日 18 歳～39 歳・40 歳～74 歳までの被用者保険の被保険者並びに被扶養者 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
受診方法	(一社)町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 受診回数は期間内 1 回 40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者には受診券を発行 40 歳以上の生活保護等受給者で寝たきり状態の方は、往診による受診も可能
基礎的な 診査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ・理学的検査 ・血圧測定 ・尿検査（糖・蛋白） ・血液検査（AST（GOT）・ALT（GTP）・γ-GT（γ-GTP） HDL コレステロール・LDL コレステロール・中性脂肪・血糖値・ヘモグロビン A1c)
詳細な 診査項目	<p>医師の判断により、必要に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎機能検査（尿素窒素・クレアチニン・尿酸・eGFR） ・貧血検査（白血球、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット） ・心電図検査 ・眼底検査 ・胸部エックス線検査直接撮影
受診者負担	500 円（住民税非課税世帯及び生活保護等受給者は無料）
勧奨方法	<ul style="list-style-type: none"> ・40 歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に受診券送付 ・「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載 ・19 歳の対象者に個別受診勧奨はがきを送付

受診状況（表 5-3）

区分	18 歳～39 歳			40 歳以上の 生活保護等受給者		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
性別・総数	2,597	2,996	5,593
対象者数	2,597	2,996	5,593
受診者数	904	1,152	2,056	594	832	1,426
受診率	22.9	27.8	25.5

※18 歳～39 歳の対象者数は不明。学校・職場等で健診機会を持つ方の人数は市では把握できないため。

年度別受診状況 18 歳～39 歳（表 5-4）

年度	受診者数	メタボリック判定			
		基準該当者数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者数
2020	2,345	81	204	2,034	26
2021	2,076	84	173	1,800	19
2022	2,056	73	189	1,781	13

40 歳以上の生活保護等受給者（表 5-5）

年度	対象者数	受診者数	受診率	メタボリック判定			
				基準該当者 数	予備群 該当者数	非該当者数	判定不能者 数
2020	5,391	1,333	24.7	416	171	739	7
2021	5,550	1,400	25.2	412	161	818	9
2022	5,593	1,426	25.5	440	188	793	5

被用者保険追加健康診査（表 5-6）

年度	受診者数
2020	3,444
2021	3,281
2022	3,225

(3) 肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として、肝炎ウイルス検診を実施している。

概要 (表 5-7)

対象者	40 歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方 保健指導については感染している可能性が極めて高い方及び陽性者
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条の 2
受診期間	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
受診方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一社) 町田市医師会加入の指定医療機関へ個別に申込みのうえ受診 ・ 受診回数は 1 回のみ ・ 成人健康診査と同時又は単独で実施
検診項目	問診・血液検査 (B 型肝炎及び C 型肝炎ウイルス検査)
受診者負担	無料
勧奨方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載。医療機関にポスター掲示 ・ 2022 年度末年齢が 40 歳の方及び 2021 年度勧奨以降に市内へ転入してきた 41 歳以上の方を対象に個別受診勧奨はがきを送付

年度別受診状況 (表 5-8)

年度	受診者数	感染の可能性が極めて高い方 または 陽性者	
		B 型	C 型
2020	5,741	B 型	13
		C 型	9
2021	3,352	B 型	10
		C 型	11
2022	2,573	B 型	9
		C 型	3

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（１）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目		2020 年度	2021 年度	2022 年度	
感染症発生届出件数		2,219	28,890	59,945	
疾 患 別 再 掲	二 類	結核	53	72	51
		新型コロナウイルス感染症	2,123	28,783	59,849
	三 類	腸管出血性大腸菌感染症	10	7	8
		腸チフス	1	-	-
		細菌性赤痢	1	-	-
	四 類	E 型肝炎	-	4	5
		A 型肝炎	-	-	2
		レジオネラ症	3	7	2
	五 類	アメーバ赤痢	2	2	2
		ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）	-	-	1
		カルバペネム耐性腸内細菌感染症	5	6	1
		クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	-
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	-
		後天性免疫不全症候群	-	-	2
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	-	-
		侵襲性肺炎球菌感染症	1	-	1
		水痘（入院例）	1	-	-
		梅毒	10	5	18
		百日咳	8	1	2
風しん	-	-	-		
麻しん	-	1	1		
就業制限通知件数		2,298	5,429	26	
健康診断勧告・措置件数		275	472	399	
入院勧告・措置人数		876	1,758	2,885	
診査協議会開催回数		134	111	62	
移送件数		332	863	1,051	
消毒等依頼件数		-	-	-	

※市内医療機関から届出のあった数（結核・新型コロナウイルス感染症は市外医療機関も含む）を計上

※五類感染症は全数届出疾患についての数

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施 実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員数)	陽性数内訳		
		患者・ 関係者	海外 帰国者		一類 感染症	二類 感染症	三類 感染症
2020 年度	67	67	-	14	-	-	14
2021 年度	76	76	-	7	-	-	7
2022 年度	32	32	-	1	-	-	1

※結核については、表 2-4 参照

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況（表 1-3）

類型	感染症名	調査対象件数							合計
		高齢者施設	障がい者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設	個人	
二類	結核（コッホ疑い含む）	13	0	0	0	20	8	58	99
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	1	0	0	8	9
四類	E型肝炎	0	0	0	0	0	0	4	4
	A型肝炎	0	0	0	0	0	0	2	2
	レジオネラ症	1	0	0	0	0	0	1	2
五類 （全 数）	アメーバ赤痢	0	0	0	0	0	0	2	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	0	0	0	0	2	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	0	0	0	0	1	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	2	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	1
	水痘（入院例）	0	0	0	0	0	0	1	1
	梅毒	0	0	0	0	0	0	21	21
	百日咳	0	0	0	0	0	0	2	2
	風しん	0	0	0	0	0	0	1	1
	麻しん	0	0	0	0	0	0	3	3
五類 （定 点）	RSウイルス感染症	0	0	3	0	0	0	0	3
	インフルエンザ	0	0	19	6	0	0	0	25
	感染性胃腸炎	0	0	22	2	0	0	0	24
	手足口病	0	0	10	1	0	0	0	11
その他	疥癬	0	0	0	0	1	0	0	1
	ノロウイルス	2	0	2	0	0	0	0	4
	不明熱	0	0	1	0	0	0	0	1
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	1,058	244	12	3	71	7	9,958	11,353
合計		1,074	244	69	13	92	15	10,067	11,574

※ 疾患名は疑い含む

ウ 学級閉鎖

インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973年9月20日付衛情第102号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年 度		総数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2020	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0
2021	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0
2022	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	4	0	0	0	0	2	2	0
	学級数	64	0	0	0	0	22	32	10

※学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級は学級閉鎖のあった学級の数を示す

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-5）

年 度	2021年度	2022年度
学校数	1	0
学年数	3	7
学級数	103	151

※学校数は学校閉鎖のあった校数を、学年数は学年閉鎖のあった学年の数を、学級数は学級閉鎖のあった学級の数を示す

※学校教育部保健給食課からのデータ提供による

(2) 平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。また、関係機関を対象とした講演会等の啓発活動も行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第 14 条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を東京都や国の発生動向と併せ、毎週「町田市感染症週報」として医師会等市内関係機関に還元している。町田市感染症週報は、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点 8 箇所、インフルエンザ定点 15 箇所（うち 8 箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点 1 箇所、性感染症定点 1 箇所である。

イ 感染症流行予測調査

予防接種法第 23 条第 4 項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として行われる。2022 年度は、当保健所は対象外であった。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、関係機関等からの依頼により健康教育を実施するほか、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

健康教育実施状況（表 1-6）

実施月日	テーマ	対象者	参加人数
新型コロナウイルス感染症の影響により中止			

2 結核対策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。
この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

(1) 結核登録者の状況（表 2-1）

				医療形態								
				2020年 総数	2021年 総数	2022年 総数	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明	
登録者総数				97	79	69	1	5	12	51	0	
登録患者数 (2022. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	16	17	13	1	5	7	0	0	
			喀痰塗抹陽性	総数	8	10	7	1	2	4	0	0
				初回治療	7	10	4	1	1	2	0	0
				再治療	1	0	3	0	1	2	0	0
			その他菌陽性	8	5	6	0	3	3	0	0	
		菌陰性他	-	2	0	0	0	0	0	0		
		活動性肺外結核	6	11	5	0	0	5	0	0		
	不活動性結核	75	51	51	0	0	0	51	0			
	不明	-	0	0	0	0	0	0	0			
	潜在性結核感染症（別掲）				22	38	35	0	0	2	33	0
新登録者総数				36	40	24	12	3	7	2	0	
新登録患者数 (2022. 1. 1～ 2022. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	24	27	18	10	3	3	2	0	
			喀痰塗抹陽性	総数	12	18	12	10	0	0	2	0
				初回治療	11	18	8	6	0	0	2	0
		再治療		1	0	4	4	0	0	0	0	
		その他菌陽性	11	8	6	0	3	3	0	0		
	菌陰性他	1	1	0	0	0	0	0	0			
活動性肺外結核	12	13	6	2	0	4	0	0				
潜在性結核感染症（別掲）				15	32	23	0	3	20	0	0	

年齢階級別結核登録者数（表 2-2）

				年 齢											
				総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-	
登録者総数				69	0	0	0	0	5	7	1	2	7	47	
登録患者数 (2022. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
			喀痰塗抹陽性	総数	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
				初回治療	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
				再治療	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
				その他菌陽性	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
			菌陰性他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			活動性肺外結核	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	不活動性結核		51	0	0	0	0	5	7	1	2	7	29		
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	潜在性結核感染症（別掲）				35	0	0	0	0	0	2	4	2	2	25
新登録者総数				24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
新登録患者数 (2022. 1. 1～ 2022. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
			喀痰塗抹陽性	総数	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
				初回治療	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
				再治療	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
				その他菌陽性	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
			菌陰性他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			活動性肺外結核	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
潜在性結核感染症（別掲）				23	0	0	0	0	0	1	1	1	1	19	

(2) 結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月2回、開催している。また、感染症法第20条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

- ア 感染症法第18条第1項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること
- イ 感染症法第19条第1項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第20条第1項による入院勧告及び同条第4項による入院勧告期間の延長に関すること
- ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担（感染症法第37条の2）に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表2-3）

年度	開催回数		就業制限通知件数				入院勧告及び入院期間延長勧告件数			感染症法第37条の2の規定に基づく申請件数			
	定例会	緊急会	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果			
				適	不適		適	不適		適	不適	保留	
2020	36	23	13	19	19	-	33	33	-	59	59	-	-
2021	34	23	11	17	17	-	35	35	-	70	70	-	-
2022	35	24	11	22	22	-	55	55	-	73	73	-	-

(3) 結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第53条の14に基づくDOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8 保健師活動」のうち表8-1に記載。

(4) 結核健康診断等の状況

感染症法第17条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

また、感染症法第53条の2第3項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するとともに、これを結核予防のための啓発の機会とし、もって市民の健康の保持及び増進に寄与するために実施することとなった。対象は、16歳以上で町田市在住、在勤、在学者のうち胸部エックス線検査を受ける機会のない者で、保健所長が結核予防対策上必要であると認める者である。

結核健康診断等実施状況（表2-4）

年度	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(延べ検査件数) 総数	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T-SPOT検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2020	265	298	5	171	16	106	0	27	2	30
2021	487	513	4	400	11	98	0	0	16	23
2022	401	436	2	170	153	111	0	2	9	50
定期外健診	384	419	2	170	153	94	0	2	11	48
患者家族健診	21	33	0	12	8	13	0	0	1	10
接触者健診	363	386	2	158	145	81	0	2	10	38
その他の健診	17	17	0	0	0	17	0	0	0	0
管理健診	5	5	0	0	0	5	0	0	0	0
胸部エックス線健診	12	12	0	0	0	12	0	0	0	0

3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関する普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・HIV抗体検査

保健所を会場に、月1回のHIV抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。

2022年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、検査を中止した。

エイズ相談状況（表 3-1）

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2020	172	134	38	105	80	25	67	54	13
2021	22	16	6	20	16	4	2	0	2
2022	28	24	4	25	21	4	3	3	0

HIV抗体検査実施状況（表 3-2）

年度	HIV抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2020	30 (0)	25 (0)	5 (0)	25 (0)	15 (0)	10 (0)	28 (0)	23 (0)	5 (0)	26 (3)	21 (2)	5 (1)	26 (0)	21 (0)	5 (0)
2021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※（ ）は陽性者数

(2) 普及啓発活動

東京都 HIV 検査・相談月間・世界エイズデーの時期に、ポスター掲示やチラシにて普及啓発を行っている。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。2022年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、検査を中止した。(肝炎ウイルス検査の、40歳以上の市民は表5-10参照)

ウイルス肝炎検査実施状況(表4-1)

年度	B型・C型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B型肝炎ウイルス 検査受診者数			C型肝炎ウイルス 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2020	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2021	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※()内はB型肝炎ウイルス陽性者数

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。(実施状況は、表2-4を参照。)

(3) 風しん抗体検査

19歳以上の町田市民で、1.妊娠を予定または希望する女性 2.1.の配偶者等同居者 3.妊婦の配偶者等同居者を対象(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く)のうち、1.過去に風しん抗体検査を受けたことがある方 2.明らかに予防接種記録のある方 3.検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方を除いた方に、市内の指定医療機関にて風しん抗体検査費用の助成を実施している。

風しん抗体検査実施状況(表4-2)

年度	受診者数	低抗体価者数
2020	409	153
2021	451	171
2022	447	184

(4) 風しんの追加的対策に係る抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、全国の指定医療機関で風しん抗体検査を実施している。※2019年度～2021年度の3年度間の実施であったが、2025年度まで延長となった。

風しんの追加的対策に係る抗体検査実施状況(表4-3)

年度	受診者数
2020	5,220
2021	1,650
2022	3,151

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいを有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18歳未満で、世帯の住民税額が一定額未満又は障がいが重度かつ継続の方に対し、承認された医療機関の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を控除した額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満18歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院医療に要する費用を負担する。なお、世帯員の住民税額により一部自己負担があるが、その分は乳幼児医療費助成制度で助成している。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）にり患し、東京都内に引続き1年以上住所を有し、喫煙をしていない方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定疾病にかかる医療に関する給付について、その自己負担分を助成する。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方については、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群及びその関連疾病等に該当し、前年分の所得税総額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込み期間が26日以上の方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定された疾病の医療給付にかかる自己負担分を助成する。

ただし、生活保護受給者等他の法令等の給付により自己負担が生じない方を除く。また、食事療養標準負担額は除く。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受けた方のうち、入院治療を要した方で、医療保険に加入している方について、認定された被害に係る医療に関する自己負担額を助成する。

なお、2022年度新規の届出は0件となっている。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016年から助成を開始し、助成件数は2020年度は4件（すべて本人）、2021年度は2件（すべて本人）、2022年度は0件であった。

シ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療の受給を受けている児童のうち、障害者総合支援法等、他の制度が利用できない児童等に対し、必要な日常生活用具を給付する。2022年度から事業を開始し、給付件数は6件であった。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数（表 5-1）

疾 病 名	2020 年 度	2021 年度			2022 年度		
	認定件数	申請件数	認定件数	レセ プト 請求 件数 (延 べ件 数)	申請件数	認定件数	レセプト 請求件数 (延べ件 数)
総 数	1,282	964	962	2,763	661	658	-
結核医療	75	85	85	497	0	0	-
一般患者（感染症法 37 条の 2）	59	70	70	433	0	0	-
入院勧告（感染症法 37 条）	16	15	15	64	0	0	-
自立支援医療（育成医療）	13	16	15	81	6	6	56
療育給付	0	0	0	0	0	0	-
養育医療	84	93	93	196	63	61	170
感染症医療	393	-	-	1,989	0	0	-
大気汚染関連疾病	716	769	769	-	590	590	-
慢性気管支炎	0	0	0	-	0	0	-
気管支ぜん息	716	769	769	-	590	590	-
ぜん息性気管支炎	0	0	0	-	0	0	-
肺気しゅ	0	0	0	-	0	0	-
四種疾病の続発症	0	0	0	-	0	0	-
妊娠高血圧症候群等	1	0	0	0	1	1	1（※2）
光化学スモッグ障がい者医療	0	0	0	-	0	0	-
石綿健康被害救済給付 ※1	-	1	-	-	1	-	-

※1 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行っている

※2 償還払いにて助成

6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

(1) 管内概況

ア 医療保護入院届出数（表 6-1）

年度		2020	2021	2022	
総数		901	834	796	
内訳	症状性を含む 器質性精神障害	小計	497	490	469
		認知	483	458	438
		認知以外	14	32	31
	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	小計	22	16	16
		アルコール使用	19	9	14
		薬物使用	2	3	2
		その他の使用	1	4	0
		統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	255	218	211
		気分（感情）障害	82	69	74
		神経症性障害、ストレス関連障害等	7	7	6
		成人の人格及び行動の障害	3	6	2
		知的障害（精神遅滞）	33	20	18
		その他の精神障害	1	2	0
		てんかん	0	0	0
	その他	1	6	0	

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に經由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数（表 6-2）

年 度	総数	第 22 条 (一般人の申請)	第 23 条 (警察官の通報)	第 26 条の 2 (精神科病院管理者の届出)
2020	67	-	67	-
2021	81	-	81	-
2022	69	-	69	-

(2) 個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-3）

年度		2020	2021	2022	
精神保健福祉相談 (訪問以外の面接・電話相談等)	実人員				
	内訳	延べ人員	4,878	4,937	4,251
		社会復帰	99	183	127
		老人精神保健	142	104	53
		アルコール	114	124	151
		薬物等	12	17	44
		児童・思春期	413	640	366
		心の健康づくり	405	472	354
		一般精神保健※	3,693	3,397	3,156
実人員	611	339	476		
精神保健福祉訪問指導	内訳	延べ人員	949	852	911
		社会復帰	11	26	14
		老人精神保健	16	13	41
		アルコール	44	18	6
		薬物等	2	0	11
		児童・思春期	73	87	93
		心の健康づくり	73	98	52
		一般精神保健※	730	610	694

※一般精神保健は、ギャンブル、うつ・うつ状態、摂食障害、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2022年度は一般相談、酒害相談を月1～2回、思春期相談を隔月で1回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-4）

年度		2020	2021	2022	
精神保健福祉相談	実施回数	30	26	26	
	実人員	47	33	31	
	内 訳	延べ人員	49	33	33
		社会復帰	4	-	1
		老人精神保健	-	-	1
		アルコール	-	-	4
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	15	16	4
		心の健康づくり	1	2	2
		一般精神保健※	29	15	21
精神保健福祉訪問指導	実施回数	1	1	1	
	実人員	2	2	1	
	内 訳	延べ人員	2	2	1
		社会復帰	-	-	-
		老人精神保健	-	-	-
		アルコール	-	-	-
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	2	-	-
		心の健康づくり	-	-	-
		一般精神保健※	-	2	1

※ここでいう「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている。

ウ ひきこもり相談員による相談（表 6-5）

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2020	4	104	37	56	131
2021	4	114	22	45	149
2022	3	114	16	17	173

エ 専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 思春期親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況（表 6-6）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2020	46	7	152
2021	47	5	151
2022	47	5	170

思春期親グループ実施状況（表 6-7）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2020	8	4	17
2021	5	4	9
2022	9	※ 23（再掲 20）	※ 40（再掲 30）

※2022 年度から講演会を実施。講演会参加者再掲。

オ 精神障がい者社会適応訓練事業

個人や企業などの協力事業所に委託して社会生活への適応や就業に向けて必要な訓練を行う事業である。2022 年度の利用者はなく、今年度末で終了した東京都の事業である。

カ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況（表 6-8）

テ ー マ	回数	参加機関数	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	86	385	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	5	23	保健医療福祉及び学校教育関係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	1	2	保健医療福祉関係者等
その他	51	529	保健医療福祉関係者等
総 計	143	939	

(3) 普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況 (表 6-9)

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
5月18日	8050 問題について	39名	ケアマネジャー
9月28日	保健師の役割	12名	民生委員・児童委員
2023年 1月20日	問題飲酒について	20名	ケアマネジャー
2023年 1月27日	地域での孤立について	11名	ケアマネジャー・民生委員・地域住民

(4) 地域支援体制の整備

ア 地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況 (表 6-10)

月 日	会議名	議題	参加者数
8月4日	地域精神保健福祉連絡協議会	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて	19
11月10日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	2022年度地域精神保健福祉連絡協議会実施報告 治療中断者への支援についての情報共有および検討	12

イ 精神保健に係る連絡会

精神保健に係る障がい福祉課との連絡会を定期的実施している。

会議実施状況（表 6-11）

月日	内容	参加機関	参加者数
6月8日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	13
2023年 2月9日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	9

ウ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月日	内容	参加機関数
7月26日 (オンライン)	ひきこもり相談ガイドブック補足説明 今後の運営について等	19
11月22日	事例検討会	24

エ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表会の実施状況（表 6-13）

月日	内容	参加機関数
5月31日	今年度の運営について	4
2023年 1月17日	振り返り・次年度計画について	6

7 難病対策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

(1) 個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況（表 7-1）

年度	総数	相談件数				関係機関連絡
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2020	1,146	160	23	422	12	529
2021	2,367	198	14	1,218	58	879
2022	2,867	412	41	1,290	96	1,028
保健師	2,864	409	41	1,290	96	1,028
作業療法士	2	2	—	—	—	—
言語聴覚士	1	1	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち24時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況（表 7-2）

年度	回数	報告検討事例の件数	参加者総数
2020	4	19	66
2021	10	49	29
2022	5	5	31

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。なお、2022年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況（表 7-3）

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2020	5	5	2	2	96
2021	5	5	2	2	64
2022	4	4	1	1	46

エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、訪問看護を実施することにより患者の療養環境整備等を行っている。診療報酬による算定とは別に訪問看護を実施する訪問看護ステーション等と委託契約を締結し、主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施する。2022年度の利用は2件となっている。

オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に14病院、20床が確保されている。期間は原則として1回30日以内、年間90日までである。（2023年3月31日現在）

一時入院制度利用状況（表 7-4）

年度	利用者数	利用延日数
2020	0	0
2021	0	0
2022	1	14

(2) 普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況（表 7-5）

年度	月日	実施場所	内容	対象者	参加者数
2020	11月1日 ～ 11月30日	専用 web ページ で情報公開	町田市難病患者の在宅療養と平時からの災害時の備えの状況説明	患者、家族、難病患者のケアに携わる保健医療福祉関係者等	169
			在宅療養中の人工呼吸器装着神経難病患者の災害対策について		124
			在宅難病患者の災害時に備えた地域医療連携		112
			災害時要支援者をモデルとした都市型災害避難訓練実施について		113
2021	11月29日	Web 開催	在宅難病患者における地域と病院の連携	難病患者のケアに従事する保健医療福祉関係者等	55
2022	11月7日	中町庁舎研修棟	在宅難病患者・重症心身障害者における保健師の役割について	保健予防課保健師	15

（3）在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病対策地域協議会

町田市難病対策地域協議会は、難病の患者への支援体制の整備と関係機関等の連携の緊密化を図る目的で開催している。2022年度は、風水害時にハザード上に居住する、在宅人工呼吸器使用難病患者が、避難入院ができる仕組みづくりについて協議した。今後は、実際に避難入院が稼働できるためのマニュアルの完成を目指している。

イ 訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションの代表者が参加し情報共有を図る会議に、連携の一機関として参加している。

ウ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班（専門医・主治医等）を編成して訪問診療をしており、保健師は医師会からの依頼に基づき随時参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大している。そのため、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健活動が求められている。これらの課題に対応するため、保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業の企画及び運営並びに個別支援活動を並行して行っている。その過程を経て、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

これにより、市民にとって身近な地域保健活動の展開の他、感染症や災害発生時の健康危機発生時の対応強化、新たな健康課題への対応等の充実を目指している。

2021年度から、業務内容ごとに係を再編し、会議や健診等の各種事業を実施している。個別支援活動の対象である市民や関係機関からの相談は、相談内容によって担当する係が窓口となり、また、相談内容によって課内の各係が連携し、対応している。これらに加え、関係機関・部署及び保健所内各課との連携を図り、かつ、他職種の職員と協働することで、市民の視点を踏まえた公衆衛生保健活動の展開を図っている。

(1)市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから都県域を越えて医療機関を利用していることが多い。精神医療では、市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あり、神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては、市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も同様の理由により、市外や神奈川県の医療機関を利用している市民が多い。2022年度の全体の受療状況は、COVID-19の流行が本格化した2020年度、2021年度と同様にCOVID-19の影響により受診機会の減少等がみられ、遠方の医療機関へ受療する事例が多かった印象がある。

(2)個別支援活動

本人、家族、各関係機関などから相談や依頼のあった方、また、結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診等で必要のある方に対し、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況 (表 8-1)

年度	区分	対応件数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣成人	難病	公害・アレルギー等	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	他のそ
														低体重児	新生児	一般乳児		
2020	家庭訪問	2,933	83	95	0	949	60	20	18	157	0	463	769	51	362	356	294	20
	所内相談	3,339	90	99	67	996	11	3	5	23	0	1,764	156	44	17	95	118	7
	電話相談	22,873	12,986	927	105	3,808	108	63	67	422	1	1,748	1,488	86	628	774	1,080	63
	文書その他の相談	2,210	1,690	235	5	74	1	2	0	98	0	32	33	3	8	22	29	11
	関係機関連絡	16,634	8,586	939	3	3,570	173	103	12	529	0	784	1,224	96	573	555	645	65
2021	家庭訪問	3,570	54	74	0	852	58	21	10	198	0	543	934	39	406	489	714	112
	所内相談	3,309	143	164	2	1,001	17	2	21	14	0	1,424	228	28	14	186	260	33
	電話相談	22,399	9,412	937	20	3,868	231	78	68	1,218	5	2,059	2,379	139	836	1,404	1,907	217
	文書その他の相談	2,651	774	359	2	68	73	1	1	58	0	408	642	99	280	263	243	22
	関係機関連絡	18,325	5,717	1,124	4	4,024	446	128	24	879	1	1,726	2,106	136	834	1,136	1,946	200
2022	家庭訪問	4,225	148	69	0	911	67	26	0	409	0	485	1,138	34	415	689	890	82
	所内相談	3,689	18	74	3	1,242	12	9	3	41	0	1,708	259	8	22	229	297	23
	電話相談	19,024	6,397	1,489	25	2,938	134	64	37	1,290	1	1,820	2,735	100	930	1,705	1,897	197
	文書その他の相談	1,332	141	5	0	71	49	12	0	96	0	394	457	79	248	130	103	4
	関係機関連絡	19,359	3,360	834	0	5,113	391	211	2	1,028	0	2,566	3,326	204	1,432	1,690	2,297	231

保健師地区活動状況（表 8-2）

年度	区分	再掲 1 虐待	内 訳			再 掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	の遺族 自殺者	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2020	家庭訪問	84	65	2	17	117	32	17	2	1	16	17	47
	所内相談	61	23	4	34	185	36	9	0	1	6	20	14
	電話相談	123	67	10	46	265	66	26	1	0	41	39	69
	文書等	4	4	0	0	1	2	0	0	0	0	2	1
	関係機関	301	213	31	57	143	26	35	0	3	42	29	126
2021	家庭訪問	126	106	1	19	163	34	19	0	0	5	15	46
	所内相談	34	22	1	11	334	33	11	0	0	7	11	35
	電話相談	249	144	13	92	348	207	43	0	0	27	61	132
	文書等	6	6	0	0	13	4	0	0	0	0	0	0
	関係機関	622	527	13	82	244	283	51	0	0	12	42	189
2022	家庭訪問	103	76	21	6	139	21	20	0	0	6	16	29
	所内相談	56	33	3	20	444	48	14	0	0	11	37	30
	電話相談	204	144	17	43	288	75	24	6	1	23	53	42
	文書等	2	2	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0
	関係機関	799	612	41	146	611	294	106	12	0	42	100	223

表 8-1 及び表 8-2 は、保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初は特定の保健分野の相談として始まったとしても、背景には複数の保健分野の課題があることが少なくない。また、相談される方自身が、本来支援を要する方であることもある。近年の傾向として、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。

今後の活動において、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

ア 個別支援活動における分野別の傾向等について

(ア) 精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、以下の5点があげられる。

- ① 「ひきこもり」に関する相談
- ② 「発達障害」に関する相談
- ③ 未治療・医療中断に関する相談
- ④ 関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん、家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるかが課題である。

- ⑤ 複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、既に多くの関係機関が関わっている事例が多い。

(イ) 児童・高齢者虐待の相談

当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多い。いずれの事例も、単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など、多くの機関が連携しながら支援を行っている。

(ウ) 難病対策

神経筋疾患の中で、進行が早く、医療依存度が高い、人工呼吸器装着の在宅療養者を支援することが多い。COVID-19 の流行下ではあったが、訪問前後の感染予防対策を説明することで、対象者側にも変化が見られ、徐々に家庭訪問を再開することができ、訪問件数が増加した。

2021 年度の組織改正で難病保健係が設置された。関係機関や新規申請者からの問い合わせが増えたが、これは、難病に関する療養相談窓口が明確になったためと考えられる。また、難病に特化した支援が行えるようになり、在宅療養者との電話連絡や関係機関との連絡の件数が増加している。

(エ) 結核対策

結核患者の療養支援や、結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核患者の特徴としては、高齢者の登録者数が多い傾向があるが、若年者や外国人の発生も見られている。

結核治療は、一定期間の服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心として、関係機関と連携を図りながら対象者に合わせた服薬及び療養の支援を行っている。

2022 年度は、新規発生患者数が減少し、入院医療機関が見つからない等の COVID-19 の影響によると思われる事例が発生した。COVID-19 の影響による受診率の低下なども懸念されるため、引き続き新規発生患者の動向を見守っていく必要がある。

(オ) 感染症対策

感染症発生届の受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染予防のための指導や対応を行っている。

COVID-19 については、感染急拡大への迅速な対応に向けて、国や都の方針を確認、多職種による連携構築、効果的かつ効率的な対応に向けて検討及び調整を行い、感染拡大防止を目指して対応した。

(3) 保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個性性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている(表 8-3)。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO 法人さるびあ会	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	2	ハローワーク町田	情報交換、 連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討、 連携会議
	地域生活移行支援会議 圏域別会議	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換
	多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務 連絡会	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換
	南多摩医療圏町田地域精神科医療地域連 携会議	1	鶴が丘ガーデンホスピタル	情報交換、 連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネッ トワーク会議	42	子ども家庭支援センター	情報交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
重心	重症心身障害児等在宅療育支援事業 保 健所担当者連絡会	1	東京都福祉保健局	情報交換・ 連携会議
	重症心身障害児等在宅療育支援事業 在 宅療育支援地域連携会議	1	西部訪問看護事業部	情報交換、 連携会議
感染症	感染症対策地域連携会議	7	市内医療機関	感染症対策
その他	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	市民協働推進課（男女平等推進セ ンター）	情報交換、 連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	7	町田市訪問看護ステーション連絡 会、町田市介護人材開発センター	情報交換、 連携会議
	町田市看護部長会	1	町田市看護部長会	情報交換、 連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	情報交換、 連携会議
	町田市男女平等推進会議	2	市民協働推進課（男女平等推進セ ンター）	情報交換、 連携会議
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要（表 9-1）

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱
人 数 (2023年3月 末日時点)	推薦団体数：112（2021年度：123） 推進員数：165（2021年度：175）
任 期	2年（再選及び年度途中の交代可）

2020、2021、2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している「総会」、
「健康づくり推進員研修会」、「活動情報共有会議」、「活動実績共有会議」は中止としました。

【参考】2019年度年間活動状況（表 9-2）

行事	開催日	内容	参加者数
総会	5月20日	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 2018年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師：町田市保健所長	144
研修会	6月26日	「町トレで、上がる体力！つながる地域」 講師：理学療法士	87
	7月31日	地域の皆と共に、イキイキと自分らしく暮らす方法 ～Well-Being（幸せ・健康）のサイエンスから学ぼう～	72
情報共有会議	10月2日	各地区の活動状況に関する情報交換	11
実績共有会議	2020年 2月26日	各地区の活動実績に関する情報交換	10

※この他に、各地区（町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区）において、
地区活動を行っている

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2019 年 3 月に策定した「第 2 次町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（1）町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況（表 10-1）

	年月日	内容
第 1 回	7 月 22 日	新食育推進キャラクターの活用について 第 2 次町田市食育推進計画進捗管理シートについて
第 2 回	2023 年 2 月 2 日	第 6 次町田市保健医療計画、及び第 3 次町田市食育推進計画について

（2）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育に関する情報共有及び食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況（表 10-2）

	年月日	内容
第 1 回	8 月 8 日～ 8 月 17 日	（書面開催） 第 2 次町田市食育推進計画の 2021 年度の評価と 2022 年度の事業予定について 町田市食育推進キャラクターの活用について
第 2 回	2023 年 3 月 23 日	第 2 回町田市食育推進計画策定及び推進委員会の報告 第 6 次町田市保健医療計画の進捗と市民意識調査について 第 3 次食育推進計画の策定について

(3) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、町田市総合健康づくり月間に合わせて食に関する普及啓発動画を公開している。

食育講演会実施状況 (表 10-3)

テーマ	講師	参加人数
「つながる「わ」食～農家料理店主からやさしいレシピのプレゼント～」	農家料理店主	動画再生回数 57回

(4) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015年度、2016年度、2019年度に食育ボランティアを養成した。2022年4月時点の登録者は31名で、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等についての普及啓発活動を実施している。

食育ボランティア連絡会実施状況 (表 10-4)

日程	内容	参加人数
5月19日	オンラインミーティング 「2022年度勉強会で学ぶべきこと」	2
6月10日	【活動連絡会】 2022年度の活動予定について ワークショップ「2022年度に実施する食育活動」	8
7月19日	オンラインミーティング 「私の夏の定番メニュー」	1
9月20日	オンラインミーティング 「〇〇の秋」	2
10月13日	【活動連絡会】 (勉強会) 「まちだの農業について学ぼう！」	9
2023年 1月19日	オンラインミーティング 「私の家のお正月」	1
2023年 3月6日	【活動報告会】 2022年度の活動を振り返って ワークショップ「2023年度に実施する食育活動について」	7

食育ボランティア活動実績（表 10-5）

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6月16日	保育園における食育活動	・紙芝居の読み聞かせ ・エプロンシアター	町田プチ・クレイシュ	4
6月30日	ジェイコム「LIVE ニュース」出演	・6月は食育月間 ・町田市食育ボランティアとは ・町田市の特色を活かした食育 ・町田市食育ボランティアへの活動依頼	JCOM スタジオ（A-PLACE 馬車道）	2
7月8日	幼稚園における食育活動	・野菜クイズ ・紙芝居の読み聞かせ	きそ保育園	5
7月29日 ・30日	くらしフェア	・「パッククッキングで野菜をおいしく食べよう！」 パネル展示・資料の配布	町田市民フォーラム	3
9月6日	保育園における食育活動	・紙芝居の読み聞かせ ・絵本の読み聞かせ ・エプロンシアター	市立山崎保育園	2
2023年 2月10日	生涯学習センターにおける食育活動	・紙芝居読み聞かせ ・食育対話型鑑賞「食品表示について」	生涯学習センター	4

（5）食育ツーリズムの推進

親子が共に食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に実施している。

食育ツーリズム実施状況（表 10-6）

開催日	参加人数	実施場所	内容
11月23日	23 （大人12、 子ども11）	あした農場 小野路公会堂	秋を楽しむ！町田の野菜丸ごと体験ツアー 野菜の収穫体験、まち☆ベジを使ったお弁当の喫食、 農家・保健予防課の講話、ゼルビーじゃんけん大会

(6) 6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6月の食育月間、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況（表10-7）

	実施日	内容	実施場所
6月の「食育月間」	①6月13日～6月29日 ②6月1日～6月30日 ③6月10日～7月12日 ④6月1日～6月30日 ⑤5月30日～6月10日 ⑥6月1日～6月30日 ⑦6月16日～6月30日 ⑧6月12日、6月19日 ⑨6月1日～6月30日	①懸垂幕の掲示 ②のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ③町田市立中央図書館にて食育関連書籍の紹介 ④庁用車への啓発ステッカー貼付 ⑤「食育月間&歯と口の健康週間」展示イベント ⑥バス車内ポスター広告掲載 ⑦商業施設デジタルサイネージへの動画掲載 ⑧FC 町田ゼルビア電光掲示板PR画像掲載 ⑨野菜レシピブック配布	①市庁舎前 ②市庁舎食堂 ③町田市立中央図書館 ④庁用車 ⑤市庁舎1階イベントスタジオ ⑥神奈中バス（町田営業所管轄）50台、まちっこ3台、小山田桜台小型バス3台 ⑦町田マルイ、モディ ⑧町田GIONスタジオ ⑨町田市内施設、（株）三和店頭
毎月19日の「食育の日」	4月19日、5月19日、7月19日、8月19日、10月19日、12月19日、1月19日	①のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ②主食・主菜・副菜を揃えたメニューの提供	市庁舎食堂

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

(1) 国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

国民栄養調査実施状況（表 11-1）

調査名		国民健康・栄養調査		
調査地区		函師	成瀬台	
調査対象	世帯	17	28	
実施	世帯	3	8	
	人数	8	14	
	(再掲) 調査項目 別実施人数	栄養摂取状況	8	10
	身体状況	0	7	
	生活習慣	8	13	

(2) 連携・調整

市民の食を通じた健康づくりをより効果的、かつ効率的に実施するため、南多摩圏域保健所や市内栄養士と連携・調整を行っている。

関係機関との連絡調整会議の実施状況（表 11-2）

項目	回数	延べ人数	内容等
南多摩保健医療圏域3保健所 栄養業務連絡会	3	25	<ul style="list-style-type: none">・各保健所における事業計画について・南多摩保健医療圏地域保健・医療・福祉推進研修について・食育シンポジウムについて・特定給食施設における備蓄食品を使用したレシピについて
栄養業務連絡会	2	12	<ul style="list-style-type: none">・各課事業の実施について・食生活改善普及運動月間について・次年度の事業予定について

(3) 人材育成

地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

(4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 253 施設（2023 年 3 月末日）である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は 69 施設（27.3%）、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 49 施設（19.4%）、栄養士のみいる施設は 78 施設（30.8%）、どちらも配置されていない施設は 57 施設（22.5%）である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 6 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況等に応じた指導を行っている。

給食施設数（表 11-3）

総 数	253
学 校	61
病 院	19
介護老人保健施設	5
介護医療院	-
老人福祉施設	31
児童福祉施設	85
社会福祉施設	11
事業所	12
寄宿舍	4
矯正施設	-
自衛隊	-
給食センター	-
その他	25

ア 指導状況

巡回（施設を個別に訪問して実地に指導を行う）や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況（表 11-4）

年 度		2020			2021			2022					
区 分		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導				
			(再掲)巡回指導	実施回数		延べ施設数	(再掲)巡回指導		実施回数	延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総 数	573	0	9	136	433	28	12	325	340	8	13	327
特定給食施設	1回100食以上又は1日250食以上	337	0		79	261	15		208	213	2		206
	1回300食以上又は1日750食以上	67	0		19	60	1		36	30	1		43
給食施設 その他の	1回100食未満又は1日250食未満	169	0		38	112	12		81	97	5		78

栄養管理講習会実施状況（表 11-5）

開催日	会 場	テーマ	講師	参加施設数	参加人数
5月18日	WEB開催	栄養管理報告書について 衛生管理について 栄養情報提供	町田市保健所 栄養指導員、食品衛生監視員	73	73
8月29日	WEB開催	「食物アレルギーへの対応と最近の話題」	国立病院機構相模原病院臨床研究センター医師	64	67
12月7日	WEB開催	「災害時における給食施設の栄養管理等について」	日本栄養士会専務理事	58	60
2023年 1月25日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	事例紹介「コロナ禍における食育活動」 「災害時の備え」 グループワーク・情報共有	市内保育園栄養士	27	27

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援に努めている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、推薦は行わなかった。

(5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、外食料理や加工食品等への栄養成分表示が求められている。飲食店等に対しては栄養成分等表示推進を、食品関連事業者等に対しては食品の栄養成分表示の相談を行っている。

ア 外食料理の栄養成分等表示推進

飲食店等において市民が望ましい食を選択し、健康づくりに役立てることができるよう、外食料理等における栄養成分表示の相談を行っている。

イ 食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況（表 11-6）

年 度	区 分	業者指導件数	
		外食の栄養成分等表示	食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止
2020	個別指導延べ施設数	-	65
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	-	-
	延べ施設数	-	-
2021	個別指導延べ施設数	-	46
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	-	-
	延べ施設数	-	-
2022	個別指導延べ施設数	-	35
	(再掲)巡回指導	-	1
	集団指導 実施回数	-	-
	延べ施設数	-	-

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3 m ² (14.5m×19.4m)
定員	250 人
使用時間	午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 17:30～22:00
使用料金	午前 2,390 円 午後 3,150 円 夜間 3,150 円 全日 8,690 円
関連する法律・例規	町田市健康福祉会館条例 町田市健康福祉会館条例施行規則
申込方法 その他	原則として使用する日の 2 か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込みできる。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除。

講習室利用状況（表 12-2）

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4月	30	56	4	1	61	1,409	456	41	1,906
5月	31	54	13	2	69	1,536	624	42	2,202
6月	30	57	13	1	71	1,593	723	46	2,362
7月	31	69	9	2	80	2,098	557	45	2,700
8月	31	58	10	2	70	1,447	456	55	1,958
9月	30	54	9	3	66	1,310	576	69	1,955
10月	31	51	12	1	64	1,408	611	30	2,049
11月	30	53	14	2	69	1,467	672	34	2,173
12月	27	54	10	1	65	1,412	518	41	1,971
1月	28	45	11	3	59	1,219	1,030	70	2,319
2月	28	41	10	2	53	1,068	600	124	1,792
3月	31	60	10	6	76	1,543	551	218	2,312
合計	358	652	125	26	803	17,510	7,374	815	25,699
月平均	30	54	10	2	67	1,459	615	68	2,142

年度別利用状況（表 12-3）

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2020	258	460	12,153
2021	320	721	21,266
2022	358	803	25,699

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病や寝たきりの予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、管理栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要 (表 13-1)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	管理栄養士による個別相談 (要事前申込) 年 15 回 (会場開催 12 回、オンライン 3 回) イベント開催時に個別栄養相談 (自由参加) 年 1 回 (依頼による)
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎・オンライン・町田市庁舎
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況 (表 13-2)

年度	実施回数	相談者数
2020	10	62
2021	14	66
2022	16	100

(2) 健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育 (地区健康の集い等) を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。

地区健康の集い等の概要 (表 13-3)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	保健師等による講話等 地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施 テーマ: 歯周疾患、骨粗しょう症、病態別 (肥満・高血圧・心臓病等)、その他健康に関すること 他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

地区健康の集い等の実施状況（表 13-4）

区分		回数	参加者数	地区組織による活動回数	
地区健康の集い	健康増進等	歯周疾患	0	0	0
		骨粗しょう症	0	0	0
		病態別	0	0	0
		一般	0	0	0
	がん	がん (乳・子宮がん)	0	0	0
計		0	0	0	

（3）脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-5）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-6）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話 血管年齢測定	74 歳以下の 市民	1	30

実施状況（表 13-7）

年度	実施回数	参加者数
2020	1	29
2021	2	57
2022	1	30

(4) 糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-8）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 【1 回目】糖尿病予防に関する医師講話 【2 回目】糖尿病を予防する運動習慣について
実施会場	【1 回目】健康福祉会館 【2 回目】町田市立総合体育館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-9）

内容	対象	実施回数	参加者数
【1 回目】医師講話	市民	1	25
【2 回目】健康運動指導士講話・運動実技	市民	1	18

実施状況（表 13-10）

年度	実施回数	参加者数
2020	0	0
2021	0	0
2022	2	43

(5) 高血圧予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、市民に対して高血圧に関する基本的な知識を身につけ、食事を見直す機会をつくる講習会を実施している。

概要 (表 13-11)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 食材料費として参加費 200 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-12)

内容	対象	回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	1	16

実施状況 (表 13-13)

年度	実施回数	参加者数
2021	2	21
2022	1	16

(6) 腎臓病予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、市民に対して腎臓病に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直す機会をつくる講習会を実施している。

概要 (表 13-14)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 食材費として参加費 200 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」 「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-15)

内容	対象	回数	参加者数
管理栄養士講話・試食	市民	1	16

実施状況 (表 13-16)

年度	実施回数	参加者数
2021	1	16
2022	1	16

(7) 骨粗しょう症予防講習会

医師や薬剤師、管理栄養士等の多職種による講話を通じて、市民に対して骨粗しょう症に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直す機会をつくる講習会を実施している。

概要 (表 13-17)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 骨粗しょう症予防をテーマに実施
実施会場	オンライン
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-18)

内容	対象	回数	参加者数
医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士講話	市民、給食施設・高齢者支援センター利用者、職員	1	18

実施状況 (表 13-19)

年度	実施回数	参加者数
2020	1	20
2021	1	23
2022	1	18

(8) 健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージに応じた生活習慣や行動を定着させるための健康教育を実施している。

概要 (表 13-20)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 市民が集まる場へ出張し、健康教育を実施
実施会場	町田市立総合体育館
周知方法	依頼による

実施内容 (表 13-21)

内容	対象	回数	参加者数
健康づくりや食育に関するクイズ、展示	総合体育館利用者	1	98

実施状況 (表 13-22)

年度	実施回数	参加者数
2020	1	8
2021	2	58
2022	1	98

(9) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、管理栄養士の講話と測定を実施している。

概要 (表 13-23)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 自身の健康状態を振り返り、行動変容のきっかけをつくることを目的に実施
実施会場	堺市民センター、健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-24)

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定 ベジチェック 咀嚼力チェック 運動教室 管理栄養士講話	市民	2	67

実施状況 (表 13-25)

年度	実施回数	参加者数
2020	1	20
2021	1	15
2022	2	67

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数	
			集団指導	個別指導
2020	7	7	6	61
2021	11	8	5	82
2022	7	6	8	62

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（1）事業の概要（表 15-1）

対象者	実施日現在で18～70歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第19条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内1回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	400円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（2）年度別受診状況（表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2020	1,224	153	335	736
2021	1,083	129	305	649
2022	1,327	163	373	791

（3）年齢別受診状況（表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	16	5	6	5
20～24	69	19	17	33
25～29	139	16	34	89
30～34	222	29	54	139
35～39	151	21	45	85
40～44	94	16	23	55
45～49	101	10	29	62
50～54	110	10	41	59
55～59	100	14	29	57
60～64	116	9	35	72
65～69	171	11	47	113
70	38	3	13	22
合計	1,327	163	373	791

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導（健口体操等）を行っている。

(1) 事業の概要（表 16-1）

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数（表 16-2）

年度	71 歳から 74 歳	75 歳から 79 歳	80 歳から 84 歳	85 歳から 89 歳	90 歳以上	計
2020	75	128	88	53	10	354
2021	125	152	136	81	17	511
2022	124	142	144	98	17	525

(3) 判定区分別受診人数（表 16-3）

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2020	71 歳から 74 歳	54	6	10	5	75
	75 歳から 84 歳	112	4	53	47	216
	85 歳以上	29	1	21	12	63
2021	71 歳から 74 歳	84	5	25	11	125
	75 歳から 84 歳	150	14	77	47	288
	85 歳以上	44	3	27	24	98
2022	71 歳から 74 歳	83	9	27	5	124
	75 歳から 84 歳	167	10	71	38	286
	85 歳以上	53	3	32	27	115

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

対象者	<p>○インフルエンザ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種日現在、65歳以上の方 ・接種日現在、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方 <p>○肺炎球菌：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末年齢65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方(未接種者に限る)。 ・年度末年齢60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方(未接種者に限る) 	
	インフルエンザ	肺炎球菌
関連する法律・例規	予防接種法第2条、第5条	予防接種法第2条、第5条
実施期間	2022年10月11日～2023年1月31日	2022年4月1日～2023年3月31日
接種回数	年度内に1回	一人につき1回
一部負担金	無料(新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置)	各医療機関の料金から6,500円を引いた額
実施会場	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	市内の指定医療機関で実施
周知方法	<p>「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載 各市民センター(インフルエンザのみ)、実施医療機関等にポスター掲示 肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方に個別通知</p>	

(2) 年度別接種状況 (表 17-2)

年度	実施件数	
	インフルエンザ	肺炎球菌
2020	66,823	4,452
2021	51,192	2,846
2022	62,218	3,083

※インフルエンザは、南多摩五市相互乗り入れ分及び市内施設との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-3)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザまたは肺炎球菌予防接種を受けた方	
	インフルエンザ	肺炎球菌
助成限度額	5,500 円	6,500 円
関連する法律・例規	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による	
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載	

インフルエンザ年度別助成状況 (表 17-4)

年度	助成件数		
	一般	生保等	合計
2020	108	0	108
2021	62	0	62
2022	60	0	60

肺炎球菌年度別助成状況 (表 17-5)

年度	助成件数
2020	22
2021	5
2022	11

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。ここでは主に子どもを対象とした定期予防接種について記載する。高齢者の定期予防については、「17 高齢者予防接種」を参照。

接種の概要 (表 18-1)

対象者	定期予防接種対象者
関連する法律・例規	予防接種法第2条、第5条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、 MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV、風しん第5期 ロタリックス（1価）、ロタテック（5価）
実施状況	個別予防接種 市内の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢 (表 18-2)

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4回※	生後2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌		4回※	
B型肝炎		3回	1歳未満
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第1期	4回	生後3か月以上7歳6か月未満
BCG		1回	1歳未満
MR	第1期	1回	1歳以上2歳未満
麻しん 風しん	第2期	1回	小学校就学前の1年間(4月1日～翌年3月31日) いわゆる幼稚園児等の年長児
風しん	第5期	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
水痘		2回	1歳以上3歳未満
日本脳炎	第1期	3回	生後6か月以上7歳6か月未満
	第2期	1回	9歳以上13歳未満
	特例	1回～ 4回	2005年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した ①2002年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、 20歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能 ②2009年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、 日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能
二種混合	第2期	1回	11歳以上13歳未満
HPV		3回	①小学校6年生から高校1年生相当までの女性 ②積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成9年度(1997年度)～平成17年度(2005年度)生まれの女性(キャッチアップ接種)
ロタリックス(1価)		2回	生後6週以上24週未満
ロタテック(5価)		3回	生後6週以上32週未満

※開始年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表 (表 18-3)

	2	3	5	7	8	9	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳												
ヒブ 小児用肺炎球菌	■												2か月～7か月未満で接種を開始する場合、4回接種を行う。(接種開始時期によって接種回数が異なる。)																					
B型肝炎	■																						27日以上の間隔をおいて接種(2回)を行い、終了後、1回目の接種から139日(19週6日)以上の間隔をおいて3回目の接種を行います。											
BCG	■																																	
ロタウイルス感染症 (1価)	■																							2か月～出生14週6日までの間に1回目を接種、出生24週までの間に2回目の接種を行う。										
ロタウイルス感染症 (5価)	■																							2か月～出生14週6日までの間に1回目の接種、出生32週までの間に3回目までの接種を行う。										
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	■																							20日から56日(3～8週間)までの間隔をおいて初回接種(3回)を行い、終了後12月に達したときから18月に達するまでの期間に追加接種(1回)を行う。										
MR第1期							■																											
水痘							■																	1歳以上1歳3か月未満で1回目の接種を行い、1回目終了後6か月から12か月未満の間隔をおいて2回目の接種を行う。										

	6	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳																
日本脳炎	■																						6日から28日(1～4週間)までの間隔をおいて初回接種(2回)を行い、終了後おおむね1年で追加接種を行う。										
MR第2期 麻しん第2期 風しん第2期							■																										
二種混合												■																					

※日本脳炎特例：2002年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。2009年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能。

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳						
HPV												3回接種(ワクチンによって接種間隔が異なる。)										
												小6 中1 中2 中3 高1										

※積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった平成9年度(1997年度)～平成17年度(2005年度)生まれの女性に対して、令和4年度(2022年度)～令和6年度(2024年度)の3年間に限り、キャッチアップ接種が可能。

	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性																	

標準的な接種期間

定期的範囲

政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移 (表 18-4)

予防接種の種類			2020	2021	2022
三種混合	初回	1回目	0	0	0
		2回目	0	0	0
		3回目	0	0	0
	追加		1	0	0
合計			1	0	0
二種混合			3,116	2,942	2,639
四種混合	初回	1回目	2,299	2,153	2,152
		2回目	2,402	2,189	2,222
		3回目	2,462	2,199	2,224
	追加		2,893	2,502	2,347
合計			10,056	9,043	8,945
MR	第1期		2,504	2,347	2,361
	第2期		3,175	3,186	2,974
	合計		5,679	5,533	5,335
麻しん			0	1	0
風しん			0	0	0
風しん第5期			1,022	406	685
日本脳炎	第1期	1回目	3,103	2,515	2,677
		2回目	3,160	2,590	2,557
		追加	2,896	1,525	3,627
	第2期		2,923	1,084	3,833
合計			12,082	7,714	12,694
日本脳炎(特例)	第1期	1回目	64	33	9
		2回目	75	38	13
		追加	185	72	47
	第2期		153	81	82
合計			477	224	151
不活化ポリオ	初回	1回目	0	0	0
		2回目	0	0	0
		3回目	0	0	0
	追加		1	3	1
合計			1	3	1
BCG			2,447	2,183	2,203
ヒブ	初回1回目		2,221	2,165	2,120
	初回2回目		2,332	2,166	2,171
	初回3回目		2,440	2,172	2,201
	追加		2,768	2,378	2,355
	合計		9,761	8,881	8,847
小児用肺炎球菌	初回1回目		2,223	2,166	2,120
	初回2回目		2,345	2,168	2,175
	初回3回目		2,383	2,173	2,202
	追加		2,566	2,376	2,352
	合計		9,517	8,883	8,849
B型肝炎	1回目		2,204	2,163	2,113
	2回目		2,321	2,165	2,167
	3回目		2,439	2,211	2,205
	合計		6,964	6,539	6,485
水痘	1回目		2,547	2,350	2,560
	2回目		2,706	2,408	2,090
	合計		5,253	4,758	4,650
HPV	1回目		405	887	1,731
	2回目		309	797	1,479
	3回目		182	643	915
	合計		896	2,327	4,125
ロタリックス(1価)	1回目		723	1,546	1,517
	2回目		625	1,523	1,549
	合計		1,348	3,069	3,066
ロタテック(5価)	1回目		309	582	562
	2回目		279	593	569
	3回目		223	600	573
	合計		811	1,775	1,704
合計			69,431	64,281	70,379

※相互乗入れ分及び市外接種分(助成金対応)を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-6)

年度	件数		
	2020	2021	2022
ヒブ	229	171	133
小児用肺炎球菌	222	172	133
B型肝炎	179	140	116
四種混合	142	123	93
三種混合	13	-	-
不活化ポリオ	-	-	-
B C G	24	25	16
MR	25	17	13
麻しん	-	-	-
風しん	-	-	-
水痘	26	25	17
日本脳炎	19	26	27
二種混合	4	2	3
HPV	4	9	3
ロタリックス	39	83	66
ロタテック	9	33	43
合計	935	826	663

(3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩保健医療圏五市相互乗入れを実施している。また、2018年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	209	-	34	4	68
小児用肺炎球菌	208	-	34	3	71
B型肝炎	166	-	25	2	52
四種混合	211	-	37	4	78
三種混合	-	-	-	-	-
不活化ポリオ	-	-	-	-	-
BCG	49	-	8	-	14
MR	122	-	15	2	30
麻しん	-	-	-	-	-
風しん	-	-	-	-	-
水痘	97	-	17	1	48
日本脳炎	338	-	49	3	77
二種混合	80	1	3	1	5
HPV	64	-	29	-	16
ロタリックス	89	-	14	2	23
ロタテック	22	-	6	-	16
合計	1655	1	271	22	498

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	25	6	6	27	272
小児用肺炎球菌	26	6	6	27	271
B型肝炎	19	4	5	22	218
四種混合	33	6	1	26	282
三種混合	-	-	-	-	-
不活化ポリオ	-	-	-	-	-
BCG	8	2	-	4	85
MR	16	-	3	12	112
麻しん	-	-	-	-	-
風しん	-	-	-	-	-
水痘	18	-	2	11	103
日本脳炎	48	-	15	19	229
二種混合	3	1	3	2	33
HPV	3	-	-	-	23
ロタリックス	8	4	3	4	76
ロタテック	3	-	2	9	86
合計	210	29	46	163	1790

(4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任意予防接種への費用助成を実施している。

接種の概要 (表 18-8)

対象者	19歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者で、いずれかの条件を満たす方 ※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16倍以下、EIA 価：8.0未満
実施期間	2022年4月1日～2023年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況 (表 18-9)

年度	実施件数	
	風しん	MR
2020	15	331
2021	8	407
2022	9	448

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第 1 期を受けたことがなく、第 2 期を迎える前の方 ②第 2 期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が 2 回未満の方
接種回数	対象者① : 1 回のみ 対象者② : MR 接種を 1 回受けたことがある場合、1 回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2 回まで
実施期間	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第 1 期	第 2 期
2020	43	98
2021	27	68
2022	25	55

(6) 町田市予防接種再接種助成金

病気の治療のため骨髄移植その他の治療を受けたことにより予防接種の免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された方を対象に、助成を実施している

ア 助成実施の概要 (表 18-12)

対象者	造血幹細胞移植を受けたことにより、既に接種した予防接種の予防効果が期待できなくなり、かつ、当該予防接種を再度接種すること（再接種）により予防効果が期待できると医師に判断されている方及びその保護者
関連する法律・例規	町田市予防接種再接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	町田市ホームページに掲載

イ 助成実施状況 (表 18-13)

年度	件数		
	2020	2021	2022
ヒブ	—	—	—
小児用肺炎球菌	—	—	—
B型肝炎	—	—	—
四種混合	1	—	3
三種混合	—	2	—
不活化ポリオ	—	2	—
B C G	—	—	—
MR	2	2	1
麻しん	—	—	—
風しん	—	—	—
水痘	—	1	1
日本脳炎	1	—	2
二種混合	—	—	—
HPV	—	—	—
ロタリックス	—	—	—
ロタテック	—	—	—
合計	4	7	7

(7) HPVワクチン予防接種費用の助成

積極的勧奨差し控えたことにより接種機会を逃し自費で接種した方に対し、接種にかかった費用の一部を助成している。2022年10月から事業を開始した。

助成実施の概要 (表 18-14)

対象者	以下をすべて満たす方 ・2022年4月1日において、町田市に住民登録がある ・1997年4月2日から2005年4月1日に生まれた女性 ・HPVワクチンに係る定期接種において、3回の接種を完了していないこと ・2013年6月14日から2022年3月31日までの間に、日本国内の医療機関で2価（サーバリックス）または4価（ガーダシル）の接種を自費で受けたこと
助成額	予防接種にかかった費用（上限18,300円/回） 予診料（上限2,700円）
関連する法律・例規	町田市ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成金交付要綱 町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	事業開始時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

HPVワクチン予防接種費用助成決定件数 (表 18-15)

年度	助成決定数
2022	123

(8) 臨時予防接種

予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施している。

接種の概要 (表 18-16)

対象者	接種日に住民基本台帳に登録されている生後 6 か月以上の方
関連する法律・例規	予防接種法第 6 条第 3 項
実施状況	個別接種 (病院・診療所・往診での接種) 集団接種 (公共施設での接種) 施設接種 (高齢者施設等での接種)
自己負担	無料 (全額国費)
周知方法	広報特別号の全戸配布 (2 回配布) 広報特別号 WEB 版の配信 (1 回) デジタルサイネージでの広告掲示 (4 か所) ラジオ広告放送 (1 か月間放送) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を活用した情報配信 (随時) 広報まちだ、町田市ホームページへの掲載 (随時)

2022 年度の接種状況 (表 18-17)

年齢	1 回目 接種者数	2 回目 接種者数	3 回目 接種者数	4 回目 接種者数	5 回目 接種者数
65 歳以上	111,389	111,066	107,310	98,515	80,827
60 歳から 64 歳	22,546	22,477	20,983	17,107	10,236
50 歳から 59 歳	61,916	61,643	54,849	36,385	4,640
40 歳から 49 歳	53,813	53,423	42,825	22,286	2,458
30 歳から 39 歳	37,203	36,721	26,110	10,668	1,085
20 歳から 29 歳	39,475	38,701	25,591	8,135	692
12 歳から 19 歳	23,743	23,364	15,455	6,131	8
5 歳から 11 歳	5,044	4,598	1,984	-	-
生後 6 か月から 4 歳	603	517	313	-	-
合計	355,732	352,510	295,420	199,227	99,946

※ ワクチン接種記録システム (VRS) のデータ (2023 年 3 月 31 日 0 時時点) に基づき作成。

市の集団接種や病院・診療所での個別接種のほか、国・都道府県が設置する大規模接種会場や職域接種会場で接種を受けた方を含みます。

19 母子健康診査事業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要 (表 19-1)

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

受診状況 (表 19-2)

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2,137	1,992	145	6.8
妊婦健康診査 2～14 回目	23,219	21,941	1,278	5.5
妊婦健康診査 (妊婦超音波検査)	1,873	1,827	46	2.5
妊婦健康診査 (子宮頸がん検診)	1,702	1,682	20	1.2

年度別受診状況（表 19-3）

○妊婦健康診査 1 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2020	2,153	2,062	91	4.2
2021	2,087	2,017	70	3.4
2022	2,137	1,992	145	6.8

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2020	24,689	23,483	1,206	4.9
2021	23,907	22,643	1,264	5.3
2022	23,219	21,941	1,278	5.5

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2020	1,818	1,777	41	2.3
2021	1,867	1,819	48	2.6
2022	1,873	1,827	46	2.5

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2020	1,784	1,765	19	1.1
2021	1,698	1,683	15	0.9
2022	1,702	1,682	20	1.2

（2）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	①妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む）で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ②妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-5）

年度	実施件数	助成額
2020	349	10,719,977
2021	303	9,110,497
2022	308	8,573,237

（3）新生児聴覚検査

聴覚障害が疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要（表 19-6）

対象者	町田市民の方が、出産した新生児		
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領		
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診） ※2019 年度から東京都共通方式で実施 ※2017 年度～2018 年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後 1 か月未満に個別で受診）		
健診内容	初回検査	耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等		

年度別受診状況（表 19-7）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2020	1,633	1,617	16	1
2021	1,678	1,674	4	0.2
2022	1,646	1,636	10	0.6

(4) 里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要 (表 19-8)

対象者	①町田市民の方が、出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日までに、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況 (表 19-9)

年度	実施件数	助成額
2020	265	789,420
2021	238	711,700
2022	299	895,100

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視能訓練士による検査(3歳児健診のみ)を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要 (表 19-10)

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査(6か月児・9か月児)実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
一部負担金	なし
周知方法	個別に通知 「まちだ子育てサイト」への掲載等

健診の内容・対象 (表 19-11)

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は3～4か月の乳児 通知時期は3か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年57回実施 内容は診察・身体計測・集団指導・個別相談(栄養・保育・歯科) 小児科医師3人(鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは2人)出勤
6～7 か月児健康診査	対象は6～7か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は9～10か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1歳6か月児健康診査	対象は満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児 通知時期は1歳5か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年50回実施 歯科医師2人出勤 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・個別相談(栄養・保育・心理)
3歳児健康診査	対象は満3歳を超え満4歳に達しない幼児 通知時期は3歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年59回実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・視力・聴覚・尿検査・集団指導・個別相談(栄養・保育・心理) 小児科医師3人、歯科医師2人、視能訓練士1人(鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師2人、歯科医師2人、視能訓練士1人)出勤

3～4 か月児健康診査受診状況 (人) (表 19-12)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2020	35	2,496	2,341	93.8	1,782	559
2021	63	2,272	2,219	97.7	1,668	551
2022	57	2,283	2,244	98.3	1,623	621

3～4 か月児健康診査結果 (表 19-13)

区分	精密健診	受診 (治療) 勧奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	54	153	250	34	235	726
発育	4	6	19	13	27	69
皮膚	2	105	139	0	115	361
頭頸部	1	3	4	0	6	14
顔面口腔	1	2	5	0	4	12
眼	5	9	5	0	2	21
耳鼻咽喉	1	2	3	0	3	9
胸部・腹部	0	9	31	0	10	50
そけい外陰部	4	3	8	0	15	30
背部	0	0	2	0	1	3
四肢	33	1	6	0	1	41
発達・神経	2	11	17	19	10	59
その他	1	2	11	2	41	57

6～7 か月児健康診査結果 (表 19-14)

年度	受診者数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2020	2,371	2,171	99	100	1	785	5	39	3
2021	2,345	2,157	99	89	0	763	4	34	2
2022	2,293	2,096	92	101	4	756	2	35	3

9～10 か月児健康診査結果 (表 19-15)

年度	受診者 数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2020	2,363	2,189	98	76	0	764	5	42	1
2021	2,383	2,211	92	80	0	752	9	32	1
2022	2,269	2,127	77	60	5	673	6	24	0

1歳6か月児健康診査受診状況（表 19-16）

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2020	2,749	2,659	96.7	2,448	211
2021	2,651	2,495	94.1	2,247	248
2022	2,568	2,428	94.5	2,194	234

※1歳6か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査受診状況（表 19-17）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2020	59	2,975	2,660	89.4	1,869	791
2021	66	2,833	2,703	95.4	1,986	717
2022	59	2,858	2,685	93.9	1,868	817

※3歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査結果（表 19-18）

区分	精密健診	受診（治療） 勸奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	274	66	275	2	492	1,109
発育	6	5	16	0	34	61
皮膚	1	18	33	0	27	79
顔面・口腔・頭頸部	0	0	7	0	2	9
眼	210	7	40	0	12	269
耳鼻咽喉	8	9	16	0	31	64
胸部腹部	8	4	19	0	5	36
そけい外陰部	7	3	1	0	5	16
背部四肢	6	3	4	0	1	14
運動	0	0	5	0	0	5
精神	2	0	48	1	67	118
言語	0	1	74	1	107	183
日常習慣	2	6	6	0	66	80
その他	24	10	6	0	135	175
尿蛋白陽性（再掲）	10	0	0	0	2	12

3歳児健康診査（視力・聴力）結果（表 19-19）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,685	2,424	2	210	49	7.8
聴力	2,685	2,623	25	9	28	0.3

3歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-20）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要継続	361	2	37	96	4	95	85	18	14	2	7	1
助言のみ	199	5	14	77	4	46	30	2	5	6	9	1
特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	560	7	51	173	8	141	115	20	19	8	16	2

（6）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-21）

関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市1歳6か月児健康診査実施要領 町田市3歳児健康診査実施要領
-----------	---

健診の内容・対象（表 19-22）

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された子 また、健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理個別)	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 35 回 3 歳児健診で 36 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理集団)	予約制 健康福祉会館で実施 心理相談員出動 ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子

乳幼児経過観察健康診査受診状況（表 19-23）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2020	11	46	44	95.7	14
2021	6	24	24	100.0	4
2022	6	36	32	88.9	7

乳幼児発達健康診査受診状況（表 19-24）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2020	5	16	15	93.8	8
2021	6	43	40	93.0	12
2022	6	37	32	86.5	8

1歳6か月児・3歳児経過観察健康診査（心理・個別）実施状況（表 19-25）

年度	1歳6か月经過観察		3歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2020	34	284	32	329
2021	31	342	30	259
2022	35	279	36	307

1歳6か月児・3歳児経過観察健康診査（心理・集団）実施状況（表 19-26）

年度	集団		
	実施回数	参加者実数	参加者延数
2020	28	26	145
2021	新型コロナウイルス感染症の影響で中止		
2022	新型コロナウイルス感染症の影響で中止		

（7）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-27）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方		
	対象年齢	妊婦精密健康診査	なし
		乳幼児精密健康診査	満1歳未満
		1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月～満2歳未満
		3歳児精密健康診査	3歳～満4歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市精密健康診査実施要領		

精密健康診査受診状況（表 19-28）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1歳6か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2020	0	0	0	51	34	11	0	0	0
2021	0	0	0	58	55	37	1	1	0
2022	0	0	0	55	55	32	3	3	3

年度	3歳児精密健康診査			合計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2020	180	140	116	231	174	127
2021	192	223	163	251	279	200
2022	275	234	191	333	292	226

○受診票発行数---年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数---年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数---結果把握数のうち、所見があった方の数

（8）母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-29）

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する 法律・例規	母子保健法第13条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	町田市ホームページに掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。
また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要（表 19-30）

事業名一覧	1 歳 6 か月児歯科健康診査 2 歳児歯科健康診査 2 歳 6 か月児歯科健康診査 3 歳児歯科健康診査 むし歯予防教室 園児むし歯予防教室
対象者	おおむね 8 か月児から 4 歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1 歳 6 か月児歯科健康診査と 3 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施 2 歳児歯科健康診査は健康福祉会館と 2016 年度から忠生保健センター、2017 年度から鶴川保健センターでも実施 2 歳 6 か月児歯科健康診査は休止中 むし歯予防教室は乳幼児相談に吸収 園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知 冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-31）

事業名	対象者	内容
1 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 1 歳 6 か月を越え満 2 歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 50 回実施健診、歯科保健指導、2022 年度よりフッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満 2 歳を越え満 2 歳 6 か月に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年 39 回実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 2 歳 6 か月を越え満 3 歳に達しない幼児 (2020 年度は 2 歳児歯科健康診査未受診者のみ)	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで実施。健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施。歯科医師 2 人出動 2021 年度は休止。
3 歳児歯科 健康診査	満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 59 回実施。健診、歯科保健指導を実施。歯科医師 2 人出動
むし歯予防 教室	満 2 か月を超え就学前までの児 予約制	歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施。2021 年度から、乳幼児相談に吸収
園児むし歯 予防教室	保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）	希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問し、年 78 回実施。歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施。

歯科健康診査受診状況（表 19-32）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1歳6か月児歯科健康診査	50	2,365	1,066	1,285	12	2	0
2歳児歯科健康診査	39	1,796	762	1,012	19	2	1
2歳6か月児歯科健康診査	—	—	—	—	—	—	—
3歳児歯科健康診査	59	2,682	1,525	992	118	41	6
合計	148	6,843	3,353	3,289	149	45	7

※記号の説明

O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにう蝕のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部にう蝕のある子

C：下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-33）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング	ポリッシング
					(歯石除去)	(色素沈着除去)
1歳6か月児歯科健康診査	50	2,365	※2,365	9	0	0
2歳児歯科健康診査	39	1,796	※1,796	814	0	0
2歳6か月児歯科健康診査	—	—	—	—	—	—
3歳児歯科健康診査	59	2,682	※2,682	0	1	0
むし歯予防教室	—	—	—	—	—	—
園児むし歯予防教室	78	3,755	3,755	127	—	—
子育てひろば	5	41	41	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ素塗布受診状況（表 19-34）

区分	むし歯のある子		フッ素塗布		
	総数	総本数	回数	総数	総本数
1歳6か月児	14	34	50	2,045	29,998
2歳児	22	60	39	1,687	28,521
2歳6か月児	—	—	—	—	—
3歳児	165	485	—	—	—
合計	201	579	89	3,732	58,519

※フッ素塗布は1歳6か月児と2歳児と2歳6か月児に実施

年度別受診状況（表 19-35）

年度	1歳6か月児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2020	55	2,505	844	1,644	14	3	0	—
2021	51	2,345	845	1,481	14	3	2	—
2022	50	2,365	1,066	1,285	12	2	0	2,045

年度	2歳児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2020	51	1,938	850	1,052	28	5	3	1,846
2021	39	1,758	762	972	20	3	1	1,661
2022	39	1,796	762	1,012	19	2	1	1,687

年度	2歳6か月児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2020	24	210	72	127	10	1	0	196
2021	—	—	—	—	—	—	—	—
2022	—	—	—	—	—	—	—	—

年度	3歳児歯科健康診査							
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2020	59	2,644	1,564	858	179	33	10	
2021	66	2,685	1,587	942	113	35	8	
2022	59	2,682	1,525	992	118	41	6	

年度	むし歯予防教室				園児むし歯予防教室			
	回数	参加者数	歯科 保健 指導	歯みが き 指導	回数	参加者数	歯科 保健指 導	歯みがき 指導
2021	—	—	—	—	69	2,584	2,584	0
2022	—	—	—	—	78	3,755	3,755	127

※記号の説明 O1:う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2:う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみとう蝕のある子

B:臼歯部、及び上顎前歯部にう蝕のある子 C:下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親学級

ア 母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦の方とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	A コース（2 日間・6 回）助産師、歯科衛生士、管理栄養士等による講話や実技 B コース（1 日・12 回）助産師・保健師による沐浴、妊婦体験、新生児の保育体験 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

学級の日程（表 20-2）

日程	内容	参加者数		
A	オリエンテーション	助産師		
	一 日 目	こころとからだの変化	妊婦 82	
	歯の衛生	歯科衛生士	夫 26	
	栄養と食生活	管理栄養士	合計 108	
	二 日 目	分娩経過	助産師	妊婦 95
	お産の時のリラックス法		夫 32	
	産後のライフスタイル		合計 127	
B	オリエンテーション	保健師	妊婦 219	
	沐浴体験、新生児の保育体験、妊婦体験	保健師	夫 213	
		助産師	合計 432	
合計		667		

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2020	各コース年 8 回実施	24	504
2021	A コース各年 6 回実施 B コース年 11 回実施	23	597
2022	A コース各年 6 回実施 B コース年 12 回実施	24	667

イ 多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

実施状況（表 20-4）

日程	会場	参加者数		合計
		大人	子	
7月19日	健康福祉会館	6	8	14
11月15日	健康福祉会館	15	18	33
	合計(2回実施)	21	26	47

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし、講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-5)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	オンラインによる実施 (会場聴講者のみ市庁舎)
講習の内容	小児科アレルギー専門医師による食物アレルギーに関する講演 年1回実施
周知方法	「広報まちだ」、「まちだ子育てサイト」、チラシ、SNS

講座の内容・実施状況 (表 20-6)

日時	対象者	内容	講師	参加者数
10月28日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者	専門医が教える！食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の最新情報と正しい対処法	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医	大人 45
				合計 45

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活についての正しい情報提供を保護者へ行い、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-7)

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター オンライン
講習の内容	管理栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 試食等 初期 (4～6 か月児の保護者が対象) 後期 (8～10 か月児の保護者が対象) 年40回実施 (初期24回・後期16回) 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

講習内容（表 20-8）

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳初期から中期について 試食	管理栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳後期から完了期について むし歯予防について 保育について 試食	管理栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況（表 20-9）

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			申込者	申込者以外	子ども	
初期	24	442	340	5	226	13
後期	16	162	119	0	87	1
合計	40	604	459	5	313	14

年度別実施状況（表 20-10）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2020	37	455	1	381
2021	45	467	7	332
2022	40	459	5	313

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-11）

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	オンライン
講習の内容	管理栄養士による講話 年2回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」に掲載 ちらし、SNS等

実施状況（表 20-12）

回数	申込者数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2	19	12	0	0

年度別実施状況（表 20-13）

年度	回数	参加者数			
		申込者	申込者以外	子ども	
2020	0	0	0	0	※2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止
2021	1	19	0	0	※オンライン開催
2022	2	12	0	0	※オンライン開催

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要 (表 20-14)

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 36 回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況 (表 20-15)

会 場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	10	266	26.6
鶴川保健センター	12	349	29.1
子どもセンター「ばあん」	6	89	14.8
忠生保健センター	4	60	15.0
小山市民センター	4	33	8.3
合 計	36	797	22.1

年度別実施状況 (表 20-16)

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2020	54	925	630	295	0	0	0
2021	36	897	401	342	71	51	32
2022	36	797	266	349	89	60	33

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により来所による実施を一部見合わせ電話相談に切替た。上記、実施回数、来所者数は電話相談の数も含む。

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要 (表 20-17)

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福社会館、鶴川保健センター、子どもセンター「ばあん」、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年 36 回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況 (表 20-18)

会場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福社会館	10	52	5.2
鶴川保健センター	12	63	5.3
子どもセンター「ばあん」	6	23	3.8
忠生保健センター	4	10	2.5
小山市民センター	4	10	2.5
合計	36	158	4.4

年度別実施状況 (表 20-19)

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福社会館	鶴川保健センター	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2020	54	202	131	71	0	0	0
2021	36	173	53	82	18	11	9
2022	36	158	52	63	23	10	10

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により来所による実施を一部見合わせ電話相談に切替た。上記、実施回数、来所者数は電話相談の数も含む。

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通じた健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画実地指導を実施している。

相談の概要（表 20-20）

対象者	女性の方 特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 (乳房マッサージ・来所相談は予約制) 電話相談も実施 毎週木曜日に実施(祝日・年末年始を除く)
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-21）

年度	実施回数	相談者数
2020	49	430
2021	49	394
2022	47	473

(4) 乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品（粉乳）を無償で支給している。

支給の概要（表 20-22）

対象者	下記の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護を受けている世帯の乳幼児 ②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児 ③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児 ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に限る
関連する法律・例規	母子保健法第 14 条 町田市乳幼児栄養食品支給要領
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要
支給方法	粉乳を自宅に配送
支給期間	生後 4 か月から 1 歳の誕生日まで
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

※2022 年度は該当者がいないため、実績は 0 件

(5) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要（表 20-23）

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ネパール語）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

日本語版交付状況等（表 20-24）

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2020	2,327	2,375
2021	2,283	2,325
2022	2,303	2,340

(6) 出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要（表 20-25）

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月1～2回実施） ※2021年7月からオンラインによる面接を開始。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布する・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

面接実施状況（表 20-26）

年度	2020	2021	2022
面接件数	2,522	1,878	2,108

(7) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要 (表 20-27)

対象	町田市在住の生後3か月未満（訪問型は1年未満）の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ としの助産院 ・ 町田市民病院 ・ 相模野病院 ・ 鶴川台ウィメンズクリニック ・ 都南産婦人科 ・ 相模原協同病院 ・ 利用者宅 ・ 新百合ヶ丘総合病院 ・ marimo 助産院 ・ みなみ野グリーンゲイブルズクリニック ・ くわのき助産院 ・ おなごサロンはびねす助産院 ・ 菜の花クリニック（2022年10月まで）
事業の内容	<p>宿泊型ショートステイ、日帰り型デイケアに加え 2020年4月から訪問型アウトリーチを開始。3つの型により、以下の内容を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・ 乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・ 育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等

実施状況 (表 20-28)

年度	2020	2021	2022
申請者数	195	395	707
利用者数（延べ）	176	414	663
日帰り型利用日数（延べ）	23	42	157
宿泊型利用日数（延べ）	330	443	650
訪問型利用日数（延べ）	54	232	299

(8) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要 (表 20-29)

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性
	新生児	生後28日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は28日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する法律・例規	母子保健法第11・17条 児童福祉法第21条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況 (表 20-30)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2020	42	1,625	1,550	91	212	200	33	3,753
2021	50	1,843	1,709	28	318	481	66	4,495
2022	103	1,842	1,749	93	408	649	52	4,896

※実人数

イ 未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

未熟児訪問指導申請件数（表 20-31）

年度	2020	2021	2022
申請件数	91	28	93

ウ 重症心身障がい児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障がい児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障がい児（者）訪問事業申請状況（表 20-32）

年度	2020	2021	2022
申請件数	8	8	5

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

		業務名	実施人数	
集団健診		1歳6か月児歯科健康診査	2,365	
		2歳児歯科健康診査	1,796	
		2歳6か月児歯科健康診査	-	
		3歳児健康診査	2,682	
障がい		障がい者等歯科保健推進対策事業	62	
学齢期		学齢期歯みがき教室(小学校)	120	
		学齢期歯みがき教室(中学校)	0	
成人期		歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利用者)	1327(382)	
高齢期		高齢者歯科口腔機能健診	525	
個別指導	1歳6か月児	保健指導	2,365	
		ブラッシング	9	
		スケーリング	0	
		ポリッシング	0	
		フッ素塗布	2,045	
	2歳児	保健指導	1,796	
		ブラッシング	814	
		スケーリング	0	
		ポリッシング	0	
		フッ素塗布	1,687	
	2歳6か月児	保健指導	-	
		ブラッシング	-	
		スケーリング	-	
		ポリッシング	-	
		フッ素塗布	-	
	3歳児	保健指導	2,682	
		ブラッシング	0	
		スケーリング	0	
		ポリッシング	0	
				むし歯予防教室
健育教育		母親学級	104	
		離乳食講習会	119	
		子育てひろば	41	
		3～4か月児健康診査	-	
		1歳6か月児歯科健康診査	-	
		2歳児歯科健康診査	-	
		2歳6か月児歯科健康診査	-	
		3歳児歯科健康診査	-	
		園児むし歯予防教室	集団	3,755
			個別	127
		からだ測定会	65	
		学齢期歯みがき教室(小学校)	120	
		出張講座(高齢者自主グループ)	90	
その他		デンタルケア	61	
		食育フェス	-	
		健康づくりフェア	-	
		普及啓発活動(イベントスタジオ)	914	
健康相談		3～4か月児歯科相談	2	
		電話・来所・相談	58	
		乳児相談	113	

22 栄養士活動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるQOL（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名		参加者数	
成人栄養指導	栄養相談	100	
	脂質異常症予防講習会	30	
	糖尿病予防講習会	43	
	高血圧予防講習会	16	
	腎臓病予防講習会	16	
	骨粗しょう症予防講習会	18	
	出張セミナー	98	
	測定会	67	
	訪問	0	
	電話・来所	62	
その他	食生活改善普及運動月間	60	
	くらしフェア	63	
	キラリ☆まちだ祭	0	
	さんあーる広場	0	
母子栄養指導	3～4 か月児健康診査	集団	0
		個別	216
	6・9 か月 1 歳 6 か月児健康診査後フォロー		7
	1 歳 6 か月児健康診査		270
	3 歳児健康診査	集団	0
		個別	148
	乳幼児経過観察健康診査		11
	乳幼児発達健康診査		9
	離乳食講習会		464
	幼児食講習会		12
	母親学級母性科（母親学級）		82
	プレママクッキング		0
	乳幼児相談		267
	訪問		15
	電話・来所・栄養相談		125
	栄養健康教育(アレルギー)		29
	虫歯予防教室		0
	2 歳児歯科	集団	0
個別		0	

V 生活衛生

1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

(1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数 (表 1-1)

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2020	24,815	18,537
2021	25,061	19,067
2022	24,855	19,039

(2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数 (表 1-2)

年度		2020	2021	2022	
動物による事故	犬	14	24	15	
	その他	-	-	-	
要望・相談件数	犬	放浪	21	12	16
		拾得	7	4	9
		負傷	5	1	4
		放し飼い	9	9	15
		汚物・汚水	22	19	19
		悪臭	1	1	-
		鳴き声	55	41	31
		その他	115	73	86
	猫	拾得	4	4	9
		負傷	30	10	19
		汚物・汚水	30	12	9
		悪臭	4	-	3
		鳴き声	4	-	-
		その他	107	66	103
その他	51	31	47		

イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数（表 1-3）

年度	実施回数	参加延人数
2020	1	27
2021	2	15
2022	3	33

ウ 動物愛護週間セミナー

毎年9月20日から26日までが動物愛護週間と定められている。この期間を目安に、市民の方々へ動物愛護関連のセミナーを実施し、動物愛護の気風を広げている。

動物愛護週間セミナー実施回数及び参加延人数（表 1-4）

年度	実施回数	参加延人数
2021	1	27
2022	1	6

※当該セミナーは2021年度からの取り組み

エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数（表 1-5）

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2020	159	210
2021	146	169
2022	168	172

オ 飼い主のいない猫との共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対し補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数（表 1-6）

年度	年度末地区数
2020	30
2021	35
2022	36

（3）動物の保護と管理

保護・収容頭数

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数（表 1-7）

年度	捕獲 収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2020	1	7	8	1	12	6	-
2021	5	4	11	2	6	9	1
2022	5	12	28	-	14	12	1

2 環境衛生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-1)

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2020	4,426	68	75	188
2021	4,411	68	83	190
2022	4,415	80	76	235
理容所	178	7	9	9
美容所	622	50	21	61
クリーニング所	172	4	10	6
公衆浴場	25	-	1	39
旅館業	32	-	1	24
興行場	14	-	-	13
プール	16	-	1	30
水道施設	448	4	8	11
小規模貯水槽水道等	1,206	4	13	12
温泉利用施設	5	1	-	2
墓地等	1,558	5	11	25
特定建築物	122	2	1	3
住宅宿泊事業	17	3	-	-

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-2)

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2020	342	8	5	18
2021	342	7	7	2
2022	339	-	3	3
コインランドリー	37	-	-	3
コインシャワー	-	-	-	-
飲用井戸等	302	-	3	-

(2) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2022年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

(3) 環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果(表 2-3)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	大腸菌群	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	2	2	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-
その他	12	9	3	67	60	7	-	-	2	-	6	-
					基準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	10CFU/100mL未満	0.4mg/L以上	20lux以上

興行場の空気検査結果(表 2-4)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
8	8	-	8	8	-	-	-	-	-
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	(注)

(注) 場内において映写中または演技中は0.2lux以上、休憩中は20lux以上

プールの水質の検査結果（表 2-5）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
14	8	6	46	34	12	-	-	5	1	3	-	5	-	-
				基準		5.8以上～8.6以下	2度以下	12mg/L以下	検出され ない こと	200CFU/1m L以下	100lux以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	10CFU/100m L未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数（表 2-6）

総数	生活衛生関係営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
681	213	38	222	49	159

(注) 生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

(4) 生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数（表 2-7）

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類 等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
462	167	201	11	8	55	20

(5) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2022年度は、10施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）と、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）の検査を実施した。その結果、2施設（20%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った（表2-8）。なお、放射性セシウム（¹³⁴Cs、¹³⁷Cs）が検出された施設は無かった。

水質検査不適項目（表2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)		
			一般細菌	その化合物 鉄及び	その化合物 マンガ及び
10	8	2	1	1	1
検査施設数に対する基準超過率【%】			10.0	10.0	10.0
基準値			100個/mL 以下	0.3mg/L 以下	0.05mg/L 以下

3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

(1) 営業施設数及び監視件数

ア 改正前食品衛生法に規定する営業 (表 3-1)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2020	5,146	494	535	500	2,844	
2021	3,318	75	66	1,903	973	
2022	2,609	-	-	709	1,099	
飲食店営業	旅館・ホテル	15	-	-	7	11
	バー・キャバレー	150	-	-	36	35
	一般飲食店	1,160	-	-	330	439
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	37	-	-	12	24
	そば屋	43	-	-	15	17
	仕出し屋	20	-	-	7	13
	弁当屋	101	-	-	30	56
	そう菜店	158	-	-	41	86
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	8	-	-	1	3
	許可ある集団給食	152	-	-	31	57
	自動車	86	-	-	29	21
	自動販売機	2	-	-	-	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-
小計	1,932	-	-	539	762	
喫茶店営業	店舗	43	-	-	7	10
	自動販売機	37	-	-	13	9
	自動車	3	-	-	3	2
	小計	83	-	-	23	21
菓子製造業	パン製造業	70	-	-	19	36
	生菓子製造業	41	-	-	16	27
	その他の菓子製造業	202	-	-	38	73
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-
	自動車	29	-	-	10	9
	小計	342	-	-	83	145

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
あん類製造業	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	45	-	-	8	18	
乳処理業	1	-	-	-	6	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	2	-	-	1	4	
集乳業	-	-	-	-	-	
乳類販売業	専業	-	-	-	-	
	ショーケース売り	-	-	-	-	
	自動販売機	-	-	-	-	
	自動車	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
食肉処理業	7	-	-	1	3	
食肉販売業	一般	70	-	-	15	47
	包装	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	70	-	-	15	47
食肉製品製造業	3	-	-	1	5	
魚介類販売業	一般	59	-	-	17	46
	包装	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	59	-	-	17	46
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	2	-	-	-	1	
冷蔵業 冷凍・食品の	冷凍業	-	-	-	-	
	冷蔵業	1	-	-	-	2
	小計	1	-	-	-	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	2	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	
冰雪製造業	冰雪製造業	-	-	-	-	
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	
	(自動販売機)	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
氷雪販売業	-	-	-	-	-	
製造業 脂食用油	動物性油脂	-	-	-	-	
	植物性油脂	1	-	-	1	-
	小計	1	-	-	1	-
マーガリン又は ショートニング製造業	-	-	-	-	-	
みそ製造業	3	-	-	-	-	
醤油製造業	1	-	-	-	-	
ソース類製造業	1	-	-	-	-	
酒類製造業	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	9	-	-	3	13	
納豆製造業	-	-	-	-	-	
めん類製造業	5	-	-	2	2	
そうざい製造業	40	-	-	15	24	
缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-	-	-	-	
添加物製造業	-	-	-	-	-	

イ 食品製造業等取締条例に規定する営業 (表 3-2)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
		新規	更新		
2020	600	43	49	47	291
2021	-	2	-	602	42
2022	-	-	-	-	-
行商	弁当等人力販売業	-	-	-	-
	菓子	-	-	※	-
	豆腐及びその加工品	-	-	※	-
	ゆでめん類	-	-	※	-
	アイスクリーム類	-	-	※	-
	魚介類及びその加工品	-	-	※	-
	小計	-	-	-	-
つけ物製造業	-	-	-	-	-
製菓材料等製造業	-	-	-	-	-
粉末食品製造業	-	-	-	-	-
そう菜半製品等製造業	-	-	-	-	-
調味料等製造業	-	-	-	-	-
魚介類加工業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食料品等販売業	一般	-	-	-	-
	包装	-	-	-	-
	包装(一時販売)	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	※	-	-

※更新制度なし

ウ 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設 (表 3-3)

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2020	227	4	7	46
2021	-	2	229	76
2022	-	-	-	-
学校・幼稚園	-	-	-	-
病院・診療所	-	-	-	-
工場・事業所	-	-	-	-
児童福祉施設	-	-	-	-
社会福祉施設	-	-	-	-
ボランティア給食	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
給食(届出以外)	-	-	-	-

エ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業 (改正前食品衛生法許可等施設) (表 3-4)

	施設数	新規	廃止	監視件数
2020	109	11	8	93
2021	91	4	22	28
2022	11	-	80	15
ふぐ取扱所	11	-	2	15
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	78	-

オ 町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等 (表 3-5)

		施設数	報告件数	廃業件数	監視件数	
2020		5,874	-	-	2,183	
2021		-	-	5,874	241	
2022		-	-	-	-	
食品製造業 許可を要しない	製粉・精米・精麦業	-	-	-	-	
	つけ物製造業	-	-	-	-	
	その他の食品製造業	一般食品	-	-	-	-
		乳肉食品	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	
食品販売業 許可を要しない	魚介類加工品販売業	-	-	-	-	
	乳製品販売業	-	-	-	-	
	アイスクリーム類販売業	-	-	-	-	
	野菜果物販売業	-	-	-	-	
	菓子(パンを含む)販売業	-	-	-	-	
	主食販売業	-	-	-	-	
	酒類・調味料販売業	-	-	-	-	
	その他の食品販売業	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
・おもちゃ 食器具容器包装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	
	食器具容器包装販売業	-	-	-	-	
	おもちゃ製造業	-	-	-	-	
	おもちゃ販売業	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
添加物製造業		-	-	-	-	
添加物販売業		-	-	-	-	
乳さく取業		-	-	-	-	

※施設数は東京都から引き継いだ数から報告実績で更新したもの

※監視件数は営業施設監視件数から類推したもの

カ 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業 (表 3-6)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2020	-	-	-	-	-	
2021	632	642	-	10	742	
2022	1,314	717	-	35	987	
飲食店営業	一般飲食店	858	449	-	30	596
	集団給食	55	31	-	2	34
	自動車	148	95	-	1	114
	簡易	3	2	-	-	2
	移動	1	-	-	-	-
	臨時	28	28	-	-	57
	天ぷら船	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-
	小計	1,093	605	-	33	803

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
		新規	更新		
調理機能を有する自動販売機	6	4	-	1	8
食肉販売業	27	15	-	-	18
魚介類販売業	25	15	-	-	19
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	一般	1	1	-	1
	自動車	-	-	-	-
	小計	1	1	-	1
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	97	43	-	-	68
アイスクリーム類製造業	2	1	-	-	3
乳製品製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-
食肉製品製造業	3	1	-	-	3
水産製品製造業	1	1	-	-	2
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	-	-	-	2
酒類製造業	1	1	-	-	1
豆腐製造業	5	3	-	-	6
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	7	4	-	-	11
そうざい製造業	32	21	-	1	35
複合型そうざい製造業	2	2	-	-	5
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	4	-	-	-	2
密封包装食品製造業	1	-	-	-	-
食品の小分け業	4	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-

キ 改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等 (表 3-7)

		施設数	届出件数	廃業件数	監視件数	
2020		-	-	-	-	
2021		1,648	2,254	606	313	
2022		1,796	274	126	329	
営業届出業種	旧許可業種であった 営業	魚介類販売業(包装)	74	1	17	15
		食肉販売業(包装)	84	4	17	19
		乳類販売業	304	4	31	41
		氷雪販売業	2	-	-	-
		コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	134	15	1	2
		小計	598	24	66	77
	販売業	弁当販売業	45	7	2	8
		野菜果物販売業	50	14	1	10
		米穀類販売業	19	1	-	1
		通信販売・訪問販売	6	2	-	3
		コンビニエンスストア	145	20	11	38
		百貨店、総合スーパー	112	11	1	28
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋 内設置)及び営業許可の対象となる 自動販売機を除く。)	102	13	8	1
		その他食料・飲料販売業	427	129	28	100
		小計	906	197	51	189
	製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が 定められた添加物の製造を除く。)	1	1	-	1
		いわゆる健康食品の製造・加工業	1	-	-	-
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	24	8	-	3
		農産保存食料品製造・加工業	3	-	-	1
		調味料製造・加工業	6	2	-	2
糖類製造・加工業		1	1	-	-	
精穀・製粉業		8	-	-	-	
製茶業		5	3	-	3	
海藻製造・加工業		-	-	-	-	
卵選別包装業		3	-	-	-	
その他食料品製造・加工業		34	13	4	14	
小計	86	28	4	24		

		施設数	届出件数	廃業件数	監視件数	
営業届出業種	上記以外のもの	行商	8	3	-	1
		集団給食施設	187	21	5	37
		器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	2	-	-	-
		露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1	-	-	-
		その他	7	-	-	-
		小計	205	24	5	38
公衆衛生に与える影響が少ない営業		1	1	-	1	

ク 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業（改正後食品衛生法許可等施設）（表 3-8）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2020	-	-	-	-
2021	11	11	-	1
2022	5	3	9	3
ふぐ取扱所	5	3	-	3
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	9	-

ケ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（表 3-9）

	食鳥処理場施設数	監視数
2020	-	-
2021	-	-
2022	-	-

(2) 食品・器具等の検査

ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌 O157 等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。なお、2022 年度の検査は公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所に依頼した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績 (表 3-10)

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2020		75	51	-	24	-
2021		87	54	-	33	-
2022		89	58	-	31	-
魚介類等	魚介類	2	2	-	-	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-
冷凍食品		-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		-	-	-	-	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	6	3	-	3	-
	乳製品	6	3	-	3	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	6	4	-	2	-
	野菜類・果物及びその加工品	5	5	-	-	-
菓子類		6	3	-	3	-
飲料 ・氷雪 ・水	清涼飲料水	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-
その他 の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-
	調味料	2	1	-	1	-
	そうざい類及びその半製品	50	31	-	19	-
	上記以外の食品 (弁当・調理パン等)	6	6	-	-	-
添加物		-	-	-	-	-
器具・容器包装・おもちゃ		-	-	-	-	-

イ 簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

簡易検査成績 (表 3-11)

	検査数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2020	1,495	1,203	292
2021	1,519	1,240	279
2022	1,530	1,175	355

(3) 食中毒発生状況

食中毒発生状況 (表 3-12)

総数			内訳				
2020	2021	2022	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/喫食者数
3	-	1	6月3日	飲食店	施設が提供した魚介類の刺身	アニサキス	1/2

(4) 食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数 (表 3-13)

	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2020	17	11	12	5
2021	17	11	14	4
2022	31	20	23	12

(5) 苦情・相談対応

苦情・相談受付件数 (表 3-14)

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2020	27	14,270	4,467
2021	16	16,476	5,158
2022	12	12,374	2,431

(6) 講習会等実施状況

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会は集合形式だけでなく書面（ホームページでの資料閲覧又は資料送付）、オンライン形式でも開催した。

講習会等実施状況 (表 3-15)

	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2020	6	266	-	-	-	-
2021	3	61※	1	20※	-	-
2022	5	297※	-	-	1	282

※ 把握できた人数のみを計上

(7) 調理師・製菓衛生師免許申請受付

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

調理師・製菓衛生師免許申請受付件数 (表 3-16)

	2020	2021	2022	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除	返納
調理師	134	137	126	103	8	8	6	-	1
製菓衛生師	10	17	18	16	1	1	-	-	-

VI 統計表

1 人口動態統計

(1) 用語の解説

低体重児

2,500 グラム未満の出生児をいう。

乳児死亡

生後1年未満の死亡をいう。

新生児死亡

生後4週未満の死亡をいう。

周産期死亡

妊娠満22週以後の死産と早期新生児を合わせたものをいう。

死産

妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

なお、自然死産と人口死産とに分けられる。

自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

(2) 比率の解説

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間の1歳未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間の生後4週未満の死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠22週以後の死産数} + \text{年間生後1週未満の死亡数}}{\text{年間妊娠22週以後死産数} + \text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出生数} + \text{年間死産数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{年間出生数} - \text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{1月1日現在の年齢別女子人口}} \quad (15歳から49歳までの合計)$$

※なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

(3) 人口動態総覧 (表 1-1)

実数	出生		合計 特殊 出生率	死亡			周産期死亡			死産			婚 姻	離 婚	自 然 増 加
	(再掲) (2低 50g 体重 未満 児)			(再掲) 乳 児 死 亡	(再掲) 新 生 児 死 亡	総 数	妊 娠 満 22 週 以 後	生 後 1 週 未 満	総 数	自 然 死 産	人 工 死 産				
												人口 千 対			
2020年管内	2,407	242	…	4,078	5	3	10	7	3	48	23	25	1,339	603	△ 1,671
2021年管内	2,286	234	…	4,292	2	1	8	8	-	47	26	21	1,321	578	△ 2,006
東京都	95,404	8,920	…	127,649	160	68	282	233	49	1,975	894	1,081	69,813	19,605	△ 32,245
率	人口 千 対	出 生 百 分		人口 千 対	出 生 千 対	出 生 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	出 産 千 対	人口 千 対	人口 千 対	人口 千 対
2020年管内	5.7	10.1	1.18	9.6	2.1	1.2	4.1	2.9	1	19.6	9.4	10.2	3.2	1.4	△ 3.9
2021年管内	5.3	10.2	1.13	9.9	0.9	0.4	3.5	3.5	-	20.1	11.1	9.0	3.1	1.3	△ 4.6
東京都	7.1	9.3	1.08	9.5	1.7	0.7	2.9	2.4	0.5	20.3	9.2	11.1	5.2	1.5	△ 2.4

<東京都の実数>厚生労働省「人口動態統計年報」より
 <東京都の率及び基礎人口>厚生労働省「令和3年人口動態統計月報年計(確定数)」より
 <算出の基礎人口>東京都「東京都の人口(推計)」より(各年10月1日現在の推計人口)
 町田市(2020年):423906人 町田市(2021年):432486人 東京都(2021年):13459000人
 なお、この統計表は厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して独自集計した。

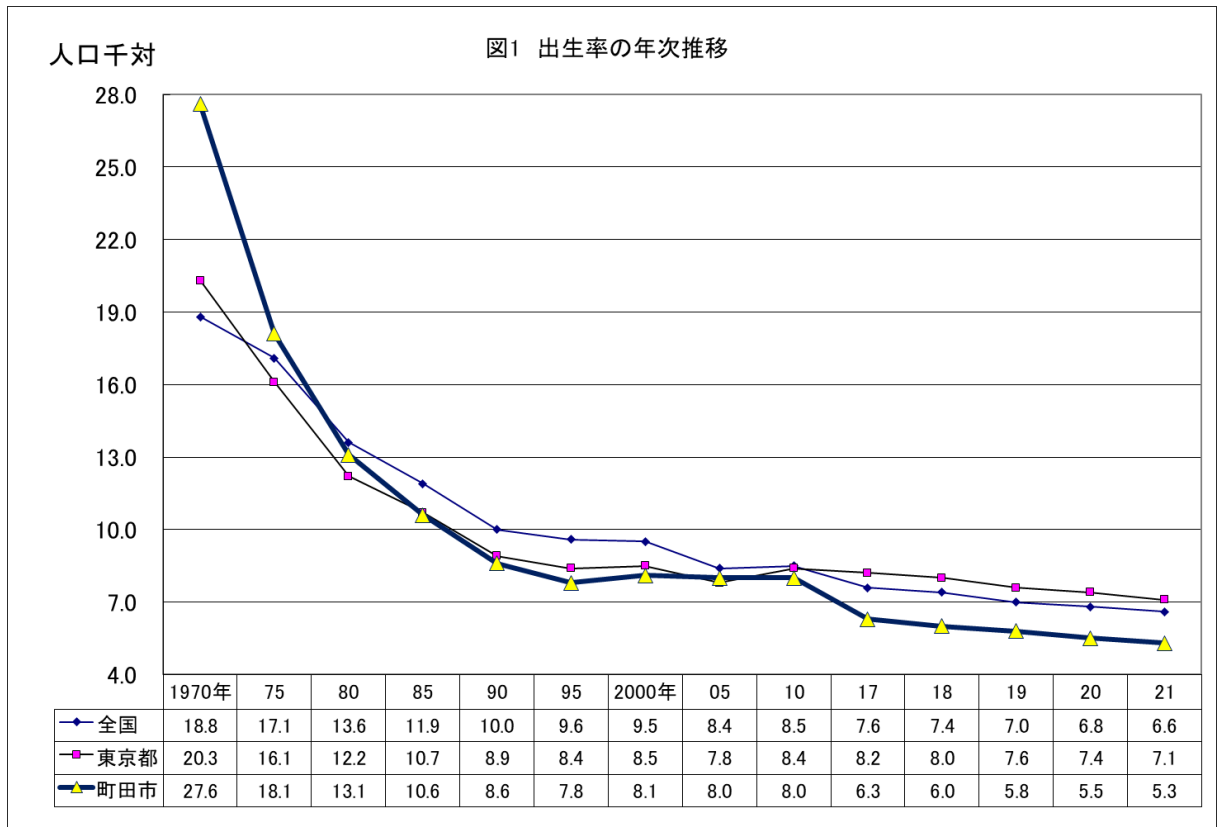


図2 合計特殊出生率の年次推移

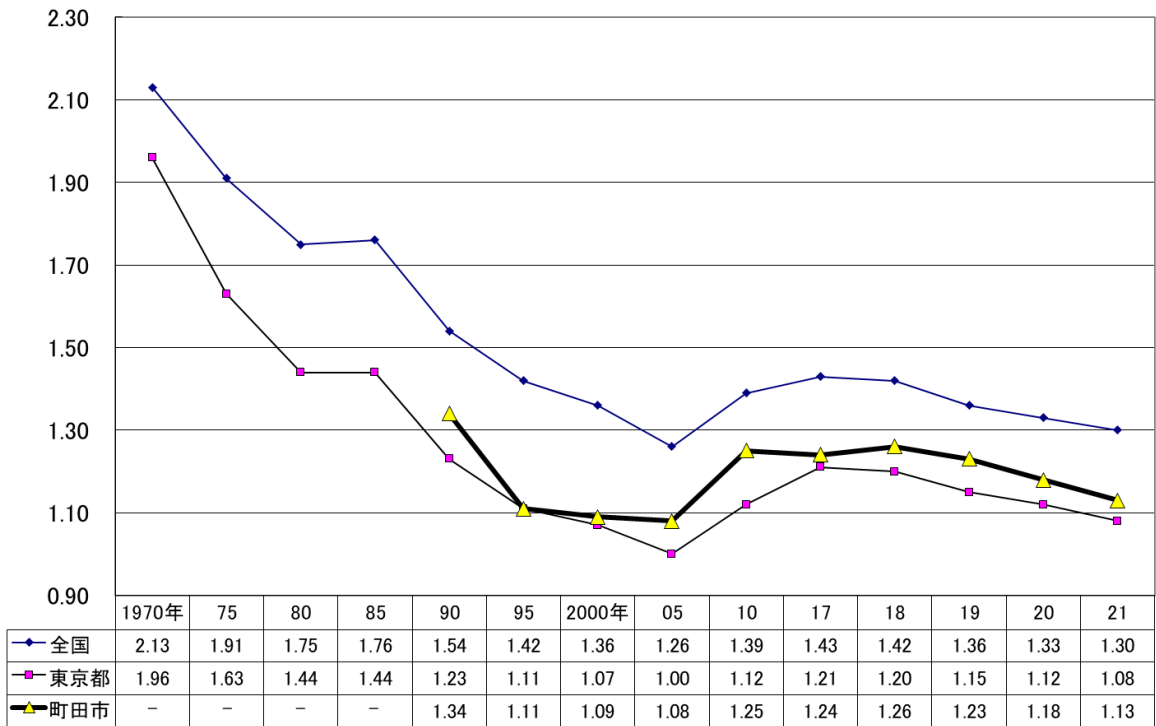
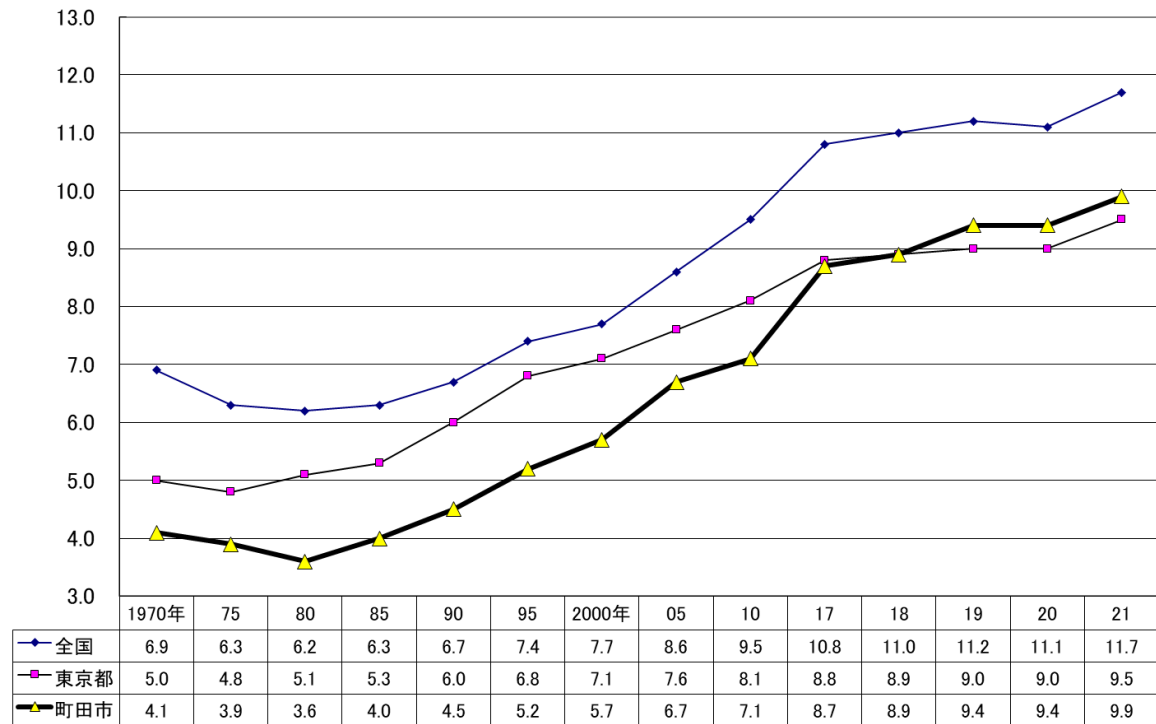


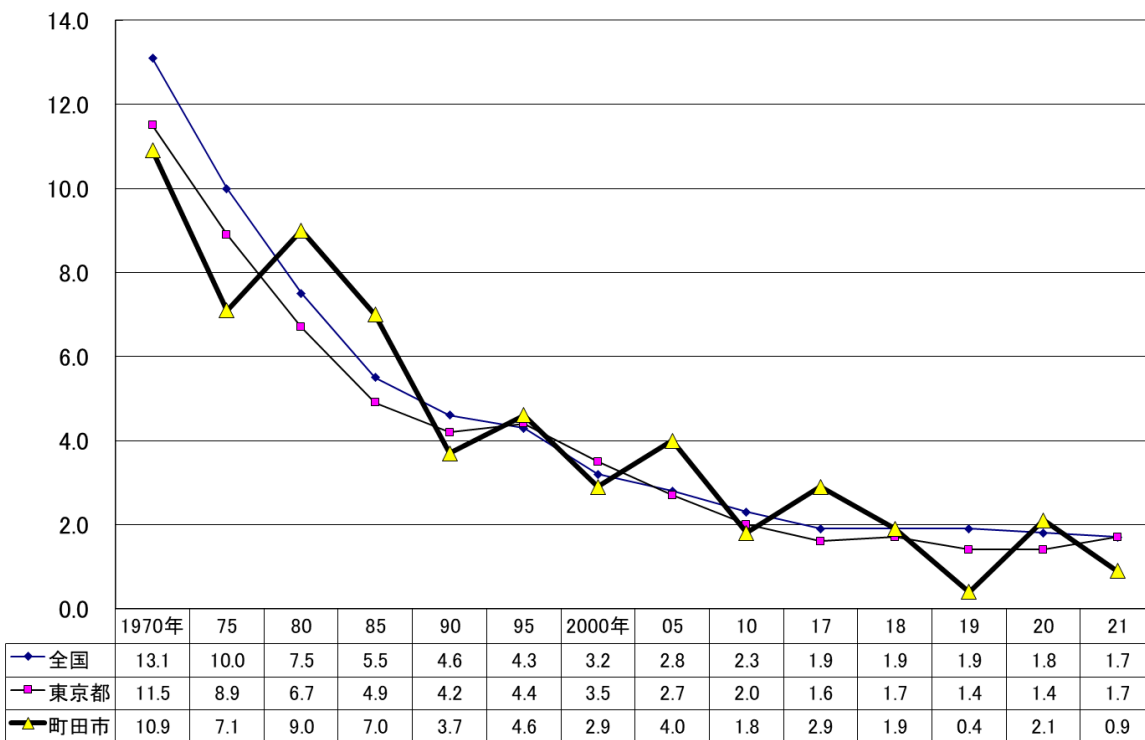
図3 死亡率の年次推移

人口千対



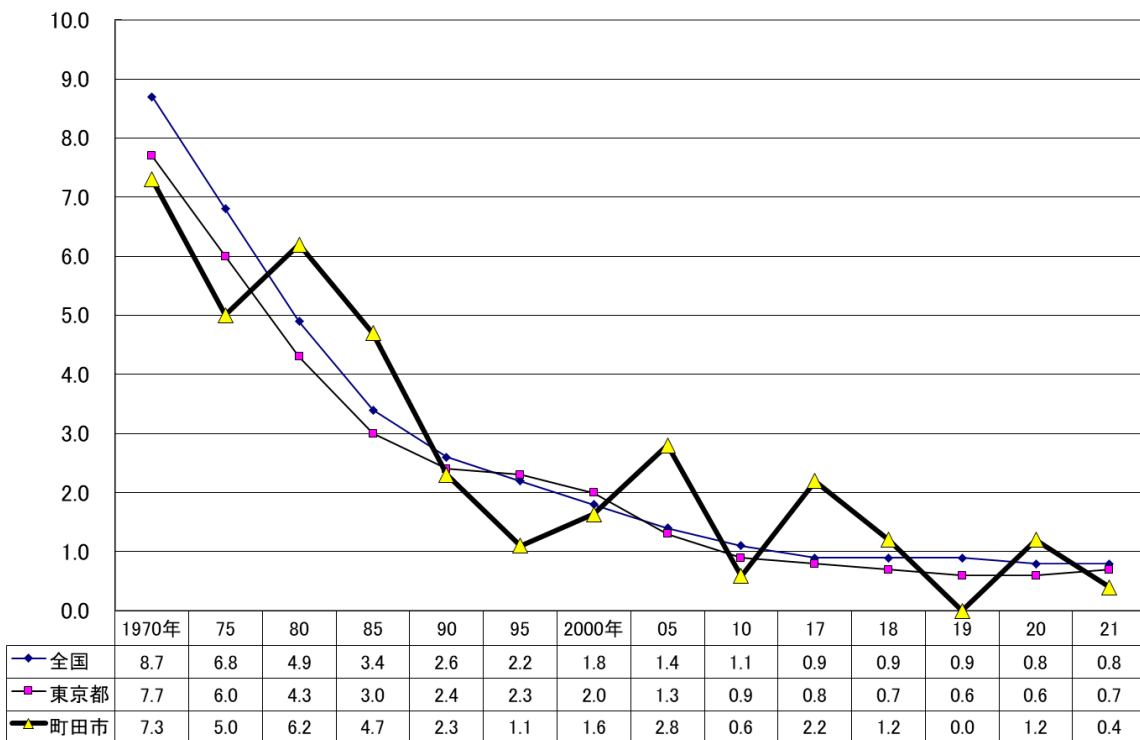
出生千対

図4 乳児死亡率の年次推移



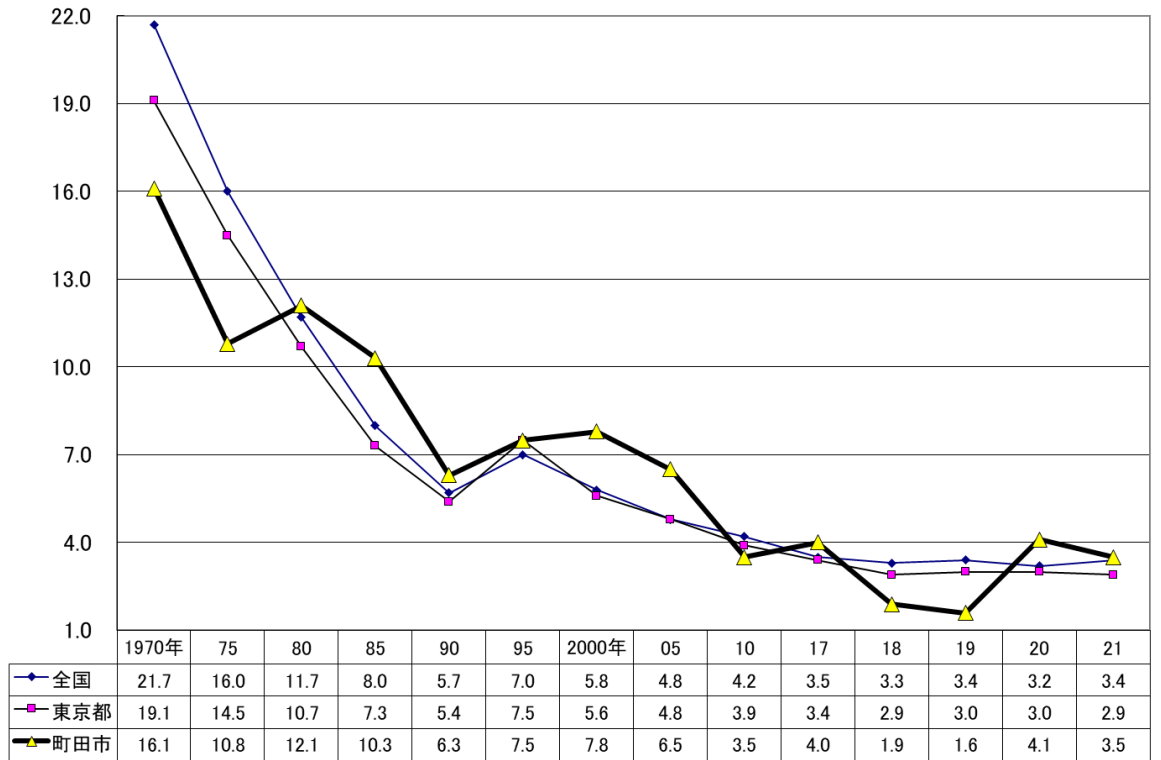
出生千対

図5 新生児死亡率の年次推移



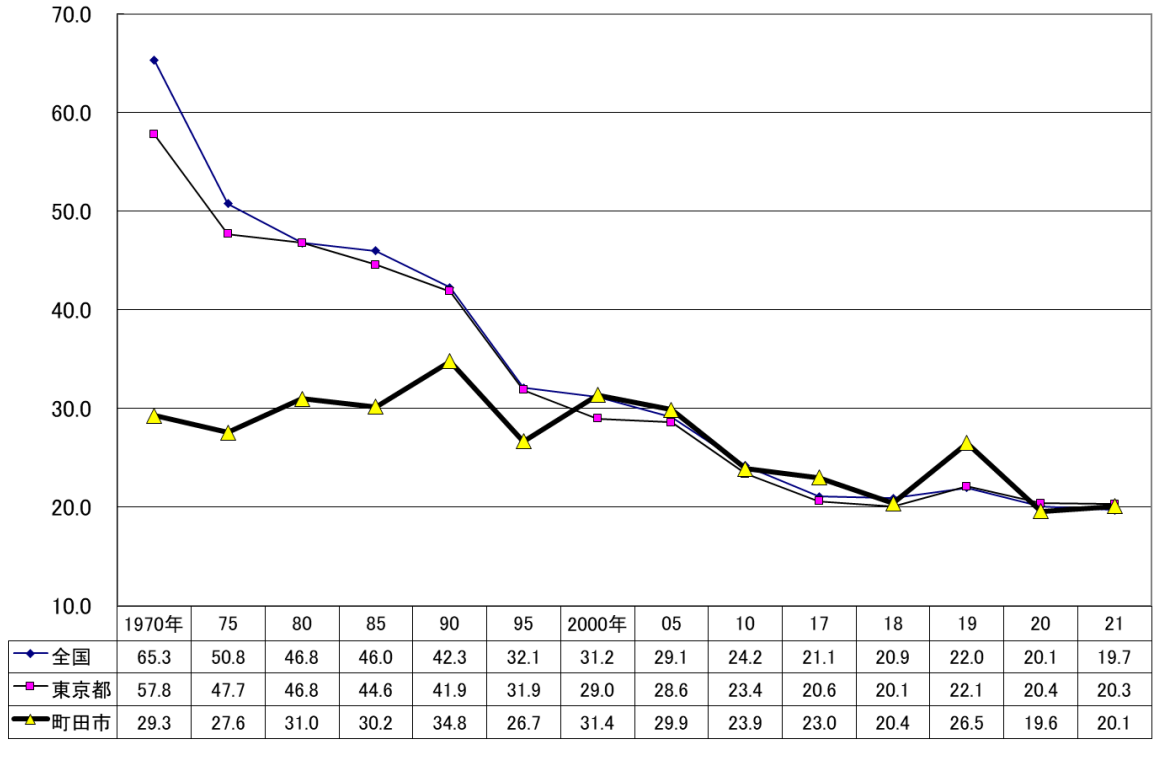
出生千対

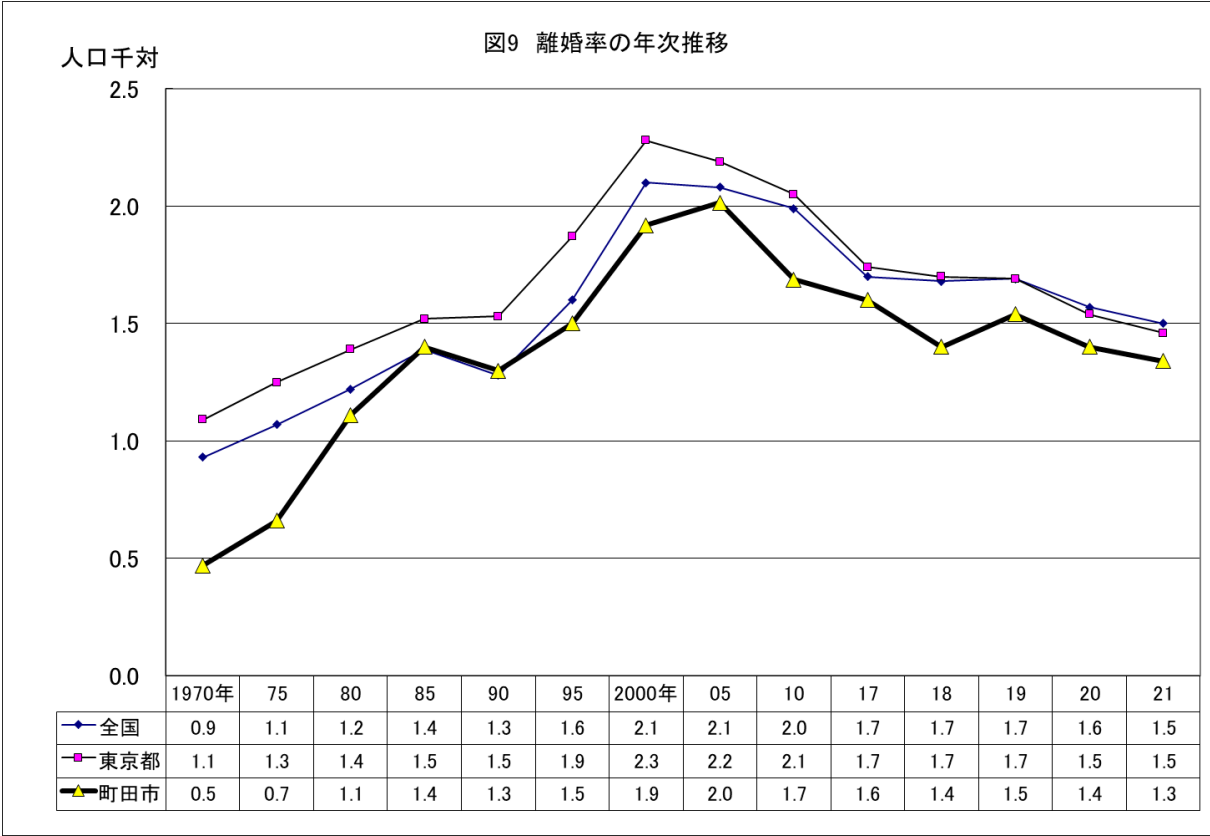
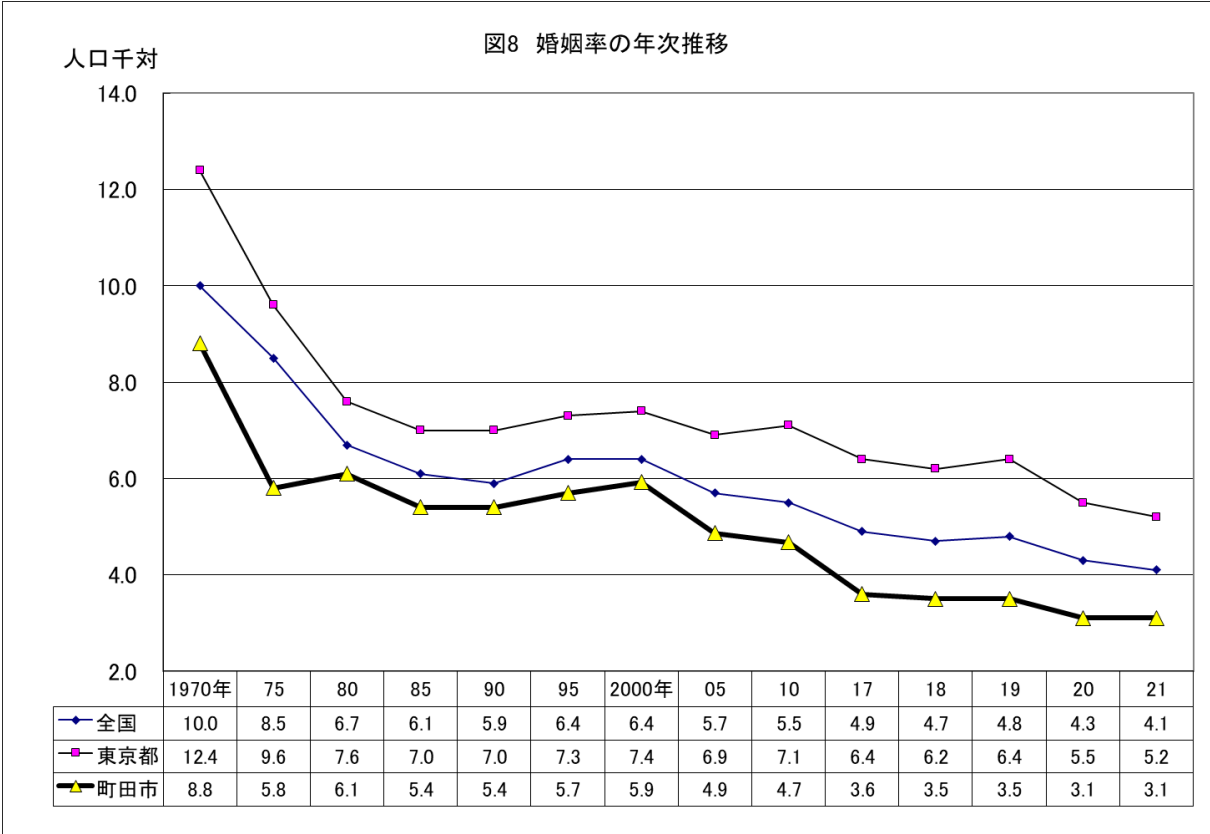
図6 周産期死亡率の年次推移



出産千対

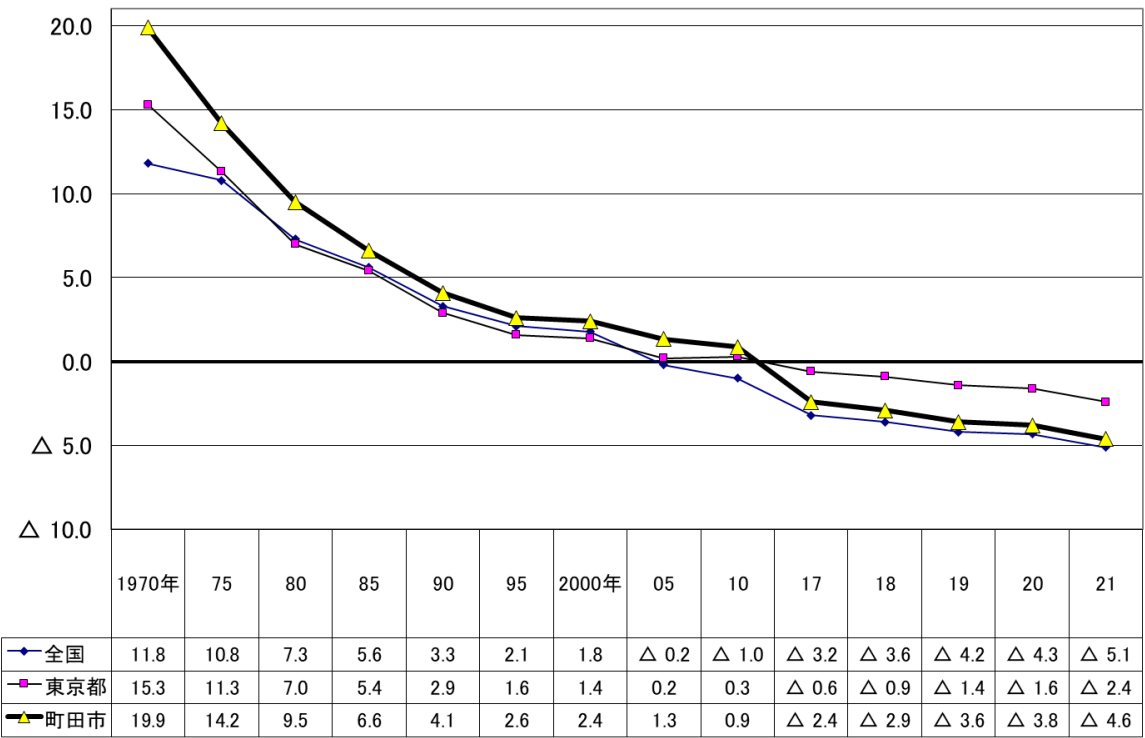
図7 死産率の年次推移





人口千対

図10 自然増減率の年次推移



(4) 主要死因別死亡数(简单分類)(表1-2)

死 因	総 数			0歳		1~4		5~9		10~14		15~19		20~24		25~29		30~34	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2020 年 総 数	4,078	2,203	1,875	3	2	1	1	-	-	2	4	2	5	8	2	3	1	7	1
年齢階級人口10万対	938.4	1,036.9	844.3	率は1~4歳を含む		53.4	41.5	-	-	19.2	39.8	17.6	46.6	69.0	17.9	31.2	10.8	69.1	10.3
2021 年 総 数	4,292	2,274	2,018	1	1	2	-	-	-	3	-	4	4	6	2	1	4	5	5
年齢階級人口10万対	991.4	1,076.0	910.7	率は1~4歳を含む		41.2	14.5	-	-	29.4	-	35.8	37.7	50.9	17.7	10.3	42.4	49.9	52.6
結 核	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪 性 新 生 物	1,172	668	504	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
年齢階級人口10万対	270.7	316.1	227.4	率は1~4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	17.0	-	-	-	-	10.5
(再掲) 食道の悪性新生物	44	37	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 胃の悪性新生物	109	76	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 結腸の悪性新生物	108	56	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	44	24	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 肝及び肝内胆管の悪性新生物	65	39	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(再掲) 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	52	28	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 膵の悪性新生物	122	49	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 気管、気管支及び肺の悪性新生物	246	162	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
(再掲) 乳房の悪性新生物	60	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 子宮の悪性新生物	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 白 血 病	30	23	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糖 尿 病	61	37	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 血 圧 性 疾 患	14	1	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心 疾 患	618	324	294	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
年齢階級人口10万対	142.7	153.3	132.7	率は1~4歳を含む		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0
(再掲) 急性心筋梗塞	65	40	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) その他の虚血性心疾患	235	136	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 不整脈及び伝導障害	51	31	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 心 不 全	208	93	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳 血 管 疾 患	298	161	137	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
年齢階級人口10万対	68.8	76.2	61.8	率は1~4歳を含む		-	-	-	-	9.8	-	-	-	-	-	-	-	-	10.5
(再掲) くも膜下出血	35	13	22	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(再掲) 脳 内 出 血	100	65	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 脳 梗 塞	153	77	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	62	34	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肺 炎	203	129	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	36	31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喘 息	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 疾 患	47	28	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腎 不 全	78	47	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老 衰	526	156	370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 慮 の 事 故	101	69	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
(再掲) 交 通 事 故	9	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 殺	66	32	34	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	3	2	-	3	3	3
そ の 他 の 全 死 因	1,001	552	449	1	1	2	-	-	-	2	-	1	-	1	-	1	1	1	-

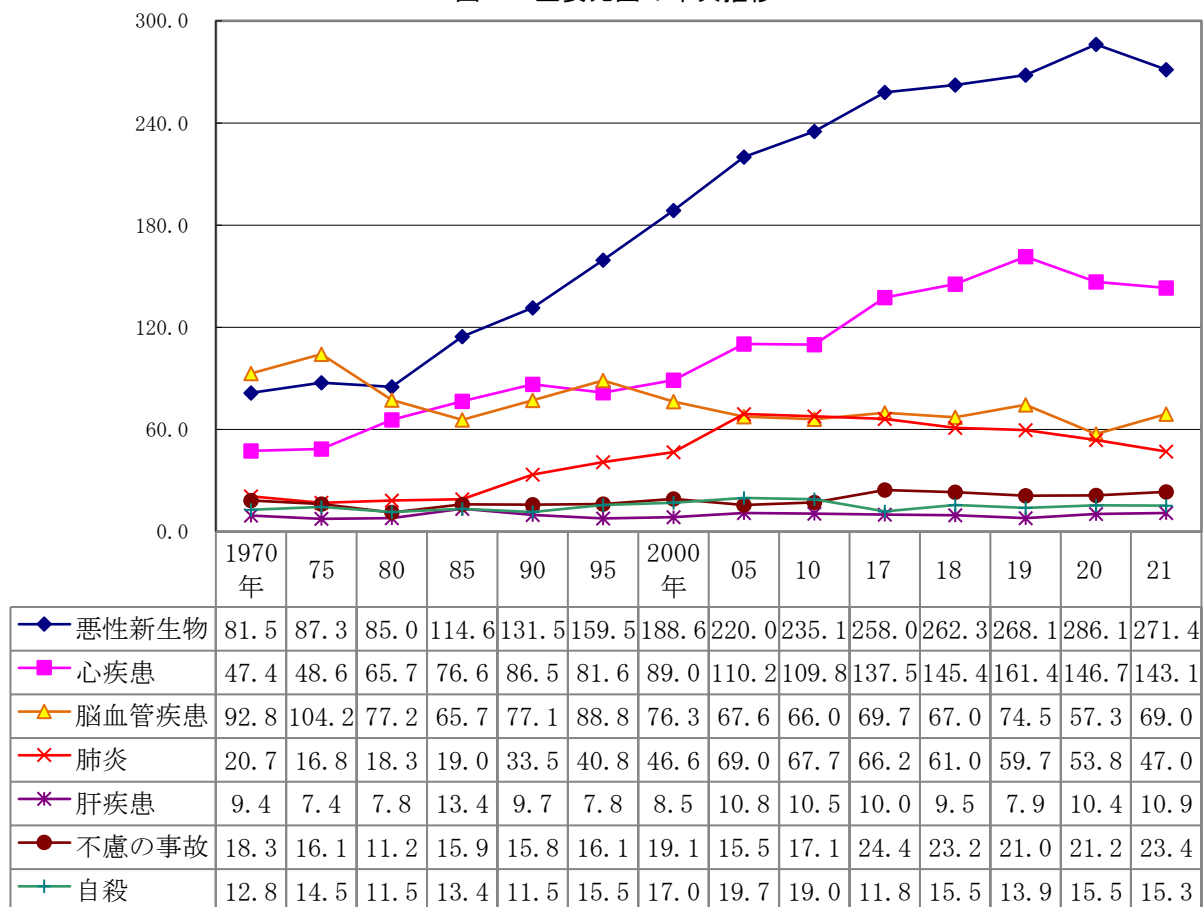
(2021年)

35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		不詳			
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
9	6	9	7	26	19	44	30	58	35	77	35	113	74	218	125	319	192	462	300	842	1,036	-	-		
72.4	50.0	59.8	47.0	136.1	101.6	244.0	178.1	401.0	252.6	667.2	294.9	955.5	574.6	1,595.6	762.7	2,842.4	1,307.5	5,382.7	2,698.3	12,866.7	8,583.3	-	-		
13	7	13	11	33	14	50	23	58	36	78	30	121	57	262	123	297	198	454	303	873	1,200	-	-		
107.7	59.8	90.2	77.3	179.3	77.5	262.9	127.8	394.7	257.5	666.8	250.4	1,068.1	464.4	1,890.3	742.6	2,781.7	1,411.8	5,125.3	2,578.3	12,421.7	9,380.9	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	
2	2	2	4	8	4	16	8	22	20	30	19	48	28	121	71	105	85	138	102	174	160	-	-		
16.6	17.1	13.9	28.1	43.5	22.1	84.1	44.5	149.7	143.0	256.5	158.6	423.7	228.1	873.0	428.7	983.4	606.1	1,557.9	867.9	2,475.8	1,250.8	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	3	-	9	1	6	4	9	-	6	2	-	-		
1	-	-	-	1	-	-	1	1	1	4	-	8	1	16	2	7	5	16	8	22	15	-	-		
-	1	-	-	-	-	2	1	2	2	3	-	3	2	11	5	11	8	11	8	13	25	-	-		
1	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	-	4	1	2	6	6	1	2	5	5	6	-	-		
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-	3	-	11	4	5	4	7	5	9	12	-	-		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	2	1	2	2	5	5	8	8	10	6	-	-		
-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	2	4	3	6	11	15	10	13	10	14	11	18	-	-		
-	-	-	1	1	1	4	-	5	3	10	2	15	4	37	11	27	12	35	21	27	29	-	-		
-	1	-	1	-	1	-	5	-	3	-	3	-	5	-	12	-	6	-	10	-	13	-	-		
-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	4	-	1	-	-		
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	3	2	2	2	7	2	7	1	-	-		
-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1	3	2	9	3	2	3	6	5	15	9	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12	-	-		
2	1	3	1	5	1	8	1	9	4	10	4	18	3	41	12	43	24	63	40	121	203	-	-		
16.6	8.5	20.8	7.0	27.2	5.5	42.1	5.6	61.2	28.6	85.5	33.4	158.9	24.4	295.8	72.5	402.7	171.1	711.2	340.4	1,721.7	1,586.9	-	-		
-	-	1	-	3	-	-	-	2	-	2	-	4	1	7	3	6	4	6	5	9	12	-	-		
1	-	1	-	-	-	6	1	3	2	5	2	8	2	17	5	19	14	29	16	47	57	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	4	1	3	1	4	2	18	16	-	-		
-	-	-	1	2	-	-	-	1	1	2	2	3	-	12	1	14	5	20	14	39	91	-	-		
1	-	3	2	5	-	6	2	5	1	8	3	5	3	15	9	28	8	27	22	57	86	-	-		
8.3	-	20.8	14.1	27.2	-	31.6	11.1	34.0	7.2	68.4	25.0	44.1	24.4	108.2	54.3	262.2	57.0	304.8	187.2	811.0	672.3	-	-		
1	-	2	2	1	-	2	-	1	1	1	1	-	1	1	2	-	2	2	5	1	7	-	-		
-	-	1	-	3	-	4	1	3	-	5	2	4	2	7	4	13	4	13	4	12	18	-	-		
-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	2	-	1	-	5	2	15	2	10	12	42	59	-	-		
1	-	-	-	2	-	-	-	1	-	1	-	5	-	2	1	6	3	9	6	7	18	-	-		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	5	-	8	-	15	6	27	13	72	55	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	-	5	-	10	3	12	2	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-		
1	-	1	-	4	2	1	1	2	-	4	-	4	1	3	-	3	2	5	3	-	10	-	-		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	1	-	1	8	1	9	3	26	25	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	6	23	22	126	341	-	-		
1	-	-	-	-	-	4	1	-	-	1	1	3	1	4	2	9	4	21	6	25	17	-	-		
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	2	-	1	-	2	-	-	-		
4	2	2	2	5	2	1	4	1	1	4	-	-	2	3	3	1	1	1	4	1	1	-	-		
1	2	2	2	4	4	12	6	15	10	17	2	28	16	52	20	65	55	115	73	233	257	-	-		

(2021年)

人口10万対

図11 主要死因の年次推移



(5) 乳児・新生児死亡数、主要要因（乳児死因分類）（表 1-3）

(2021 年)

	分類番号			Ba01	Ba02	Ba03	Ba04	Ba05	Ba06	Ba09	Ba10	Ba11	Ba12	Ba13	Ba14	Ba15	Ba16	Ba17	Ba18	Ba19	Ba20	Ba21	Ba22	Ba23	Ba35	Ba36	Ba37	Ba38	Ba39	Ba40	Ba41	Ba42	Ba43	Ba44	Ba45	Ba46	Ba50							
		生	死	総数	腸管感染症	敗血症	麻疹	ウイルス感染症	その他の感染症	悪性新生物	その他の新生物	栄養失調及びその他の栄養欠乏症	代謝障害	髄膜炎	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	脳器性疾患（高血圧性を除く）	脳疾患	脳血管疾患	インフルエンザ	肺炎	喘息	ヘルニア及び腸閉塞	肝臓疾患	腎臓疾患	週産期に発生した病態	先天奇形、変形及び染色体異常	（再掲）神経系の先天奇形	（再掲）心臓の先天奇形	（再掲）呼吸器系の先天奇形	（再掲）消化器系の先天奇形	（再掲）筋骨格系の先天奇形及び変形	（再掲）その他の先天奇形及び変形	（再掲）染色体異常、他に分類されないもの	乳幼児突然死症候群	その他のすべての疾患	慮	（再掲）胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん（吸引）	その他の外因						
町田市	総数		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1		
	生後7日未満		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7日～4週未満		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	4週～1年未満		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(6) 原因別死産数（基本分類）（表 1-4）

(2021 年)

死産の原因（母側病態）	総数	児側病態（P00～P96・Q00～Q99）													その他の																									
		週産期に発生した病態										先天奇形、変形及び染色体異常																												
		総数	に妊娠期間及び胎児発育障害	器障害と心血管障害	週産期に特異的な呼吸	感産期に特異的な	障害及び血液障害	胎児と新生児の出血性	及び体温調節の病態	胎児と新生児の外	その他の	総数	神経系の先天奇形	循環器系の先天奇形		呼吸器系の先天奇形	及び筋骨格系の先天奇形	その他の																						
2020 年 総 数	48	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	
2021 年 総 数	47	25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	21	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	
自然死産総数	26	25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	21	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現在の妊娠とは無関係の場合もあり得る母体の病態により影響を受けた胎児及び新生児	14	14	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
母体の妊娠合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
胎盤、臍帯及び卵膜の合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の分娩合併症により影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
胎盤又は母乳を介して有害な影響を受けた胎児及び新生児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病態の記載のないもの	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人工死産総数	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 母の年齢・出産順位別出生数 (表 1-5)

(2021 年)

母の年齢	出 産 順 位							
	総 数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児 以上	不 詳
総 数	2,286	995	893	309	67	14	8	-
～ 14	-	-	-	-	-	-	-	-
15 ～ 19	15	14	1	-	-	-	-	-
20 ～ 24	143	98	36	8	-	1	-	-
25 ～ 29	547	310	187	40	8	2	-	-
30 ～ 34	816	346	347	105	13	3	2	-
35 ～ 39	597	169	261	126	32	5	4	-
40 ～ 44	162	56	59	29	13	3	2	-
45 ～ 49	6	2	2	1	1	-	-	-
50 ～	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-

(8) 妊娠期間別出生体重別出生数 (表 1-6)

(2021 年)

妊娠週数	出 生 体 重											
	総数	～999	1000～ 1499	1500～ 1999	2000～ 2499	2500～ 2999	3000～ 3499	3500～ 3999	4000～ 4499	4500～ 4999	5000～	不詳
総 数	2,286	2	10	35	187	934	934	174	10	-	-	-
男	1,202	-	7	19	77	455	533	101	10	-	-	-
女	1,084	2	3	16	110	479	401	73	-	-	-	-
満42週以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満37～41週	2,152	-	1	6	133	899	929	174	10	-	-	-
満32～36週	122	-	3	26	53	35	5	-	-	-	-	-
満28～31週	9	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-
満28週未満	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-

(9) 母の年齢別合計特殊出生率 (表 1-7)

(2021年)

母の 年齢	2017年			2018年			2019年			2020年			2021年		
	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率	出生数	女子人口	出生率
15	0	2070	0.000000	0	2,012	0.000000	0	1,971	0.000000	0	1,951	0.000000	0	2,026	0.000000
16	0	2142	0.000000	3	2,089	0.001436	0	2,025	0.000000	1	1,996	0.000501	1	1,966	0.000509
17	4	2087	0.001917	3	2,157	0.001391	4	2,095	0.001909	5	2,021	0.002474	2	1,998	0.001001
18	7	2107	0.003322	8	2,135	0.003747	6	2,171	0.002764	11	2,134	0.005155	5	2,074	0.002411
19	14	2163	0.006472	12	2,224	0.005396	16	2,238	0.007149	8	2,279	0.003510	7	2,280	0.003070
20	22	2164	0.010166	19	2,174	0.008740	8	2,230	0.003587	12	2,262	0.005305	10	2,319	0.004312
21	28	2117	0.013226	27	2,163	0.012483	29	2,168	0.013376	23	2,265	0.010155	15	2,287	0.006559
22	40	2144	0.018657	30	2,139	0.014025	20	2,180	0.009174	23	2,203	0.010440	22	2,271	0.009687
23	52	2053	0.025329	44	2,090	0.021053	36	2,086	0.017258	42	2,113	0.019877	34	2,183	0.015575
24	40	1897	0.021086	70	2,026	0.034551	49	2,030	0.024138	51	2,028	0.025148	62	2,033	0.030497
25	58	1749	0.033162	71	1,852	0.038337	77	1,917	0.040167	65	1,992	0.032631	75	2,022	0.037092
26	62	1782	0.034792	86	1,721	0.049971	69	1,795	0.038440	89	1,863	0.047772	88	1,907	0.046146
27	112	1773	0.063170	90	1,730	0.052023	115	1,727	0.066589	120	1,756	0.068337	98	1,842	0.053203
28	129	1840	0.070109	138	1,703	0.081033	134	1,707	0.078500	111	1,709	0.064950	129	1,768	0.072964
29	173	1902	0.090957	161	1,760	0.091477	149	1,694	0.087957	137	1,690	0.081065	157	1,723	0.091120
30	171	1946	0.087873	178	1,859	0.095750	171	1,757	0.097325	187	1,716	0.108974	164	1,728	0.094907
31	204	1947	0.104777	178	1,909	0.093243	170	1,881	0.090377	165	1,766	0.093431	177	1,761	0.100511
32	243	2050	0.118537	183	1,971	0.092846	166	1,896	0.087553	162	1,895	0.085488	184	1,839	0.100054
33	205	2221	0.092301	191	2,078	0.091915	192	2,016	0.095238	179	1,926	0.092939	147	1,931	0.076126
34	207	2286	0.090551	182	2,262	0.080460	192	2,102	0.091342	160	2,028	0.078895	144	1,982	0.072654
35	174	2275	0.076484	173	2,300	0.075217	179	2,266	0.078994	180	2,143	0.083994	162	2,054	0.078870
36	155	2389	0.064881	185	2,289	0.080821	167	2,332	0.071612	172	2,276	0.075571	142	2,197	0.064634
37	167	2473	0.067529	161	2,395	0.067223	129	2,315	0.055724	133	2,355	0.056476	115	2,355	0.048832
38	159	2651	0.059977	119	2,483	0.047926	104	2,414	0.043082	113	2,347	0.048147	101	2,396	0.042154
39	118	2785	0.042370	92	2,693	0.034163	98	2,505	0.039122	74	2,452	0.030179	77	2,364	0.032572
40	93	2951	0.031515	66	2,801	0.023563	96	2,731	0.035152	71	2,534	0.028019	71	2,483	0.028594
41	52	3089	0.016834	55	2,952	0.018631	59	2,811	0.020989	45	2,773	0.016228	43	2,567	0.016751
42	39	3255	0.011982	31	3,116	0.009949	34	2,972	0.011440	20	2,836	0.007052	31	2,813	0.011020
43	13	3457	0.003760	18	3,286	0.005478	13	3,142	0.004137	27	3,000	0.009000	13	2,856	0.004552
44	9	3730	0.002413	8	3,432	0.002331	9	3,305	0.002723	14	3,143	0.004454	4	3,001	0.001333
45	3	3724	0.000806	3	3,740	0.000802	3	3,454	0.000869	2	3,313	0.000604	5	3,156	0.001584
46	1	3798	0.000263	0	3,723	0.000000	2	3,727	0.000537	3	3,464	0.000866	1	3,319	0.000301
47	0	3598	0.000000	0	3,805	0.000000	1	3,729	0.000268	2	3,727	0.000537	0	3,488	0.000000
48	1	3511	0.000285	3	3,597	0.000834	1	3,811	0.000262	0	3,742	0.000000	0	3,741	0.000000
49	0	3468	0.000000	0	3,517	0.000000	0	3,604	0.000000	0	3,825	0.000000	0	3,750	0.000000

VII 附属機関等

1 保健所運営協議会

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

委 員 名 簿

(2023 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
金崎 章	町田市民病院 院長
川畑 一隆	町田市町内会・自治会連合会 副会長
小宮山 文彦	警視庁南大沢警察署 署長
島貫 匡	警視庁町田警察署 署長
関根 克敏	一般社団法人 町田市薬剤師会 会長
調所 勝弘	昭和女子大学食健康科学部管理栄養学科教授
◎ 堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
中川 種栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
長崎 敏宏	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 会長
羽太 真由美	東京都獣医師会町田支部 支部長
林 泉彦	一般社団法人 町田市医師会 会長
堀内 清華	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座助教
山崎 純一	東京消防庁町田消防署 署長
渡辺 綱市	町田市民生委員・児童委員協議会 町田第二地区会長

◎印は会長

(五十音順)

2 町田市感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第6項の規定に基づき、結核患者を含めた感染症患者の入院勧告や入院期間の延長に関する事項等を審議する。

委 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏名	現職
秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
☆ 池田 寿昭	東京医科大学八王子医療センター病院長
伊原 玄英	町田駅前内科クリニック 院長
☆ 宇留間 友宜	東京医科大学八王子医療センター助教
片桐 真人	北里大学医療衛生学部教授
◎ 鈴木 道弘	黒江医院院長
竹田 宏	東京慈恵会医科大学附属第三病院感染制御室室長
☆ 平井 由児	東京医科大学八王子医療センター感染症科教授
若山 匡秀	八王子労働基準監督署町田支署長

◎印は会長

(五十音順)

☆印は、結核以外の重要案件が発生した場合に召集する。

3 町田市大気汚染障がい者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議する。

委 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏名	現職
河合 江美	町田市保健所長
鈴木 道弘	黒江医院院長
富川 盛光	おださが小児アレルギー科院長
野村 忠弘	
◎ 藤原 優子	町田市民病院小児科部長・新生児内科部長・新生児集中治療室長
保田 由喜治	やすだこどもクリニック院長

◎印は会長

(五十音順)

4 町田市食育推進計画策定及び推進委員会

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく町田市食育推進計画の策定及び推進に資するため、食育推進に関することについて調査、検討し、その結果を市長に報告する。

委 員 名 簿

(2023 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
五十子 桂祐	町田市医師会 理事
岩崎 直美	町田市立高ヶ坂小学校 校長
大崎 志保	町田市私立幼稚園協会 正和幼稚園 園長
大澤 彩	町田市立中学校 PTA 連合会 成瀬台中学校 PTA 会長
大野 薫里	町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 鶴川第一小学校 PTA 会長
亀田 文生	町田市観光コンベンション協会 事務局長
川上 璃子	都立町田総合高等学校 教諭
栗原 慶史	町田集団給食研究会 あげぼの病院 管理栄養士
佐藤 孝一	町田市農業協同組合 野菜部会部会長
進藤 悠	町田市立鶴川第三小学校 栄養教諭
千葉 勢子	町田市法人立保育園協会 井の花保育園 園長
◎ 調所 勝弘	昭和女子大学 食健康科学部 教授
戸羽 一	東京都町田市歯科医師会 副会長
新倉 敏和	町田市農業協同組合 経済部長
松井 大輔	町田商工会議所 常議員
村上 律子	町田地域活動栄養士会 会長
矢島 加都美	町田市立真光寺中学校 校長
米澤 加代	東京家政学院大学 現代生活学部 准教授
竜崎 常明	東京都町田食品衛生協会 町田調理師専門学校 調理技術部主任

◎印は委員長

(五十音順)

5 町田市地域精神保健福祉連絡協議会

町田市における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、協力体制の整備・調整等について、関係機関・団体と協議する。

委 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏名	現職
青木 範和	町田市いきいき生活部 高齢者福祉課 地域支援担当課長
有田 宏治	町田市地域福祉部 生活援護課 課長
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 所長
井上 トシ子	町田市民生委員・児童委員
金子 和彦	町田市地域福祉部 障がい福祉課 課長
河合 江美	町田市保健所長
木崎 浩治	町田警察署 生活安全課 課長
貴志 健児	町田消防署 警防課 課長
◎ 後藤 晶子	医療法人社団鶴永会 鶴が丘ガーデンホスピタル 院長
佐藤 政史	医療法人誠心会 あさひの丘メンタルクリニック 院長
島本 昌和	花いかだ心療クリニック 院長
遠山 希委子	NPO 法人町田市精神障害者さるびあ会 副会長
鳥井口 美帆	訪問看護ステーション デューン町田 管理者
中川 種栄	町田こころのクリニック 院長
中坪 裕一	町田市保健所 保健総務課 課長
松坂 剛志	地域活動支援センターまちプラ 所長
松原 清十郎	南大沢警察署 生活安全課 課長
山下 弘一	町田市医師会副会長
吉本 逸美	町田市民病院 医事課 課長

◎印は会長

(五十音順)

6 町田市難病対策地域協議会

町田市における難病対策を円滑に推進するため、関係機関との連携を深め、難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。

委 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏名	現職
青木 良浩	東京都難病ピア相談室 東京都 ALS 協会 事務局長
五十子 桂祐	一般社団法人 町田市医師会 理事 医療法人社団 創生会 町田病院 院長
小川 英世	町田市看護部長会 代表 医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 看護部長
小倉 朗子	公益財団法人 東京都医学総合研究所 難病ケア看護ユニット主席研究員
金子 和彦	町田市地域福祉部障がい福祉課 課長
河合 江美	町田市保健所 所長
刑部 登志子	町田市訪問看護ステーション連絡会 会長
黒澤 一弘	町田市いきいき生活部介護保険課 課長
小森 哲夫	国際医療福祉大学小田原保健医療学部学部長
栄山 雪路	栄山医院 院長
島津 元秀	医療法人社団 幸隆会多摩丘陵病院 院長
自見 隆弘	医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 院長
中坪 裕一	町田市保健所保健総務課 課長
長谷川 昌之	町田市ケアマネジャー連絡会 医療介護連携推進担当
林 重光	医療法人財団 明理会鶴川サナトリウム病院 院長
◎ 船津 到	医療法人社団 三医会 鶴川記念病院 院長
本田 伊織	学校法人北里研究所 北里大学病院 トータルサポートセンター ソーシャルワーカー
宮坂 晃洋	町田市防災安全部防災課 課長
矢島 寛希	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 課長代理 (在宅難病事業担当)
吉本 逸美	町田市民病院医事課 課長

◎は会長

(五十音順)

7 町田市自殺対策推進協議会

町田市自殺対策推進協議会設置要綱に基づき、町田市の自殺対策を推進するために施策に関する事等を協議する。

委 員 名 簿

(2023年3月31日現在)

氏名	現職
青 木 旦 美	町田商工会議所 女性会 副会長
秋 田 整	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
秋 山 一 弘	秋法律事務所 弁護士
荒 田 勉	町田市公立中学校長会 町田市立堺中学校長
稲 田 健	北里大学医学部 精神科学 教授
荻 野 淳 子	町田市民生委員児童委員協議会 地区会長
木 崎 浩 治	警視庁町田警察署 生活安全課長
貴 志 健 児	町田消防署 警防課長
北 澤 英 明	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
君 波 英 保	町田公共職業安定所 次長
戸 羽 一	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 副会長
中 一 登	町田市町内会・自治会連合会 副会長
◎ 中 川 種 栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
長久保 明 子	八王子労働基準監督署町田支署 支署長
早 借 洋 一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 理事長
松 村 憲 治	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
安 岡 史 紀	一般社団法人 町田市薬剤師会 理事
山 中 朗	町田市公立小学校長会 町田市立つくし野小学校長

◎印は会長

(五十音順)

8 町田市医療安全推進協議会

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 13 第 1 項の規定に基づく町田市医療安全支援センターの業務を適切かつ効果的に行うため、運営方針及び業務内容、関係機関及び団体との連絡調整、重要な事例及び専門的な事例に関する事等について協議する。

委 員 名 簿

(2023 年 3 月 31 日現在)

氏名	現職
秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
鯨岡 健人	一般社団法人町田市薬剤師会 理事
嵯峨 幸恵	町田市民病院 医療安全対策室 担当科長
◎ 杉山 恵理子	明治学院大学 心理学部心理学科 教授
高橋 京子	町田市民生委員児童委員協議会 堺地区民生委員児童委員協議会会長
長谷川 義剛	町田市町内会・自治会連合会副会長
松崎 重憲	公益社団法人東京都町田市歯科医師会 副会長
山下 弘一	一般社団法人町田市医師会 副会長

◎印は会長

(五十音順)

町田市保健所事業概要

発行年月 2023年8月
発行 町田市
編集 町田市保健所
町田市森野2丁目2番22号
電話 042 (724) 4241

刊行物番号 23-21

